

神奈川県内市町村 精神保健福祉サービス
精神障がい者福祉サービス事業所等補助事業

2023年度神奈川県精神保健福祉に関する
市町村補助事業調査報告

— 2023年9月30日現在 —

県精連要望調査委員会

特定非営利活動法人 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会

調 査 概 要

事業名：神奈川県内市町村精神保健福祉サービス及び地域活動支援センター・グループホーム等補助事業調査

実施主体：（NPO）神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会要望調査委員会

調査目的：当会では、精神障害者地域活動支援センターをはじめとした事業への市町村単独補助調査を毎年実施している。障害者総合支援法により障がい福祉サービスは市町村が主体となって実施され、サービスの内容や制度に非常に格差が生じてきている。市町村の医療費助成・在宅福祉手当等、地域格差がみられる項目や神奈川県と市町村の協調事業の実施状況を調査し、精神障がい者の方々やご家族、関係者が、居住する市町村でどのようなサービスが受けられるかを周知すること及び格差是正のためのデータとすることを目的とする。

調査内容：1. 精神保健福祉（障害者総合支援法関係事業等）に関するサービスについて
2. 障害者虐待防止対策について
3. 障害者総合支援法による事業への市町村補助について
4. 神奈川県との事業について

調査期間：2023年12月1日（金）～12月28日（木）

調査対象：神奈川県内の33市町村

調査方法：各市町村障害福祉担当課にアンケートを送付し回答を得た。回答回収：33対象（回答率100%）

※ 市町村ホームページからの調査内容も補足として、掲載。

2023年度
精神保健福祉に関するサービス
障害者総合支援法関係

福祉サービス事業所数（介護給付）

市町村名		介護給付 事業所数													
		居宅介護		重度訪問介護		行動援護		生活介護		療養介護		短期入所		施設入居支援	
		総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	定めなし	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数
政令市	横浜市	734	606	607	555	103	81	269	88	4	0	73	11	30	0
	川崎市	227	198	188	165	53	47	84	35	1	0	24	6	7	2
	相模原市	160	134	128	110	15	14	76	47	2	0	57	35	8	2
横須賀・三浦	横須賀市	63	48	47	40	2	1	42	12	1	0	18	8	8	0
	鎌倉市	36	22	30	26	3	3	15	3	1	0	6	1	1	0
	逗子市	11	7	10	0	1	0	3	0	0	0	2	0	0	0
	三浦市	5	0	5	0	0	0	3	0	0	0	3	1	0	0
	葉山町	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
湘南東部	藤沢市	75	53	69	55	7	5	35	14	0	0	23	13	3	0
	茅ヶ崎市	33	25	30	27	3	2	18	10	0	0	8	4	2	0
	寒川町	6	6	7	7	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
湘南西部	平塚市	32	27	30	26	0	0	27	13	0	0	17	6	6	0
	秦野市	20	13	18	16	4	2	26	4	1	0	23	5	9	0
	伊勢原市	18	14	15	12	2	1	6	2	0	0	3	2	1	0
	大磯町	2	0	2	0	0	0	3	0	0	0	1	0	1	0
	二宮町	3	3	2	2	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0

市町村名		介護給付 事業所数													
		居宅介護		重度訪問介護		行動援護		生活介護		療養介護		短期入所		施設入居支援	
		総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	定めなし	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数
県央	厚木市	41	30	35	31	7	4	19	4	1	0	18	3	9	0
	大和市	31	22	29	21	2	1	19	5	0	0	6	2	1	0
	海老名市	16	15	15	15	1	1	8	4	0	0	4	3	1	0
	座間市	18	18	16	10	0	0	7	2	0	0	8	3	1	0
	綾瀬市	6	0	6	0	0	0	9	0	0	0	3	0	3	0
	愛川町	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	清川村	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0
県西	小田原市	32	0	28	0	3	0	15	0	2	0	16	0	4	0
	南足柄市	5	5	4	4	0	0	6	3	0	0	4	3	1	0
	中井町	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	0
	大井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	松田町	2	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	山北町	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	開成町	3	2	1	1	0	0	2	1	0	0	1	1	0	0
	箱根町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯河原町	3	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0

※主ではないが県登録済みで精神障害者対応可能な事業所数も含み回答している市町村あり

市町村名		訓練等給付 事業所数															
		自立訓練				就労移行支援		就労定着支援		自立生活援助		就労継続支援					
		機能訓練		生活訓練								A型（雇用）		B型（平均工賃型）		B型（一律評価型）	
		総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数
政令市	横浜市	2	0	28	25	91	79	60	55	41	27	34	31	226	154	0	0
	川崎市	2	0	19	17	40	37	25	24	3	3	22	22	75	61	0	0
	相模原市	0	0	7	6	17	16	11	10	3	3	15	14	76	69	3	3
横須賀・三浦	横須賀市	0	0	2	1	7	7	5	4	2	0	4	4	28	23	0	0
	鎌倉市	0	0	2	2	4	3	2	2	0	0	5	4	15	12	*1*2内訳は不明	*1*2内訳は不明
	逗子市	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	3	2	0	0
	三浦市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0
	葉山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1
湘南東部	藤沢市	0	0	6	5	21	18	14	12	3	2	5	4	34	26	0	0
	茅ヶ崎市	0	0	0	0	3	3	1	1	0	0	2	2	14	12	0	0
	寒川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	3	0	0
湘南西部	平塚市	0	0	1	1	8	7	5	4	0	0	5	4	26	19	0	0
	秦野市	1	0	1	0	2	1	2	1	1	0	0	0	23	16	0	0
	伊勢原市	0	0	0	0	2	1	2	1	0	0	3	3	9	9	0	0
	大磯町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0
	二宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	3	0	0

市町村名		訓練等給付 事業所数															
		自立訓練				就労移行支援		就労定着支援		自立生活援助		就労継続支援					
		機能訓練		生活訓練								A型（雇用）		B型（平均工賃型）		B型（非雇用）	
		総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数
県央	厚木市	1	0	2	1	6	6	5	5	0	0	1	1	28	20	0	0
	大和市	0	0	4	4	5	4	7	5	0	0	3	3	22	13	0	0
	海老名市	0	0	0	0	8	7	4	3	0	0	5	5	15(※非雇用と合算数 内訳は不明)	12	15(※平均工賃型と合算数 内訳は不明)	0
	座間市	0	0	0	0	2	1	2	1	1	1	0	0	19	16	0	0
	綾瀬市	0	0	0	0	2	0	1	0	2	0	0	0	5	0	0	0
	愛川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	5	2	0	0
	清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
県西	小田原市	1	0	0	0	4	0	1	0	0	0	2	0	25	0	0	0
	南足柄市	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	5	3	0	0
	中井町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	大井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	松田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	山北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	開成町	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	3
	箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	

※主ではないが県登録済みで精神障害者対応可能な事業所数も含み回答している市町村あり。

市町村名		訓練等給付 事業所数									
		共同生活援助（グループホーム）									
		介護サービス包括型				外部サービス利用型				日中サービス支援型	
		総事業所数		主たる対象が精神障がい者の事業所数		総事業所数		主たる対象が精神障がい者の事業所数		総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数
			サテライト型		サテライト型		サテライト型		サテライト型		
政令市	横浜市	278	39	135	24	0	0	0	0	6	2
	川崎市	110	12	41	9	2	0	2	0	3	2
	相模原市	84	14	45	13	0	0	0	0	9	8
横須賀・三浦	横須賀市	60	0	29	0	0	0	0	0	0	0
	鎌倉市	16	0	10	0	0	0	0	0	0	0
	逗子市	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	三浦市	9	0	1	0	0	0	0	0	1	0
	葉山町	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湘南東部	藤沢市	44	4	44	4	0	0	0	0	9	9
	茅ヶ崎市	28	0	21	0	0	0	0	0	3	3
	寒川町	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湘南西部	平塚市	34	1	24	0	0	0	0	0	3	2
	秦野市	35	0	26	0	0	0	0	0	3	3
	伊勢原市	13	0	9	0	1	0	0	0	1	1
	大磯町	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	二宮町	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0

市町村名		訓練等給付 事業所数									
		共同生活援助（グループホーム）									
		介護サービス包括型				外部サービス利用型				日中サービス支援型	
		総事業所数		主たる対象が精神障がい者の事業所数		総事業所数		主たる対象が精神障がい者の事業所数		総事業所数	主たる対象が精神障がい者の事業所数
			サテライト型		サテライト型		サテライト型		サテライト型		
県央	厚木市	22	0	11	0	0	0	0	0	4	0
	大和市	31	2	19	0	0	0	0	0	3	2
	海老名市	11	0	4	0	0	0	0	0	2	2
	座間市	16	0	12	0	0	0	0	0	2	2
	綾瀬市	11	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	愛川町	7	0	3	0	0	0	0	0	0	0
	清川村	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
県西	小田原市	53	0	2	0	0	0	0	0	2	0
	南足柄市	2	0	2	0	0	0	0	0	2	2
	中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	大井町	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	松田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	開成町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯河原町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※主ではないが県登録済みで精神障害者対応可能な事業所数も含み回答している市町村あり。

■＜地域生活支援事業＞

市町村名	相談支援事業		コミュニケーション支援事業		日常生活用具給付事業		住宅入居（居住サポート）		移動支援事業			地域活動支援センター機能強化事業所数							
	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	I型	II型	III型	その他			
政令市	横浜市	無	36	無	65歳に達する日の前日までに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する方であって、要綱に定める対象者要件に該当する方	無	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する方であって、横浜市重度障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱の別表1の各品目に定める対象者要件に該当する方	1割負担（減免や対象外あり）				【ガイドヘルプ・ガイドボランティア】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する者（知的障害児・者を除く）で外出に支援を要する者	【ガイヘル】455 【ガイボラ】22	【ガイヘル】原則1割 【ガイボラ】無償		・横浜市精神障害者生活支援センター 市内在住の精神障害者 18 無 ・横浜市地域活動支援センター事業精神障害者地域作業所型 市内在住の精神障害者（各事業所の要件によります） 62 無	無		
	川崎市		26	無		要綱参照						・障害支援区分1以上 ・行動援護などの障害福祉サービス対象者は利用不可 ※詳細は要綱参照	利用料の1割（自己負担上限あり）	川崎市内に住所を有する障害者	川崎市内に住所を有する障害者	川崎市内に住所を有する障害者	7	0	8
													無	無	無				

市町村名	相談支援事業			コミュニケーション支援事業			日常生活用具給付事業			住宅入居（居住サポート）			移動支援事業			地域活動支援センター機能強化事業所数				
	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	I型	II型	III型	その他	
																利用要件				
																精神対象事業所数				
																利用料				
政令市 相模原市	基幹相談支援センター等機能強化事業として実施市内に住所を有する又は市の援護を受けている障害児者及びその家族等	3	無料	<手話通訳者・要約筆記者の派遣>聴覚障害または音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害による身体障害者手帳の交付を受けている者	-	無料	精神障害者保健福祉手帳1～2級の方（一部品目）※障害者本人のみの世帯及びこれに準じる世帯（頭部保護帽を除く）	-	原則1割負担（品目ごとに上限額有）	-	-	-	社会生活上必要不可欠な外出又は社会参加のための外出（宿泊を伴う外出など対象外あり）	179	所得による	市内に住所を有し、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、又は自立支援医療（精神通院医療）受給者及びその家族（利用料は無料、ただしイベント・研修等での実費徴収あり）	なし	精神障害等があり、企業等に就労することが困難であるため、地域活動支援センターの利用が適当であると市長が認める者（利用料は無料、ただしイベント・研修等での実費徴収あり）		
																4	-	4		
																無	-	無		
横須賀市 鎌倉市	精神障害者	14	無	精神障害者は対象となっていない	-	-	精神障害者は対象となっていない	-	-	-	-	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの	31	1割負担（上限額あり）	0	0	0			
															1	0	2			
	市内在住の障害者等	7	なし	市内在住の障害者等	0	なし	市内在住の障害者等	所得に応じる	市内在住の障害者	0	なし	屋外での移動が困難な障害者等	14	原則1割	市内在住の障害者	市内在住の障害者	市内在住の障害者			
															無	無	無			

市町村名	相談支援事業			コミュニケーション支援事業			日常生活用具給付事業			住宅入居（居住サポート）			移動支援事業			地域活動支援センター機能強化事業所数				
	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	I型	II型	III型	その他	
横須賀・三浦	逗子市	障害者手帳または自立支援（精神通院）受給者保持者、難病の方	1	0円	市内居住者	1	0円	市内居住者	0	0円	市内居住者	1	0円	障害者手帳または自立支援（精神通院）受給者保持者、難病の方	4	0円		-		
																		1		
																		無		
	三浦市	障害をお持ちの方	3															満15歳以上の在宅障害者	満15歳以上の在宅障害者	
																		1	3	
																		有	無	
	葉山町	町内在住の障害者、障害者の保護者または介護をする者	1	無	聴覚障害のある者、手話の技術を習得したい者	無		品目によって異なる		原則1割						原則1割				

市町村名	相談支援事業		コミュニケーション支援事業		日常生活用具給付事業		住宅入居（居住サポート）		移動支援事業			地域活動支援センター機能強化事業所数									
	利用要件	精神対応事業所数	利用要件	精神対応事業所数	利用要件	精神対応事業所数	利用要件	精神対応事業所数	利用要件	精神対応事業所数	利用要件	I型	II型	III型	その他						
湘南東部	藤沢市	藤沢市在住の障がい者等とその家族	4	なし	精神障がい者は対象外 ※ただし、藤沢市内在住で聴覚、音声機能または言語機能の身体障がい者手帳の交付を受けている方は対象	—	—	藤沢市在住で、在宅の障がい児・者（種目別に規定あり） ※ただし、次の場合は対象外 ・18歳以上：本人又は配偶者のうち最多納税者の市民税所得割額が46万円以上の場合 ・18歳未満：住民票上の世帯の最多納税者の市民税所得割額が46万円以上の場合	—	基準額の1割負担	藤沢市在住の障がい者等とその家族	4	なし	藤沢市在住の障がい者等が、移動時及びそれに伴う外出の際に支援が必要な場合。（通勤等経済活動や通院にかかる外出を除く）	37	5%（非課税・生活保護世帯〇）	藤沢市在住の障がい者等		藤沢市在住の障がい者等		精神対象事業所数7 5%（非課税・生活保護世帯〇）
	茅ヶ崎市	市内在住の障がい者とその家族	委託	無	市内に住所を有する聴覚障がい者等（聴覚障害、音声機能障害、言語機能障害）	直営	無	市内に住所を有する手帳（身体、療育、精神）保持者等	直営	有	（地域生活支援事業外で実施）	—	—	余暇活動等社会参加のための外出において、屋外での移動が困難な市内に住所を有する障がい児者	22	有	1 市内に住所を有する手帳（身体、療育、精神）保持者等 無	—	7 市内に住所を有する手帳（身体、療育、精神）保持者等 無	13 日中一時支援 日中活動の場が必要な市内に住所を有する障がい児者 〇 福祉ホーム 住居を求めている市内に住所を有する障がい者	有

市町村名	相談支援事業			コミュニケーション支援事業			日常生活用具給付事業			住宅入居（居住サポート）			移動支援事業			地域活動支援センター機能強化事業所数											
	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	I型	II型	III型	その他								
																利用要件				精神対象事業所数				利用料			
																精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、精神障害を支給事由とする年金給付を受けている者又は自立支援の支給認定を受けている者				1 無							
湘南東部	寒川町	寒川町内在住の障害者とその家族、支援をしている方	2	無			各用具につき、条件を満たす等級の手帳、該当の症状がある方		所得により自己負担有			手帳取得者	2	所得により自己負担有													
湘南西部	平塚市	精神に障がいのある児者、その保護者、介護者等	1	無	聴覚障がい者等	無	給付対象品目 ・頭部保護帽：てんかんの発作などにより頻繁に転倒する方 ・火災報知器/自動消火器：火災発生の感知・避難が困難な重度障がい者（世帯に1回のみ） なお、市民税所得割額が46万円以上の方と同世帯の場合は、対象外 ※世帯の範囲：対象者が18歳以上の場合は、本人及び配偶者。18歳未満（施設入所中の場合は18歳、19歳を含む。）の場合は、保護者の属する住民票上の世帯	－	市民税所得割額が課税世帯の場合、給付物品全額の10%			市内に居住する全身性障がい児者、知的障がい児者、精神障がい児者、難病患者等（18歳未満は外出時に保護者が付き添えない場合）	12	サービスに要した費用の10%（所得により上限あり）	市内に居住する満65歳未満の障がい児者で、利用が必要かつ有効と認められる者（施設入所者を除く）	－	市内に居住する満65歳未満の障がい児者で、利用が必要かつ有効と認められる者（施設入所者を除く）	日中一時支援事業：市内に居住する障がい児者で、当該障がい児者の家族の就労及び障がい児者を日中に介護している家族の一時的な休息を図ることが必要と認められる者 精神対象事業所数：4	サービスに要した費用の10%（所得により上限あり）								
															1	－	7										
															有		有										

市町村名	相談支援事業		コミュニケーション支援事業		日常生活用具給付事業		住宅入居（居住サポート）		移動支援事業		地域活動支援センター機能強化事業所数							
	利用要件	精神対応事業所数 利用料等	利用要件	精神対応事業所数 利用料等	利用要件	精神対応事業所数 利用料等	利用要件	精神対応事業所数 利用料等	利用要件	精神対応事業所数 利用料等	I型	II型	III型	その他				
											利用要件							
											精神対象事業所数							
											利用料							
湘南西部	秦野市	特に無し	10	無			火災警報器・自動消火器1級所持者のうち火災の発生の感知および避難が著しく困難なもの（単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合）	-	有料（1割負担、非課税無料）			精神障害者福祉保健手帳の交付を受けている者	22	有	市内に住民票がある人			
															1	-	-	
															無	-	-	
	伊勢原市	原則、市民の方。	17	なし	-	-	障害者手帳の交付を受けている方で必要と認められる方。難病が必要と認められる方		原則10%非課税者・生活保護世代はなし	-	-	精神保健福祉手帳の交付を受けている方、自立支援医療（精神科通院医療）の受給者証をお持ちの方	10	原則10%非課税者・生活保護世代はなし	-	-	原則、市内在住で地域において就労が困難なもの等	
-															-	2		
無															無	無		
大磯町	原則手帳保持者、精神障がい事由とする年金等受給者、自立支援医療受給者証所持者	1	無	原則手帳保持者、精神障がいを事由とする年金等受給者、自立支援医療受給者証所持者	1	無	原則手帳保持者、精神障がいを事由とする年金等受給者、自立支援医療受給者証所持者	0	1割	原則手帳保持者、精神障がいを事由とする年金等受給者、自立支援医療受給者証所持者	0	1割	無	無	無			
二宮町	手帳所持者、自立支援医療所持者	2	無	視覚障害・聴覚障害の方	-	0	身体障害者手帳、難病の方対象	-	-	委託相談支援事業にその一端を担っている。	0	0	精神障害者手帳もしくは自立支援医療取得者であり、外出にサポートが必要な方。	無	無	無		

市町村名	相談支援事業		コミュニケーション支援事業		日常生活用具給付事業		住宅入居（居住サポート）		移動支援事業			地域活動支援センター機能強化事業所数				
	利用要件	精神対応事業所数 利用料等	利用要件	精神対応事業所数 利用料等	利用要件	精神対応事業所数 利用料等	利用要件	精神対応事業所数 利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	I型	II型	III型	その他	
厚木市	厚木市の援護を必要とする障がい者等	7	無								精神保健福祉手帳の交付を受けている精神障害児・者、精神障害を支給事由とする年金等の受給者又は自立支援医療（精神通院）支給決定者	88			原則として市内に住所を有する者で、当該地域活動支援センターの利用者が適当であると市長が認められた者 ※精神障がい者が利用している事業所数	
																5
																無
大和市	市内在住の精神保健福祉手帳保持者、自立支援医療（精神通院）受給者とその家族	3	無			・発作等により転倒する恐れがあり頭部保護帽を必要としている方 ・火災報知器、自動消火器については1、2級の方	有（一部無）	市内在住在勤の方で、本研修をはじめて受講する方で、すべての日程に参加可能な方	無（テキスト代のみ負担有）	精神保健福祉手帳保持者、自立支援医療（精神通院）受給者、精神障がいを事由とする年金等を受給している方	14	有（一部無）	精神障がいがある程度安定している市内在住の方	1	一部有	
海老名市	総合支援法に規定する障がい福祉サービス利用者	8	0	対象外		頭部保護帽:精神保健福祉手帳を所持し、てんかん発作により頭髪に転倒するもの		課税者1割		精神手帳1・2級			手帳の有無を問わない。	無し	無し	
																1
																無

市町村名	相談支援事業			コミュニケーション支援事業			日常生活用具給付事業			住宅入居（居住サポート）			移動支援事業			地域活動支援センター機能強化事業所数											
	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	I型	II型	III型	その他								
																利用要件				精神対象事業所数				利用料			
県央	座間市	市内に住所を有するか、市が援護の実施者となる精神障がい者及びその家族	1	0									精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、屋外での移動が困難なもの	7	1割負担 上限あり	市内に住所を有する精神障がい者		市内に住所を有する精神障がい者									
																無		無									
	綾瀬市	市の支援を必要とする障がい児者及びその家族・介護者	1	無	-									市内在住の精神障がい者で、屋外での外出が困難な者の社会的外出、余暇活動での外出	4	1割（生保・非課税世帯は、無）	市内在住の精神障がい者であること		市内在住の精神障がい者であること								
																	1		1								
																	無		無								
	愛川町		2											視覚1・2級、肢体1級（両上肢及び下肢）知的障がい者及び精神障がい者等	2	原則1割負担			町内に住所を有するもので、事業の利用が適当であると町長が認めるもの。								
																			1								
																			無								
	清川村	村内在住で手帳を所持している者、または自立支援医療（精神通院）を利用している者及びその家族	0	無										精神保健福祉手帳所持者	原則1割負担												

市町村名	相談支援事業		コミュニケーション支援事業		日常生活用具給付事業		住宅入居（居住サポート）		移動支援事業			地域活動支援センター機能強化事業所数												
	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	I型	II型	III型	その他								
													利用要件				精神対象事業所数				利用料			
県西	小田原市	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町在住の障害者等	1	無	精神障がい者が対象のものはない	-		-	不明	収入に応じる			屋外での移動が困難な障がい者原則として月に48時間が上限	18	収入に応じる		市内（小田原市と協定を締結した自治体も含む）に住所を有する障がい者等	訪問入浴サービス事業 精神障害者保健福祉手帳1級または障害年金1級で、入浴に介助を必要とし、居宅以外の入浴が困難な方 2 収入に応じる 日中一時支援サービス 日中に介護者が不在となり、一時的な見守り支援が必要となる障がい児者 3 収入に応じる 重度障がい者緊急通報システム 65歳未満の単身または、対象者以外が高齢者のみの世帯で、精神障がい者保健福祉手帳1級または障害年金1級 1 無 食の自立支援事業 精神保健福祉手帳1級または障害年金1級の単身者 7 1食500円						
																		3						
																		無						
	南足柄市	市内に住所を有する障害者等	1	無											11	有	市内に住所を有する障害者等	精神保健福祉手帳又は自立支援医療（精神通院）受給者						
																		1						
																		無						
	中井町	町内に住所を有する障害者（足柄上地区1市5町と共同で設置）	3障がい対応	無												サービスの1割+運賃	町内に住所を有する障がい者	町が認めた者であること						
																		1						
																		無						
	大井町	町内に住所を有する障がい児者	0	無												1割	町内に住所を有する障がい児者	町内に住所を有する障がい児者						
																		0						
																		無						

市町村名	相談支援事業			コミュニケーション支援事業			日常生活用具給付事業			住宅入居（居住サポート）			移動支援事業			地域活動支援センター機能強化事業所数															
	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	利用要件	精神対応事業所数	利用料等	I型	II型	III型	その他												
																利用要件				精神対象事業所数				利用料							
																町内に住所を有する障害者				無				町内に住所を有する障害者				町内に住所を有する障害者			
																無				町内に住所を有する聴覚障害者				無				無			
県西	松田町	障害者手帳お持ちの方	無	町内に住所を有する聴覚障害者	無	無	町内に住所を有する方で、身体障害者手帳、難病（要件に該当する方）対象者	無	原則1割	無	無	無	町内に住所を有する方で身体障害者手帳（視覚または車椅子利用者）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者	原則1割	無	無	無	無	無												
	山北町	町内に住所を有する障害者（南足柄市及び足柄上郡5町と共同設置）	0	無し	町内に住所を有する聴覚障害者	0	町内に住所を有する障害者	0	無	無	0	無	町内に住所を有する障害者	0	0	無	無	無	無												
	開成町	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けている者等	2	0	精神障害は対象外	0	0	精神障害でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	0	所得に応じる	無	無	無	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けている者等	2	30分 1,040円～	1	無	無	無											
	箱根町	無	0	無	0	0	精神保健福祉手帳1級所持者	0	所得により有	無	無	無	精神保健福祉手帳所持者	2	所得により有	1	無	無	精神保健福祉手帳所持者												
	真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
	湯河原町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0											

市町村名		実施主体		
		市町村	委託	内容・委託先 等
政令市	横浜市	●		<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長申立における審判の請求に要する費用の助成 →精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づき、区長が審判請求を行う者のうち、別表1に掲げる要件のいずれかに該当する者。 ・ 後見人・保佐人・補助人に対する報酬の全部又は一部の助成（ただし、任意後見人の報酬を除く。） →親族を除く者が後見人等に選任されており、かつ収入基準及び資産基準要件に該当する者。
	川崎市	●		内容：審判請求費用の助成 （川崎市成年後見制度利用支援事業実施要項参照）
	相模原市	●		1 市町村長申立て 次に掲げる事項を総合的に考察し、必要と認められるとき ア 対象者の事理を弁解する能力の程度 イ 対象者の生活状況及び健康状態 ウ 対象者の親族存否、当該親族による対象者の保護可能性及び当該親族が対象者に係る審判請求を行う意思の有無 エ 行政が行う各種施策及びサービスの活用による対象者に対する支援策の効果 オ 対象者の生活、資産及び収入の状況 2 申立て費用及び後見人等報酬助成 以下のいずれかに該当する方 ア 生活保護受給者 イ 中国残留邦人等支援給付受給者 ウ 資産、収入の状況等から費用を負担することが困難であると市長が認める者
横須賀・三浦	横須賀市	●	●	後見等を必要とする状態にある者で、親族がない、又は所在が不明な者 利用料なし
	鎌倉市	●		原則鎌倉市に住民登録を有する知的障害者及び精神障害者
	逗子市		●	委託先：特定非営利活動法人ゆうほ（相談事業所カモミール）
	三浦市	●		
	葉山町	●		

市町村名		実施主体		
		市町村	委託	内容・委託先 等
湘南東部	藤沢市		●	市長申立て：市内に住所を有する者、本市の措置等により他市町村の施設に入所している者、その他要件有報酬助成：生活保護受給者・市民税非課税世帯等、その他要件あり。利用料 なし 委託先：社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会
	茅ヶ崎市	●	●	委託先：NPO法人湘南福祉ネットワークオンブズマン
	寒川町	●		生活保護等の理由により経済的に自ら制度を利用することが困難な方
湘南西部	平塚市		●	委託している。 委託先：相談支援事業：NPO法人平塚市精神障害者地域生活支援連合 原則として、後見人等であって、その被後見人、被保佐人及び被補助人（以下「被後見人等」という。）が本市に住所を有する者（被後見人等が次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める者）のうち、後見人等の報酬について助成を受けなければ支払が困難であると市長が認める者とする。 （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている場合実施機関が本市となる者 （2）措置入所者である場合（前号に掲げる場合を除く。）本市が入所措置を行った者 （3）介護保険制度による被保険者である場合（第1号に掲げる場合を除く。）保険者が本市となる者 （4）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく援護を受けている場合（第1号に掲げる場合を除く。）実施主体が本市となる者 2 前項各号に掲げるもののほか、助成対象者と市長が認める基準については、生活保護法に基づく保護の実施責任の例によるものとする。 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者としなない。 （1）親族による後見人等 （2）被後見人等が死亡した時に後見人等であった者 4 前項第2号の規定にかかわらず、当該後見人等が、その後見等の事務に係る報酬を受けておらず、当該報酬を当該被後見人等の相続財産から受けることが困難である場合その他市長が特に必要があると認める場合は、助成対象者としてすることができるものとする。
	秦野市	●	●	障害福祉サービス等を利用している、または利用しようとする知的障害者及び精神障害者で、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者
	伊勢原市	●		成年後見制度の利用が必要であるが、後見等の申立てを行う親族がいない方。 ※報酬助成は別途要件あり。
	大磯町	●	●	・原則手帳所持者、精神障がい事由とする年金等受給者、自立支援医療受給者証所持者 ・委託先：社会福祉法人素心会（*印 相談支援事業・住宅入居）
	二宮町	●		精神障害者手帳を取得している方で、親族がいなく、または存在が明らかでないもので、且つ判断効力を欠く者。

市町村名		実施主体		
		市町村	委託	内容・委託先 等
県央	厚木市	●		
	大和市	●		・生活保護受給者で預貯金額と家庭裁判所が審判により付与した報酬額を加算した額が60万円以下である方。・世帯全員が非課税で成年後見制度を活用できる資産を持たない方。
	海老名市	●		
	座間市	●		判断能力が十分でない精神障害者等であって、生活保護費受給者等または、成年後見人等への報酬を負担することが困難であると市長が認める者
	綾瀬市	●		
	愛川町	●		
	清川村		●	委託先：清川村社会福祉協議会 中核機関を社協に委託し、共同で運営を行っている
県西	小田原市	●		小田原市成年後見制度における市長が行う審判の請求に関する要綱に基づき、市長が家庭裁判所に対して後見開始、保佐開始及び補助開始の審判を行った者のうち、①生活保護を受けているもの及びこれに準ずる者②成年後見制度の利用に要する費用を負担することが困難であると市長が認める者
	南足柄市		●	市長が審判請求を行った者で生活保護法による被保護者 利用料：無 【委託先】 相談支援事業⇒相談支援センターりあん 移動支援事業⇒各委託業者 地域活動支援センター機能強化事業⇒地域支援センターひまわり※市内に所在していないが、近隣市町で協同で委託している
	中井町	●		町実施要項による
	大井町	●		町長が申し立てをした方
	松田町	●		知的及び精神障害者 利用料：有

市町村名		実施主体		
		市町村	委託	内容・委託先 等
県西	山北町	●		町長申し立てをした方
	開成町	●		町要綱あり
	箱根町	●		所得、資産要件
	真鶴町	●		
	湯河原町	●		

■ 計画相談（利用計画作成）等の取り組み状況

市町村名	障害福祉サービス受給者数		計画作成済人数		セルフプラン等人数		今後の相談支援体制に対して協議はなされていますか	市町村独自の補助等の実施				基幹相談支援センター						
	している		していない		有			無										
担当部署	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	相談支援専門員の質と量の確保のための取り組みはなされていますか。	自立支援協議会	計画策定委員会	相談支援事業所	その他	補助制度等の名称	補助内容	補助を受けるための要件	設置している	設置を検討している	設置していない	
	貴市町村の指定特定相談支援事業所の数		左記について従事している相談支援専門員の数															
政令市	26,350	26,990	16,580	16,802	9,770	10,188	<ul style="list-style-type: none"> 新たに事業所の開設を予定されている方を対象とした開設説明会の実施、開設の働きかけ 事業所における新規利用者受入可能状況の調査、情報提供 基幹相談支援センターとの連携や自立支援協議会を活用した事業所へのフォロー体制の強化 指定特定相談支援事業所向け補助金の検討 ガイドラインやコラム作成、各種研修実施等による相談支援専門委員のスキルアップ支援 	●					横浜市 新規相談支援専門員配置等補助金	ア 4月1日以降に、新たに常勤かつ専従の相談支援専門員を配置し、交付申請日及び実績報告日時点において、常勤かつ専従の相談支援専門員の配置を継続していること。 イ 上記に該当する相談支援専門員の配置日以降に、新たに計画相談支援の利用契約を締結した件数（新規契約）が、実績報告日時点で配當日時点と比して30件以上増加していること。 ウ 区自立支援協議会相談支援部会に参画し、基幹相談支援センターや区福祉保健センターと連携していること。	社会福祉法人型障害者地域活動ホームに基幹相談支援センターを委託し、18区で1か所ずつ運営している。 業務内容は、①総合的・専門的な相談支援の実施、②地域の相談支援体制の強化の取組、③地域移行・地域定着の促進の取組、④権利擁護・虐待の防止の取組、⑤その他地域の状況に応じた独自の取組、⑥地域生活支援拠点機能の整備に向けた取り組みという6本を柱にしている。			
	277	667																
川崎市	7,601	7,975	7,601	7,975	4,827	5,123	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援従事者研修（初任・現任・スキルアップ）の効果的な実施に向けて、研修講師・ファシリテーターと共に研修の在り方検討に係る協議の場を設置。 相談支援専門員をはじめ地域の相談支援従事者が一堂に会し、情報共有や意見交換等を行うための連絡会を定期的に開催（1回/月） 地域のOJT機能強化のため、主任相談支援専門員、認定相談支援リーダー（市独自資格）の活用に向けた連絡会準備会を設置（R6年度から連絡会として発足予定）。 	●	●				・川崎市計画相談支援体制強化事業費補助金 ・川崎市計画相談支援体制安定化事業費補助金	要項参照	市内7区に各1か所の体制から、令和3年10月に南部（川崎区・幸区）、中部（中原区・高津区・宮前区）、北部（多摩区・麻生区）の3か所の体制に再編を行い、社会福祉法人へ委託している。 地域の相談支援機関等に対する後方支援や広域的な調整、地域移行の取組等、基幹型固有の業務に特化し、体制を整備している。業務内容等詳細は別紙実施要綱を参照。 委託先：（南部）社会福祉法人川崎聖風福祉会、（中部）社会福祉法人川崎市社会福祉事業団、（北部）社会福祉法人セイワ			
	98	220																

市町村名	障害福祉サービス受給者数		計画作成済人数		セルフプラン等人数		今後の相談支援体制に対して協議はなされていますか	市町村独自の補助等の実施				基幹相談支援センター						
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度		している		していない	有				無			
担当部署							相談支援専門員の質と量の確保のための取り組みはなされていますか。	自立支援協議会	計画策定委員会	相談支援事業所	その他	補助制度等の名称	補助内容	補助を受けるための要件	設置している	設置を検討している	設置を検討していない	
	貴市町村の指定特定相談支援事業所の数		左記について従事している相談支援専門員の数															
政令市	相模原市	5969	3984	3984	4203	1985	2047	●							●	委託先：（福）相模原市社会福祉事業団 業務内容： ・総合的・専門的な相談支援の実施 ・市内の相談支援体制の強化の取組 ・権利擁護・虐待の防止		
		129		69														
横須賀・三浦	横須賀市	2,646	2,827	1,478	1,495	1,168	1,332	●							●	市町村直営で、福祉の総合相談窓口である横須賀市地域福祉課内に設置。		
		23		58														
	鎌倉市	16	1,257	1,235	1,257	1,235	204	255	●	●	●	●	●	●	●	委託先：（社）ラファエル会（平成28年7月1日～） 業務内容：総合相談、専門相談に関すること/権利擁護、虐待防止に関すること/「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築に関する市の取組への協力/地域の相談支援体制の強化に関すること/自立支援協議会運営に関すること/地域生活支援拠点等の整備に関すること（市の取組への協力、支援者向け研修の実施）		
			38				<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターを委託により実施し、以下の取り組みを実施。 相談支援事業所連絡会の開催（事例検討会等） 相談支援専門員への助言・指導（主任相談支援専門員を配置） 市職員と困難事例の処遇検討を月1回実施 											
	三浦市	3	432	405	432	405	1	1	●							●	委託先：社会福祉法人湘南の風（支援センター風）	
15				自立支援会議定例会議にて、相談事業所及び市で定期的に意見交換、勉強会、事例検討会を月1回、実施している。基幹相談支援センターによる研修会を実施している。														
葉山町	1	322	322	278	282	29	32	●	●	●	●	●	●	●	委託先：こころの相談センターチームブルー			
		8				市と相談支援事業所で月に1回定期的に相談支援調整会議を開催し、ケースについての情報共有等を行っている。												
		167	174	167	174	0	0	●						●	委託先：支援センター風 業務内容： 1.総合的・専門的な相談支援の実施 2.地域の相談支援体制の強化及び地域移行・地域定着の促進の取り組み 3.葉山町自立支援協議会（以下「協議会」という。）の企画・運営 4.権利擁護のために必要な援助に係る措置			
2				<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターが実施する研修開催 自立支援協議会相談支援ネットワーク委員会での情報交換、事例検討会 														

市町村名	障害福祉サービス受給者数		計画作成済人数		セルフプラン等人数		今後の相談支援体制に対して協議はなされていますか	市町村独自の補助等の実施				基幹相談支援センター							
	している		していない		有			無											
担当部署	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	相談支援専門員の質と量の確保のための取り組みはなされていますか。	自立支援協議会	計画策定委員会	相談支援ネットワーク	その他	補助制度等の名称	補助内容	補助を受けるための要件	設置している	設置を検討している	設置を検討していない		
	貴市町村の指定特定相談支援事業所の数		左記について従事している相談支援専門員の数																
湘南東部	藤沢市	3,368	3,808	3,368	3,808	1,865	1,991	委託相談支援事業所連携会議及び計画相談支援・障がい児相談支援連絡会の開催、研修会（グループスーパーバージョン・障がい別勉強会、相談支援事業所と居宅介護事業所の意見交換会等）の実施。	●		●				●	<ul style="list-style-type: none"> ・困難ケース等に関する事業所支援事業 ・人材育成支援に関する事業 ・相談支援ネットワークの構築及び連携機能の強化に関する事業 ・権利擁護等の普及啓発に関する事業 ・地域移行支援・地域定着支援の促進に関する事業 ・藤沢市障がい者総合支援協議会への参画 			
		23		78															
	茅ヶ崎市	1489	1497	513	516	976	981	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所連絡会等で必要な情報提供を行っている。 ・臨床心理士の資格を持つ発達障がい専門相談員が、市内相談支援事業所等へ巡回相談を行っている。 	●		●					●	●		
27		14																	
寒川町	508	564	217	208	291	356	相談支援事業所連絡会、県等が開催する研修の案内	●		●	●				●	●			
	8		0											●	●				
湘南西部	平塚市	1,933	2,071	1,507	1,524	426	547	障がい者自立支援協議会（計画相談支援分科会）にて、相談支援専門員が相談し合える関係作りを目指し、連絡会や研修を開催している。	●							●	令和6年1月11日から3委託相談事業所との連携による市が運営する期間相談支援センターを開設する。		
		26		56															
	秦野市	1,353	1,402	954	1,003	399	399	相談支援事業所連絡会や研修会の開催	●		●					●	委託先：一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構 業務内容：利用者の支援に係る広域的な調整、相談支援専門員の人材育成、市内の相談支援事業者との連絡調整、関係機関との連携、権利保障実践チームの運営、緊急時の対応など		
15		39																	

市町村名	障害福祉サービス受給者数		計画作成済人数		セルフプラン等人数		今後の相談支援体制に対して協議はなされていますか	市町村独自の補助等の実施				基幹相談支援センター						
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度		している		していない	有				無			
担当部署							相談支援専門員の質と量の確保のための取り組みはなされていますか。	自立支援協議会	計画策定委員会	相談支援事業所	その他	補助制度等の名称	補助内容	補助を受けるための要件	設置している	設置を検討している	設置を検討していない	
湘南西部	伊勢原市	890	923	844	887	46	36	●					伊勢原市障害者相談支援事業(生活応援プラン)	生活応援プラン費 23,553円/件 継続生活応援プラン費 18,656円/件	相談につながらない人(一般相談)を対象	●	●	●
		17		35														
	大磯町	139	188	139	188	0	0	●								●	●	●
4		7				自立支援協議会の枠組にて研修会を定期的開催。また、相談支援ネットワークにて事例検討会等を行っている。												
二宮町	206	249	206	249	21	17	●								●	●	●	
	1		6															自立支援協議会にて定期的な研修を実施。
県央	厚木市	1,660	1,694	924	1,012	736	682	●		●					●	●	●	
		18		50														基幹相談支援センターが中心となり、協議会の相談支援プロジェクトにおいて、情報交換やグループスーパービジョンを用いた事例検討会、講師を招いた研修会を開催している。

市町村名	障害福祉サービス受給者数		計画作成済人数		セルフプラン等人数		今後の相談支援体制に対して協議はなされていますか	市町村独自の補助等の実施				基幹相談支援センター							
	している		していない		有			無											
担当部署	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	相談支援専門員の質と量の確保のための取り組みはなされていますか。	自立支援協議会	計画策定委員会	相談支援事業所	その他	補助制度等の名称	補助内容	補助を受けるための要件	設置している	設置を検討している	設置を検討していない		
	貴市町村の指定特定相談支援事業所の数		左記について従事している相談支援専門員の数																
県央	大和市		1,537	1,655	1,340	1,386	197	269	●							●	委託先：社会福祉法人すずらん会の業務内容：事業所へのスーパーバイス、関係基幹のネットワーク形成		
			14		43														
	海老名市		912	997	590	649	322	348	●		●		障がい者相談支援事業所サポート事業	相談支援専門員を指す人員の補助員の人件費	総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年規則第26号）第3条の規定により、市長から指定を受けたもの	●	（社福）海老名市社会福祉協議会 1 総合的・専門的な相談支援の実施 2 地域の相談支援体制の強化に関する取り組み 3 地域移行・地域定着の促進に関する取り組み 4 権利擁護・虐待の防止 5 地域の体制づくりに向けた連携・調査研究		
		20		3															
座間市		930人(者) 553人(児)	969人(者) 624人(児)	776人(者) 267人(児)	765人(者) 280人(児)	154人(者) 286人(者)	204人(者) 344人(者)	●							●	委託先法人名：社会福祉法人日本キリスト教奉仕団 ・相談支援事業所の後方支援 ・地域ネットワーク作り ・研修会 ・事例検討 ・自立支援協議会の運営			
		29																	
				相談支援専門員と定期的協議の場を持つ															
				相談支援事業所連絡会の定期開催 障がい者相談支援事業所サポート事業 (相談支援専門員の育成) 基幹相談支援センターとの連携・情報共有															
				基幹相談支援センターによる事例検討会や研修など。															

市町村名	障害福祉サービス受給者数		計画作成済人数		セルフプラン等人数		今後の相談支援体制に対して協議はなされていますか	市町村独自の補助等の実施				基幹相談支援センター									
	している		していない		有			無		設置している	設置を検討している	設置を検討していない									
担当部署	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	相談支援専門員の質と量の確保のための取り組みはなされていますか。	自立支援協議会	計画策定委員会				相談支援事業所	その他	補助制度等の名称	補助内容	補助を受けるための要件	設置している	設置を検討している	設置を検討していない	
	貴市町村の指定特定相談支援事業所の数		左記について従事している相談支援専門員の数																		
県央	綾瀬市	535	551	375	389	151	149	専門相談カンファレンスを毎月実施し、ケース検討及び情報の共有などを実施している。年2回研修会を実施している。									委託先：社会福祉法人唐池学園（相談センターゆいまーる） 事業内容：協議会及び部会の運営、総合相談・専門相談、地域の相談支援体制整備の強化、サービス事業所等の連携強化、権利擁護・虐待防止、地域生活支援拠点の整備、地域移行・地域定着、事業所・市民を対象とした研修会				
		14																			
	愛川町	397	408	66	57	331	351	相談支援事業を委託している。令和2年度は、週3日体制で相談・支援事業を実施（精神障がい者への対応）	●										必要性については認識している。今後については決まっていない。		
		5		5																	
清川村	27	25	27	25	0	0	管外の事業所に委託しています。	●											●		
	0		0																		
県西	小田原市	1,622	1,692	1,116	1,157	331	335	・自立支援協議会における相談支援部会で連絡会及び研修を実施している ・基幹相談支援センターが事業所の立ち上げや業務について支援を行っている。	●										委託先：社会福祉法人 風祭の森 業務内容：①総合的、専門的な相談支援の実施②地域の相談支援体制の強化の取組③地域移行・地域定着の促進の取組④情報収集・発信⑤地域障害者自立支援協議会の運営⑥小田原市地域生活支援拠点等⑦重層的支援体制を通じた包括的支援体制構築への参画の取組		
		45																			
	南足柄市	312	350	251	273	61	77	地域自立支援協議会の相談支援部会を通じて定期的協議の場を持つ。	●											足柄上地区で共同設置が出来ない検討中。	
		3		13																	
	中井町	80	84	58	60	22	24		●											●	
		0		0																	
大井町	121	0	121	0	25	0		●											●		
	0		0																		
松田町	96	110	96	110	10	16	特になし	●											●		
	2		1																		
山北町	114	120	83	94	30	23	初任者研修の受講受講について推奨している。	●											●		
	0		0																		

市町村名	障害福祉サービス受給者数		計画作成済人数		セルフプラン等人数		今後の相談支援体制に対して協議はなされていますか	市町村独自の補助等の実施				基幹相談支援センター						
	している		していない		有			無										
担当部署	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	相談支援専門員の質と量の確保のための取り組みはなされていますか。	自立支援協議会	計画策定委員会	相談支援ネットワーク事業所	その他	補助制度等の名称	補助内容	補助を受けるための要件	設置している	設置を検討している	設置を検討していない	
	貴市町村の指定特定相談支援事業所の数		左記について従事している相談支援専門員の数															
県西	開成町	119	124	103	106	16	特になし	●							●			●
		2		5														
	箱根町	75	83	66	70	9	0	●							●	小田原市・足柄下郡圏域で設置		
		0		0														
真鶴町	61	6	58	59	6	9	●							●	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町の広域で設置(小田原基幹相談支援センター 委託先：社会福祉法人風祭の森)	内容：総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組、地域障害者自立支援協議会の運営など。		
	0		0															
湯河原町	226	236	164	210	62	26	●							●	運営を委託 (委託先：社会福祉法人風祭の森)			
	1		1															

■地域生活支援拠点事業・地域包括ケアシステムの取り組み状況

市町村名		地域生活拠点事業		地域包括ケアシステム	
		設置検討の有無	取り組み	設置検討の有無	取り組み
政令市	横浜市	設置している	区福祉保健センター、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターの3機関を中核としながら、既存のあらゆる社会資源を有機的につなぎ、ネットワーク型で整備している。	設置している 市域及び区域の障害者自立支援協議会などに協議の場を設定している。令和2年度末に18区すべてに協議の場が設定された。区域の参加メンバーについては区精神保健福祉担当、期間相談支援センター、精神障害者生活支援センターを中心に地域特性に応じたメンバーが参加している	区域の場合は個別支援から見えてきた地域課題について検討を行っている。また、市域の場合は区域では解決できない課題の検討や、区の協議の場が推進していくような支援などを検討している。
	川崎市	設置している	面的整備型と多機能拠点整備型を併用しながら、地域生活支援拠点等である①相談②緊急時の受入・対応③体験の機会・場④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくりの5つの機能を整備している。面的整備については、点在する社会資源を相談機能を中心に有機的に連携し、多機能拠点整備については、複数の機能をもつ拠点型施設が4か所設置され、拠点機能の一部を果たしている。	設置している	自立支援協議会精神障害地域移行・地域定着支援部会を設置。年7回の事務局会議において検討内容の整理を行い、年6回の部会において具体的な協議及び取組を進めている。 部会の中に4つのワーキンググループを設け、テーマごとに協議。 ・居住支援WG：入居者情報共有シートの作成、円滑な入居と入居後の支援にかかる研修会の開催 ・社会資源WG：ピアサポート活動の普及啓発のための研修会の開催 ・人材育成WG：地地域移行・地域定着支援にかかるガイドライン（案）の作成 ・業務整理WG：地域移行支援対象者実態調査報告書の作成
	相模原市	設置している	全市をカバーする「面的整備型」として体制を整備している。	精神障害者地域移行・地域定着促進協議会などの協議の場として、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進連絡会議」を設置している	

市町村名		地域生活拠点事業		地域包括ケアシステム	
		設置検討の有無	取り組み	設置検討の有無	取り組み
横須賀・三浦	横須賀市	設置を検討している	令和8年度までに地域生活支援拠点の面的整備を行う。	設置している	横須賀市精神保健福祉連絡協議会の全体会議、実務担当者会議を実施している。
	鎌倉市	設置を検討している	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機能を担うコーディネーターの設置 ・緊急時の支援にかかる報酬等の創設 ・協議、検討の場の設置 	設置している	独立した協議会は設置していないが、鎌倉市障害者支援協議会の精神保健福祉部会を協議の場に位置付けている。運営は鎌倉市基幹相談支援センターに委託して実施。
	逗子市	設置している	ガイドライン参照	設置している	*他課（社会福祉課地域共生係）で設置している
	三浦市	設置を検討している	<p>R4年度に基幹相談支援センターを設置したことで、拠点の機能のうち「相談」「専門的人材の確保」「地域の体制づくり」の機能を担ってもらっている。</p> <p>その他の機能である「緊急時の受け入れ」「体験の機会・場」の整備について、市と市内相談支援事業所、市内短期入所事業所をメンバーとした地域生活支援拠点に関する検討会の中で検討を重ねている。</p>	設置している	<p>（設置されている内容について）神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センターが協議の場としていた「地域精神保健福祉委員会部会」を、令和2年度から三浦市との共同開催という形にしている。</p> <p>（検討されている内容について）本市では、精神障害者の地域移行についてはある程度取り組んでいるので、地域に定着するための取組みについて協議している。</p>
	葉山町	設置している	<p>支援センター一丸に地域生活支援拠点を担う基幹相談支援センターの設置を依頼している。</p> <p>業務内容：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.総合的・専門的な相談支援の実施 2.地域の相談支援体制の強化及び地域移行・地域定着の促進の取り組み 3.葉山町自立支援協議会（以下「協議会」という。）の企画・運営 4.権利擁護のために必要な援助に係る措置 	設置している	自立支援協議会に設置
湘南東部	藤沢市	設置している	<ul style="list-style-type: none"> ・面的整備 ・居室確保事業（委託先：障がい者支援施設4法人、委託内容：緊急時の居室の確保） 	設置している	<p>藤沢市地域精神保健福祉連絡協議会：親会議・代表者会議にあたる協議の場で、委員は市長による委嘱により、庶務は保健予防課が総括している。地域の特性に応じた地域精神保健福祉施策推進のための関係機関等の情報交換や新たな施策の検討について審議する。</p> <p>藤沢市精神障がい者地域生活支援連絡会：担当者会議・部会・ワーキングにあたる協議の場で、事務局会により運営している。体験利用事業、生活環境調整、普及啓発・講演会等の活動を行い、本人が望む生活を実現することを目的としている。</p>

市町村名		地域生活拠点事業		地域包括ケアシステム	
		設置検討の有無	取り組み	設置検討の有無	取り組み
湘南東部	茅ヶ崎市	設置している	<p>当市では、面的整備型による地域生活支援拠点等の整備をすすめております。</p> <p>①相談 市内4相談支援事業所に一般相談を委託し、相談支援体制を確保している。</p> <p>②緊急時の受け入れ・対応 市内入所施設を拠点として、家族等の急病や死亡等により突然支援者がいなくなった場合の緊急時の受け入れ機能を確認。</p> <p>③体験の機会・場 市内障害児通所施設を拠点として、医療的ケアの必要な児童の家族のレスパイト及び宿泊体験の機会や場の確保を行っている。</p> <p>④専門人材の確保・養成 臨床心理士等の資格を持つ発達障害専門相談員が、市内相談支援事業所への巡回相談や研修等を行い、発達障がい児、者の支援にあたる支援者のスキルアップを図っている。</p> <p>⑤地域の体制づくり 茅ヶ崎市自立支援協議会を中心に、関係機関とのネットワークを構築している。</p>	設置している	緊急時の受け入れについて、現在受け入れ対応の出来る対象者が限られているため、障害種別及び事業所数の拡大に向けて、市で主催している地域生活支援拠点事業所連絡会を通じて検討をしていく。
	寒川町	設置している	<p>登録事業所…・さむかわ基幹相談支援センター（登録開始日 令和3年2月1日）・寒川町障がい者相談支援事業所ゆいっと（登録開始日 令和3年4月1日）・湘南希望の郷（登録開始日 令和5年3月1日）</p> <p>業務内容については添付(別添2)の要綱を参照。</p>	設置を検討している	
湘南西部	平塚市	設置を検討している	令和6年1月から、基幹相談支援センターを中心とした面的整備型の地域生活支援拠点等を整備していく。	設置を検討している	協議会の設置を検討するとともに、既存の分科会を活用して、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムについての協議を継続している。
	秦野市	設置をしている	<p>委託先：一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構</p> <p>業務内容：相談支援事業、就労支援事業、地域活動支援事業など</p>	設置を検討していない	協議会ではなく、協議の場として、内容に応じて既存の会議体を活用しながら関係機関、当事者等と協議を行っています。

市町村名		地域生活拠点事業		地域包括ケアシステム	
		設置検討の有無	取り組み	設置検討の有無	取り組み
湘南西部	伊勢原市	設置を検討している	障がい者等の緊急一時的な宿泊の場及び地域での一人暮らし等に向けた体験型宿泊が提供できるような居室確保支援など	設置している	伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会 精神障がい者支援部会（年2回程度）において、協議、検討を行っている。
	大磯町	設置を検討している	町内の民間法人与自然課で設置に向けた協議をしている。	設置している	地域ケア会議の中に組み込んでいる。
	二宮町	設置を検討している		設置を検討している	
県央	厚木市	設置している	（設置されている内容について） 「相談」機能としては、地域で障がい種別に関わらず様々な相談ができ、24時間の緊急相談支援体制の整備を行うとともに、サ計画に緊急時の短期入所利用をあらかじめ記載しておくことにより、関係機関が情報共有しつつ、本人も定期的に短期入所を利用することで緊急時に備える「安心生活支援プラン」を導入している。 また、「緊急時の受入れ・対応」機能としては、令和3年度に「厚木市障がい者地域生活支援拠点機能強化補助金」を創設するとともに、市内の障害福祉サービス事業所を対象に説明会を開催し、地域生活支援拠点の理解と、「緊急時の受入れ・対応」についての協力をお願いし、緊急時に対応できる担い手の増加を図っている。	設置している	（設置されている内容について） 厚木市障害者協議会居住支援プロジェクトにおいて、退院支援から地域移行後の生活定着に向けた支援の充実や、地域移行に向けた医療機関との連携、保健所の精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築とも連携等協議している。。
	大和市	設置している	防災備品の助成	設置している	自立支援協議会に精神保健福祉部会として設置。部会長を地域活動支援センター、事務局を基幹相談支援センターとする。 地域の課題を整理し、課題を解決するための協議を行う。

市町村名		地域生活拠点事業		地域包括ケアシステム	
		設置検討の有無	取り組み	設置検討の有無	取り組み
県 央	海老名市	設置している	障がい者が地域で安心して暮らし続けるために、障がい者の生活を地域全体で支える体制を整えています。国が示す5つの機能（1相談 2緊急時の受け入れ・対応 3体験の機会・場の提供 4専門的人材の確保・育成 5地域の体制づくり）を整備	設置を検討している	協議会組織等について検討中
	座間市	設置している	市がワーキンググループを定期的開催し、地域に必要な支援体制を検討している。	設置している	地域生活支援拠点等の整備目的と類似しているため、地域生活支援拠点等と精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの整備を含めた協議の場（ワーキンググループ）を設置している。市が主催している。
	綾瀬市	設置している	相談、専門的人材の確保・養成は、障がい児者相談支援センターと連携。地域の体制づくりは、障がい児者相談支援センターを中心に部会や連絡会で地域課題を共有、困難事例など地域の事業所と連携している。緊急時の受入・対応については、市内の入所施設や障がい児者相談支援センターとともに実施。体験の機会・場については、グループホーム連絡会にて実施。	設置している	社会福祉法人唐池学園（相談センターゆまー）障がいがあっても障がいがなくとも共に生きる綾瀬を創る協議会の精神分野連絡会に設置。 令和4年度から引き続き「地域を知る」をテーマに検討
	愛川町	設置を検討している	・令和6年度以降に地域生活支援事業を実施予定で協議を進めている。	設置している	・具体的には決まっていない。
	清川村	設置を検討している	画面整備型による整備を進めて行く	設置している	既存の精神保健事業連絡会に位置づけている。
県 西	小田原市	設置している	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人永耕園（施設入所支援、生活介護）を中心とした面的設備として設置。 緊急時の受け入れ、体験機会や場の提供、地域の体制づくりなどの機能を担う。 緊急時の受け入れ体制の在り方について検討中。現在は、障がい者相談支援事業の受託法人がコーディネーター役となり、緊急時の対応について調整を行っている。 	設置している	既存の自立支援協議会（精神障害者地域生活支援部会）の中で協議している。 委託先：社会福祉法人 風祭の森

市町村名		地域生活拠点事業		地域包括ケアシステム	
		設置検討の有無	取り組み	設置検討の有無	取り組み
県西	南足柄市	設置している	令和4年度から開始。足柄上郡1市5町の5つの内1,2,3（項目）から開始。 事業所等の社会資源が少なくかつ偏在した県西地域においては市町域を超えた事業所等の利用が多いことから「体験の機会・場の提供」「緊急時の受入れ対応」は県西圏域で整備し、「相談支援」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」は足柄上地区で整備していく。 足柄上地区では、令和4年度に「相談支援」の機能から事業開始を予定している。（「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」は順次整備）	設置している	足柄上地区1市5町と精神障害に関する事業所で「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム協議会」令和4年9月に設置。 令和5年度から地域課題の検討を行っている。
	中井町	設置を検討している	足柄上地区1市5町で面的整備の設置。	設置している	足柄上地区1市5町で、令和4年9月に協議会を設置。
	大井町	設置している	足柄上地区1市5町で面的整備を実施。「相談」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」については足柄上地区で、「体験の機会・場の提供」「緊急時の受入れ対応」は県西圏域で整備する。	設置している	足柄上地区1市5町で、令和4年9月に協議会を設置。
	松田町	設置している	委託先：相談支援センターりあん 業務内容：「相談支援」を委託。緊急時のコーディネート業務、および中長期的視点に立った継続的な支援のコーディネート業務を担う。「体験の機会・場の提供」「緊急時の受入れ対応」は県西圏域で整備。	設置している	近隣市町と共同設置。既存の会議体を活用し、今後について検討している。
	山北町	設置している	足柄上地区1市5町で共同設置。自立支援協議会等の既存の会議にて取組状況の情報共有・検討を行っている。	設置している	精神保健福祉分野における、地域課題の整理・検討を行っている。（協議会委員：行政、病院職員、相談支援事業所、当事者、保健福祉事務所）
	開成町	設置している	広域設置（南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町） 必要な機能である①相談②緊急時の受入れ対応③体験の機会④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくりを整備。	設置している	広域設置（南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）事務局は当番制。協議会の委員は行政担当、県担当者、委託相談支援事業所、相談支援事業所、就労継続支援B型、地域活動支援センター、精神科病院、ピアサポーターなど。
	箱根町	設置している	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会に「精神障害者地域生活支援部会」を設置している。	設置している	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会に「精神障害者地域生活支援部会」を設置している。
	真鶴町	設置している	社会福祉法人永耕園（施設入所支援、生活介護）を中心とした面的整備として設置。 緊急時の受入れ、体験会や場の提供、地域の体制づくりなどの機能を担う。	設置している	既存の自立支援協議会（精神障害者地域生活支援部会）の中で協議している。
	湯河原町	設置している	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町で設置	設置している	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立協議会精神障害者地域生活支援部会

■自立支援協議会について

市町村名		現在運営の体制			会議の持ち方			組織内容		
					(年間開催回数)					
		市町村	委託	委託先等	全体会	定例会	事務局会	部会名称	開催/年	主な部会構成員
政令市	横浜市 横浜市障害者地域自立支援協議会	●			4	0	0	人材育成部会	3	学識経験者1名、相談支援事業者7名、行政機関1名
								地域生活支援拠点検討部会	1	学識経験者1名、相談支援従事者4名、障害福祉サービス事業者4名、行政機関1名
								地域移行・地域定着部会	2	有識者1名、医療関係者2名、相談支援従事者2名、障害福祉サービス事業者2名、当事者2名、行政機関1名
								課題検討部会		※区自立支援協議会からの課題報告書の提出を受けて開催
	川崎市 川崎市地域自立支援協議会	●			2		7	精神障害者地域移行支援・地域定着支援部会	6回	当事者、医療機関職員、相談支援専門員、地域活動支援センター職員、グループホーム職員、障害者支援施設職員、区役所精神担当職員、専門機関職員、市生活保護担当部職員、川崎市居住支援協議会事務局
								人材育成部会	4回	専門機関職員、研修機関職員、相談支援専門員、学識経験者
								相談支援部会	4回	相談支援専門員、障害福祉サービス事業所職員、学識経験者
								入所施設からの地域移行部会	4回	障害者支援施設職員、障害福祉サービス事業所職員、相談支援専門員、学識経験者、専門機関職員、区役所職員
	相模原市	●	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団		4		3	権利擁護・虐待防止検討部会	4	障害者等及びその家族、障害者等関係団体職員、障害福祉サービス事業所職員、相談支援事業所職員、関係行政機関の職員
								人材育成部会	4	障害福祉サービス事業所職員、相談支援事業所職員、関係行政機関の職員
								区課題検討会（市内3区）	12 (1区あたり4回)	障害福祉サービス事業所職員、相談支援事業所職員、障害者等関係団体職員、関係行政機関の職員、区課題検討会（市内3区）

市町村名		現在運営の体制			会議の持ち方			組織内容		
					(年間開催回数)					
		市町村	委託	委託先等	全体会	定例会	事務局会	部会名称	開催/年	主な部会構成員
横須賀・三浦	横須賀市	●			2	なし	3	こども支援部会	4	児童通所系サービス事業所、相談支援事業所、当事者家族、学識、教育関係機関、行政関係機関
	くらしの支援部会							5	相談支援事業所、障害者支援施設、短期入所事業所、共同生活援助事業所、自立生活援助事業所、当事者家族、医療機関、行政関係機関	
	在宅支援部会							4	相談支援事業所、民生委員、地域包括支援センター、成年後見人、居宅介護支援事業所、訪問看護事業所、就労関係機関、居宅介護事業所、訪問入浴事業所、当事者、あんしんセンター、生活介護事業所、行政関係機関	
	相談支援部会							3	相談支援事業所、行政関係機関	
	移動支援部会							0	相談支援事業所、移動支援事業所、行動援護事業所、同行援護事業所、通所事業所、当事者家族、教育関係機関、行政関係機関	
	地域生活支援拠点等部会							4	学識、相談支援事業所、当事者家族、短期入所事業所、居宅介護事業所、共同生活援助事業所、生活介護事業所、行政関係機関	
	鎌倉市 鎌倉市障害者支援協議会	●	基幹相談支援センター	3	不定回	こども応援部会	3	教育関係職員2名、行政職員（こども関連部署）、相談支援専門員2名、学識経験者、施設職員（児童発達支援センター）、その他		
						地域生活支援部会	3	施設職員（入所施設）、施設職員（短期入所・GH）、施設職員（地域活動支援センター）、施設職員（居宅介護）相談支援専門員2名、当事者（知的障害）、社会福祉協議会職員		
						精神保健福祉部会	3	保健福祉事務所職員、当事者施設（精神）当事者（精神・ピアサポーター）2名、学識経験者、相談支援専門員、医療機関SW2名・施設職員（就B）		

市町村名		現在運営の体制			会議の持ち方			組織内容		
					(年間開催回数)					
		市町村	委託	委託先等	全体会	定例会	事務局会	部会名称	開催/年	主な部会構成員
横須賀・三浦	逗子市 逗子市自立支援会議	●	社会福祉法人湘南の凧	2	12	2	権利擁護部門		当事者団体、施設職員、社会福祉協議会職員、行政職員、民生委員児童委員	
							就労支援部門		当事者団体、施設職員、社会福祉協議会職員、行政職員、商工会職員、特別支援学校職員	
	三浦市 三浦市障害者自立支援協議会	●	こころの相談センター チームブルー ※全大会は市と基幹と共同で、部会は基幹が主となり開催している。	2		2	障害者差別解消法部会	2	当事者団体、関係行政機関、相談支援専門員	
							障害福祉サービス提供事業所連携部会	2	施設職員、病院関係者、相談支援専門員	
							相談支援部会	2	教育機関、施設職員、病院関係者、関係行政機関	
	葉山町 葉山町自立支援協議会	●	基幹相談支援センター	2		4	相談支援ネットワーク委員会	12	相談支援機関、行政	
							地域生活支援ネットワーク委員会	6回程度	障害者団体、障害者家族団体、相談支援機関、障害福祉事業所、行政	
湘南東部	藤沢市 藤沢市障がい者総合支援協議会	●		4	特になし	5	相談支援部会	3	当事者またはその家族、相談支援事業所職員、社会福祉協議会職員、保険予防課、子ども家庭課職員	
							就労・進路支援部会	2	当事者またはその家族、相談支援事業所職員、公共職業安定所職員、障害者就業・生活支援センター職員、特別支援学校職員、就労支援事業所職員、日中活動支援事業所連絡会職員、商工会議所職員、産業労働課職員	
							重度障がい者支援部会	3	当事者またはその家族、相談支援事業所職員、訪問看護ステーション連絡協議会重心部会担当職員、放課後等デイサービス事業所職員、生活介護事業所職員、居宅介護事業所職員、保健予防課難病担当職員、健康づくり課母子保健担当職員、医療機関職員、教育機関教員、地域拠点事業所職員	
							権利擁護部会	2	当事者またはその家族、障がい福祉施設職員、相談支援事業所職員、居住支援事業所職員、居宅介護事業所職員、日中活動事業所職員、成年後見相談機関職員、有識者	

市町村名		現在運営の体制			会議の持ち方			組織内容		
					(年間開催回数)					
		市町村	委託	委託先等	全体会	定例会	事務局会	部会名称	開催/年	主な部会構成員
湘南東部	茅ヶ崎市	●	●	①茅ヶ崎市社会福祉協議会 ②相談支援センターつみき ③地域生活支援センター元町の家 ④生活相談室とれいん	2	-	8	当事者部会	3~4	当事者
								未就学児の相談の仕組み部会	3~4	施設職員・行政職員
								就労・生活支援部会	3~4	施設職員・行政職員
								地域支援体制強化部会	3~4	施設職員・行政職員・当事者・学校職員・当事者保護者
								くらしの基盤強化部会	3~4	施設職員・行政職員・当事者・民生委員・当事者保護者
	寒川町	●	寒川町地域自立支援協議会(別添3)	5	0	5	児童期支援ネットワークワーキンググループ	5	行政・相談支援事業所・施設職員・子育て支援センター・当事者の会・保育園・教育委員会・地域発達支援センター・社協	
湘南西部	平塚市 平塚市障がい者自立支援協議会	●			3			企画運営部会	7	相談支援事業所、社会福祉協議会、かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク、障がい者就業・生活支援センター、湘南西部障害保健福祉ナビゲーションセンター、市障がい福祉課、市こども家庭課
								企画運営部会(計画相談支援分科会)	12	相談支援事業所、社会福祉協議会、かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク、湘南西部障害保健福祉ナビゲーションセンター、市障がい福祉課
								地域生活支援部会(身障分科会)	9	相談支援事業所、社会福祉協議会、障害福祉サービス事業所、当事者団体、民生委員児童委員、市障がい福祉課
								地域生活支援部会(知的分科会)	8	相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、家族会、市障がい福祉課
								地域生活支援部会(精神分科会)	9	相談支援事業所、医療機関—精神保健福祉士、医療機関—訪問看護師、障害福祉サービス事業者、保健福祉事務所、家族会、ピアサポーター、湘南西部障害保健福祉圏域ナビゲーションセンター、市障がい福祉課
								就労支援部会	4	障がい者就業・生活支援センター、公共職業安定所、障害福祉サービス事業所、特別支援学校、インクルーシブ教育実践推進校、市障がい福祉課
								こども部会	11	こども教育相談センター、特別支援学校、保護者会、障害福祉サービス事業所、児童相談所、市こども家庭課

市町村名		現在運営の体制			会議の持ち方			組織内容		
					(年間開催回数)					
		市町村	委託	委託先等	全体会	定例会	事務局会	部会名称	開催/年	主な部会構成員
湘 南 西 部	秦野市	● 秦野市 障害者 支援委 員会		3~4	-	3~4	総合部門	年3~4回	秦野市障害者支援委員会の委員、基幹相談支援センターの職員、障害福祉関係者	
							こども部門	年3~4回	秦野市障害者支援委員会の委員、基幹相談支援センターの職員、障害福祉関係者	
							就労部門	年3~4回	秦野市障害者支援委員会の委員、基幹相談支援センターの職員、障害福祉関係者	
							相談部門	年3~4回	秦野市障害者支援委員会の委員、基幹相談支援センターの職員、障害福祉関係者	
							福祉サービス部門	年3~4回	秦野市障害者支援委員会の委員、基幹相談支援センターの職員、障害福祉関係者	
							地域共生部門	年3~4回	秦野市障害者支援委員会の委員、基幹相談支援センターの職員、障害福祉関係者	
	伊勢原市	● 伊勢原 市障が い者と 暮らし を考 える協 議会		3	-	3	相談支援部会	12回	相談支援事業所、福祉サービス提供事業所、地域活動支援センター、養護学校、障がい福祉課担当職員	
							権利擁護部会	4回	相談支援事業所、福祉サービス提供事業所、社会福祉協議会、介護高齢課職員、障がい福祉課担当職員	
							子ども支援部会	5回	相談支援事業所、児童サービス提供事業所、支援学校、子ども家庭相談課職員、障がい福祉課担当職員	
							災害時支援部会	4回	相談支援事業所、指定管理施設運営事業所、社会福祉協議会、障がい福祉課担当職員	
							就労支援部会	5回	相談支援事業所、就労系サービス提供事業所、雇用促進協議会、公共職業安定所、支援学校、インクルーシブ推進校、障がい福祉課担当職員	
							精神障がい者支援部会	11回	相談支援事業所、福祉サービス提供事業所、地域活動支援センター、保健福祉事務所、障がい福祉課担当職員	
							当事者部会	5回	障がい当事者・障がい福祉課担当職員	
							医療的ケア等支援部会	4回	相談支援事業所、児童サービス提供事業所、訪問看護ステーション、保健福祉事務所、支援学校、障がい福祉課担当職員	
グループホーム連絡会	2回	グループホーム管理者・職員、障がい福祉課担当職員								
大磯町	●	社会福祉法人 素心会	2	4	26	二宮町・大磯町自立支援協議会	4	社会福祉協議会・障害通所サービス事業所・障害居宅サービス事業所・障害相談支援事業所・保健福祉事務所・湘南西部圏域 パトロール・当事者団体		
二宮町	●		2	5		二宮町・大磯町自立支援協議会	5			

市町村名		現在運営の体制			会議の持ち方			組織内容		
					(年間開催回数)					
		市町村	委託	委託先等	全体会	定例会	事務局会	部会名称	開催/年	主な部会構成員
県央	厚木市 厚木市 社会福祉 協議会	●	社会福祉法人かながわ 共同会	2	2	10	相談支援PJ	12	相談支援専門員	
							一貫した子育て・療育PJ	1	教育委員会、母子保健担当職員、児童相談所、保健所、特別支援学校、放デイ・ 児発事業所連絡会、自閉症児者親の会、ダウン症児者親の会、発達障害者地域支 援マネージャー、発達障害支援センター	
							居住支援PJ	2	病院職員、保健所、グループホーム、相談支援専門員、宅地建物取引業協会、障 がい福祉担当ケースワーカー、生活保護担当ケースワーカー	
							防災PJ	2	民生委員・児童委員、厚木市社会福祉協議会、あつぎ災害ボランティアネット ワーク、地域活動支援センター、生活介護、相談支援専門員、入所施設・グルー プホーム	
							就労PJ	2	厚木公共職業安定所、就労移行支援、就労定着支援、特別支援学校、発達障がい 支援機関、相談支援専門員、障害者雇用促進センター、病院職員	
	大和市	●	社会福祉法人 すずらんの会	2	2	6	地域生活支援部会	10	当事者会・相談支援専門員・事業所職員・市障がい福祉課職員・地域包括支援セ ンター職員・グループホーム職員	
							精神保健福祉部会	12	当事者会・基幹相談センター事業所職員・事業所職員・市障がい福祉課職員・保 健福祉事務所職員・家族会・精神医療機関職員・地域福祉推進団体・地域活動支 援センター職員・社会福祉協議会	
							児童部会	3	相談支援専門員・事業所職員・特別支援学校教諭・児童発達支援・ センター職員・市すくすく子育て課職員・市青少年相談室職員・ 市教育委員会職員・市こども・青少年課職員	
									市青少年相談室職員・当事者会・相談支援専門員・教育委員会職員・特別支援学 校教諭・市障がい児担当職員	

市町村名		現在運営の体制			会議の持ち方			組織内容		
					(年間開催回数)					
		市町村	委託	委託先等	全体会	定例会	事務局会	部会名称	開催/年	主な部会構成員
県央	海老名市 海老名市 自立支援 協議会	●	地域活動支援センター結夢	3	3	6	チーム育つ・学ぶ	4	自閉症児者親の会、海老名おやじの会、カウティ、グランメール、コベルプラス海老名教室、生活支援の会ステップ、海老名市学童保育連絡協議会、厚木保健福祉事務所、厚木児童相談所、発達障害支援センターかながわA、県立えびな支援学校、海老名市子育て相談課、海老名市こども育成課、海老名市保育・幼稚園課・海老名市教育委員会教育支援課、海老名市障がい福祉課、(事務局)海老名市立わかば学園、相談支援事業所結夢+	
							チーム働く	4	肢体不自由児者と父母の会、自閉症児者親の会、発達障がい児者家族会そのまんま、アビリティーズジャスコ、トイロ、海老名市障害者支援センターあきば、ユニバーサル就労支援事務局、相州病院デイケア、障害者就業・生活支援センターほむ、県央地域若者サポートステーション、ハローワーク厚木、県立座間養護学校有馬分教室、県立えびな支援学校、海老名商工会議所、海老名市社会福祉協議会、海老名市職員課、海老名市商工課、海老名市障がい福祉課、(事務局)相談支援事業所結夢+、地域活動支援センター結夢	
							チームまもる・つながる	4	伸生会、手をつなぐ育成会、自閉症児者親の会、生活再建者の集い「たなからぼたもち」、えびなケアマネ連絡会、厚木児童相談所、海老名市南地域包括支援センター、海老名市市民相談課、海老名市福祉政策課、海老名市子育て相談課、海老名市障がい福祉課、(事務局)海老名市社会福祉協議会、相談支援事業所結夢+	
							チームらいい	4	伸生会、手をつなぐ育成会、肢体不自由児者と父母の会、精神保健福祉促進会2πr、生活再建者の集い「たなからぼたもち」、民生委員児童委員協議会、えびなパソコンサポートボランティア、わかばケアセンター、星谷会グループホーム、厚木保健福祉事務所、海老名市社会福祉協議会、海老名市福祉政策課、海老名市障がい福祉課、(事務局)地域活動支援センター結夢	
							チーム広げる	4	広報部「広げる」	
	座間市 座間市障 がい児・ 者笑顔増 進協議会 ～ここに ござま～	●	基幹相談支援センター	3	0	3	防災対策部会	3回	当事者団体、障害者支援施設職員、小規模施設等連絡協議会会員、社会福祉協議会職員、養護学校、民生委員・自治会、ボランティア団体、市防災担当課職員、市障がい福祉課職員、基幹相談支援センター	
							相談支援部会	3回	当事者団体、障害者支援施設職員、精神相談支援事務所職員、相談支援事業所職員、小規模施設等連絡協議会会員、社会福祉協議会職員、医療機関相談員、養護学校、市障がい福祉課、基幹相談支援センター	
							権利擁護部会	3回	当事者団体、小規模施設等連絡協議会会員、社会福祉協議会職員、養護学校、民生委員、医療機関相談員、相談支援事業所、市障がい福祉課職員、基幹相談支援センター	

市町村名		現在運営の体制			会議の持ち方			組織内容		
					(年間開催回数)					
		市町村	委託	委託先等	全体会	定例会	事務局会	部会名称	開催/年	主な部会構成員
県 中 央	綾瀬市 障害があっても 障害がなくても共 に生きる綾瀬を創 る協議会	●	社会福祉法人唐池学園 (相談支援センターゆい まーる)	2	0	4	権利擁護部会	3~4回	当事者、家族会会員、社会福祉協議会職員、児童相談所職員、職業安定所職員、市職員、相談支援センター職員	
							就労支援部会	3~4回	家族会会員、地域活動支援センター職員、施設職員、商工会会員・職員、就労援助センター職員、職業安定所職員、養護学校教員、市職員、相談支援センター職員	
							災害対策部会	3~4回	当事者、家族会会員、県社会福祉士会会員、社会福祉協議会職員、ボランティア会員、施設職員、地域活動支援センター職員、市職員、相談支援センター職員	
							計画策定部会	3~4回	当事者、家族会会員、施設職員、地域活動支援センター職員、社会福祉協議会職員、障害者自立支援センター職員、民生委員児童委員、児童発達支援センター職員、市職員、相談支援センター職員	
	愛川町	●		2	2	12	全体会議	2回	医師会代表、保健福祉事務所(県)、児童相談所、公共職業安定所、養護学校、障がい者団体、施設・事業所、相談支援事業所	
							地域生活サポートチーム	2~3回	障がい者施設、福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会、公共職業安定所、相談支援事業所	
							児童サポートチーム	2~3回	保育園、幼稚園、母子保健主管課、教育委員会、特別支援学校、福祉サービス事業所、児童相談所	
	清川村	●		1~2		12	清川村障がい者協議会	1~2	医師、保健福祉事務所、地域リハビリテーション支援センター、社会福祉協議会、民生委員、施設職員、委託先事業所、当事者家族、保健師、村職員	
							清川村精神保健事業連絡会	12	保健福祉事務所、医療関係者、駐在員、社会福祉協議会、委託先事業所、保健師、村職員	
県 西	小田原市	●	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域 障害者自立支援協議会 (委託先：社会福祉法 人 風祭の森)	3	0	4	相談支援部会	3	相談支援事業所 ・各市町福祉課	
							就労支援部会	3	相談支援事業所職員・各市町福祉課職員・就業生活支援センター所長・支援学校教諭・公共職業安定所統括官	
							子ども部会	3	相談支援事業所職員・各市町福祉課職員・支援学校教諭・保健福祉事務所職員・児童発達支援事業所職員	
							権利擁護部会	3	相談支援事業所職員・各市町福祉課職員・施設職員・当事者団体会長・家族会会長・保健福祉事務所職員・社会福祉協議会職員	
							精神障害者地域生活支援部会	3	相談支援事業所職員・各市町福祉課職員・保健福祉事務所職員・社会福祉協議会職員・訪問看護ステーション管理者	

市町村名		現在運営の体制			会議の持ち方			組織内容		
					(年間開催回数)					
		市町村	委託	委託先等	全体会	定例会	事務局会	部会名称	開催/年	主な部会構成員
県西	南足柄市	● 足柄上地区地域自立支援協議会		足柄上地区地域自立支援協議会	2~3	2~3	2~3	児童発達支援部会	未定 2~3	市町村・施設職員・養護学校・児童相談所・病院職員
	中井町							相談支援部会		市町村・相談支援事業所・当事者
	大井町							就労支援部会		市町村・施設職員・相談支援事業所・保健福祉事務職員・養護学校・公共職業安定所
	松田町							権利擁護部会		市町村・施設職員・相談支援事業所・当事者・保健福祉事務職員
	山北町							地域生活支援部会		市町村・施設職員・当事者・相談支援事業所・保健福祉事務職員
	開成町									
	箱根町	●		小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会	3	12	4	相談支援部会	2	おだわら障がい者総合相談支援センター・小田原市基幹相談センター・行政
								就労支援部会	2	おだわら障がい者総合相談支援センター・小田原市基幹相談センター・行政・小田原公共職業安定所・障害者支援センター・小田原支援学校
								子ども部会	2	おだわら障がい者総合相談支援センター・小田原市基幹相談センター・行政・神奈川県知的障害者福祉協会施設協会・小田原市手をつなぐ育成会・小田原地区精神保健福祉会・小田原市社会福祉協議会・小田原保健福祉事務所
								権利擁護部会	2	おだわら障がい者総合相談支援センター・小田原市基幹相談センター・行政・病院・小田原保健福祉事務所・小田原市社会福祉協議会・訪問看護ステーション・福祉医療センター
								精神部会	1	おだわら障がい者総合相談支援センター・小田原市基幹相談センター・行政・児童発達支援センター・小田原支援学校・小田原保健福祉事務所
	真鶴町	●		小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会	3	0	4	相談支援部会	3	相談支援事業所・各市町福祉課
								就労支援部会	3	相談支援事業所・就労、生活支援センター・養護学校・各市町福祉課
								子ども部会	3	相談支援事業所・養護学校・保健福祉事務所・児童発達支援事業所・各市町福祉課
								権利擁護部会	3	相談支援事業所・施設職員・当事者団体・家族会・社会福祉協議会・基幹相談支援センター・各市町福祉課
精神障害者地域生活支援部会								3	委託相談事業所・保健福祉事務所・社会福祉協議会・医療機関・各市町福祉課	

市町村名		現在運営の体制			会議の持ち方			組織内容			
					(年間開催回数)						
市町村	委託	委託先等	全体会	定例会	事務局会	部会名称	開催/年	主な部会構成員			
県西	湯河原町	●	基幹相談支援センター	3	3	4	相談支援部会	3	委託事業所・町職員・関係者・施設職員		
							就労支援部会	3	委託事業所・町職員・関係者・施設職員		
							子ども部会	3	委託事業所・町職員・関係者・施設職員		
							権利擁護部会	3	委託事業所・町職員・関係者・施設職員		
							精神障害者地域生活支援部会	3	委託事業所・町職員・関係者・施設職員		

2023年度精神保健福祉に関するサービス 市町村の福祉制度関係

■医療費・福祉手当等助成制度（抜粋）

（1級・2級・3級の表示は精神保健福祉手帳の等級）

市町村名		自立支援医療助成	医療補助 (重度医療等)	福祉手当等	手帳診断料助成	交通費助成		上下水道基本料金の減免	市町村単独実施の補助・助成	その他の福祉サービス
						施設通所等	その他 (タクシー・ガソリン等)			
政令市	横浜市	無	1級 有 保険診療の一部負担金を助成（入院費除く）	無	無	横浜市障害者施設等通所者交通費助成	横浜市福祉特別乗車券	<ul style="list-style-type: none"> ・1級 上下水道 基本料金相当額のみ ・2級 重複の要件がある場合に該当 基本料金相当額のみ 		
						地域作業所等の通所施設（児童施設を除く）、又は精神科デイ・ケアに通所するために要した本人及び家族等の送迎介助者の交通費を助成 ※手帳の有無は問わない ※市内在住、15歳以上	(1級・2級・3級) 市営バス・地下鉄全線・金沢シーサイドライン全線、及び市内を運行する民営バス（一部市外区間を含む）を無料で利用できる乗車券 ※70歳未満、市内在住（70歳以上は敬老特別乗車証） 敬老特別乗車証及びタクシー利用券との併給不可			
						横浜市重度障害者タクシー料金助成				
						(1級) 1枚につき500円を限度に助成するタクシー利用券を年間84枚交付（腎臓機能障害で人工透析に週3回以上通院している方には年間168枚交付）（1級） ※市内在住、福祉策別乗車券及び敬老特別乗車証との併給不可				
						横浜市障害者自動車運転訓練費助成				
(1・2・3級) 各都道府県公安委員会が指定した自動車教習所で免許を取得する場合に、技能教習に要する費用の3分の2を補助（補助額は10万円以内） ※運転免許証交付日から1年以内に申請、市内在住										

市町村名		自立支援医療助成	医療補助 (重度医療等)	福祉手当等	手帳診断料助成	交通費助成		上下水道基本料金の減免	市町村単独実施の補助・助成	その他の福祉サービス
						施設通所等	その他 (タクシー・ガソリン等)			
政令市	川崎市	無	重度障害者医療費助成制度	在宅重度重複障害者等手当	無	通所交通費助成	その他	1級・2級 上下水道あり 【精神障害者】 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 【重複障害者】 ・①身体障害者手帳3級の方②児童相談所または知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された方③精神障害者手帳2級のうち、2つ以上該当する方 3級 無		
			(1級) 保険診療自己負担額を助成(ただし、入院に係る医療費は助成対象外) 精神障害者保健福祉手帳1級の手帳を交付されている方 (2級) 無 (3級) 無	年額6万円を支給【年1回12月】 ※支給要件に注意。 ※要申請 ※精神1級のみでは非該当。以下①～④のいずれかを併せ持つ必要有。 ①身障手帳1級または2級 ②療育手帳A1またはA2または知能指数35以下 ③身障3級かつ療育手帳B1 ④身障3級かつ知能指数36～50以下		1級・2級・3級 ・市内を運行する路線バス(横浜市バスを除く)に乗車可能な乗車券(ふれあいフリーパス)の交付 ・市外をまたぐ場合は、乗車する停留所又は降車する停留所が川崎市区域内である場合に限る。 ・川崎市内に在住している70歳未満の方 ・精神障害者保健福祉手帳を所持している方 ・福祉タクシー利用券、他制度のバス乗車券の交付を受けていない方	1級： ・タクシー料金の一部(運賃・迎車料)を助成 ・福祉タクシー利用券1枚につき、500円までを助成 ・タクシーの乗車1回につき複数枚の利用が可能 ・川崎市内に在住している精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方 ・ふれあいフリーパスなどのバス乗車券の交付を受けていない方 2級・3級 無			

市町村名		自立支援 医療助成	医療補助 (重度医療等)	福祉手当等	手帳診断 料助成	交通費助成		上下水道基本料金 の 減免	市町村単独実 施の補助・ 助成	その他の 福祉 サービス
						施設通所等	その他 (タクシー・ガソリン等)			
政 令 市	相模原市	無	重度障害者医療費助成	相模原市重度障害者等福祉手当		「相模原市障害者施設通所交通費助成金」	「相模原市在宅重度障害者等福祉タクシー等利用助成」 「相模原市在宅重度障害者等自動車燃料費助成」	(1級) 下水道のみ基本料金の減免		
			(1・2級) 保険診療の医療費について、自己負担分を助成(ただし、他の公費負担医療制度を受けられる医療費や健康保険から高額療養費・附加給付金等として支給される金額は除く) ・健康保険に加入していること。 ・生活保護非該当であること。	(1・2級) 月5,000円を年2回(9月・3月)に分けて支給 (3級) 月3,000円を年2回(9月・3月)に分けて支給 住所要件・手帳有効期限他	無	保険診療の医療費について、自己負担分を助成(ただし、他の公費負担医療制度を受けられる医療費や健康保険から高額療養費・附加給付金等として支給される金額は除く)	タクシーは、利用券(500円)×6枚/月 燃料費は、給油券(1,000円)×1枚又は2枚/月 ※運転者等によって異なる施設入所していないこと等			

市町村名	自立支援医療助成	医療補助 (重度医療等)	福祉手当等	手帳診断料助成	交通費助成		上下水道基本料金の減免	市町村単独実施の補助・助成	その他の福祉サービス	
					施設通所等	その他 (タクシー・ガソリン等)				
横須賀・三浦	横須賀市	無	重度障害者医療費助成制度	横須賀市重度障害者等福祉手当	無	障害者施設等通所者交通費扶助制度	1級 上下水道減免有 H19.7.1より、新規手帳取得が65歳未満であること。 生保受給世帯と施設入所者は対象外。 2・3級 無	なし	なし	
			1級 H25.10診療分より、入院費を除く医療費の一部自己負担分を助成 H26.10月分より新規手帳取得が65歳未満であること 2級・3級 無	1級 月額5,000円を年4回支給 2級 月額4,000円を年4回支給 (1・2級共通) ・在宅で施設等に入所していないこと ・初めて手帳を申請した年齢が65歳未満であること ・国手当(特別障害者手当等)を受けていないこと 3級 無		1・2・3級 有 市内に住所を有し、要綱に定める施設等に通所した者、又はその保護者に対し、最も経済的・合理的な経路の交通費を全額支給する。 ・市内に住所を有する ・要綱に定める施設等に通所している				
	鎌倉市	鎌倉市重度障害者医療費助成	鎌倉市重度障害者医療費助成	鎌倉市障害者福祉手当	無	鎌倉市施設等通所交通費	鎌倉市障害者福祉タクシー利用料金、福祉有償運送利用料金及び自動車燃料費助成	(1級) 上下水道 (2級) 上下水道→ただし身障3級、療育B1・B2、精神2級のうちいずれか2つ以上の交付を受けていること。 (3級) 無		
		自立支援制度による自己負担額を全額補助 所得制限、年齢制限あり	(1・2級) 有 健康保険により治療を受けた場合、自己負担額(附加給付分を除く)を助成 所得制限あり、年齢制限あり (3級) 無	(1級) 月額2000円 所得制限あり、年齢制限あり (2級・3級) 無		(1・2・3級) 有 生活保護を受給している人を除く。施設通所の交通費に限る。	(1級) タクシー：500円×48枚 ガソリン：1,500円×12枚 福祉有償運送：300円×48枚 所得制限あり (2級・3級) 無			

市町村名		自立支援医療助成	医療補助 (重度医療等)	福祉手当等	手帳診断料助成	交通費助成		上下水道基本料金の減免	市町村単独実施の補助・助成	その他の福祉サービス	
						施設通所等	その他 (タクシー・ガソリン等)				
横須賀・三浦	逗子市	自立支援医療(精神通院)	重度障がい者医療費の助成	逗子市在宅障がい者福祉手当	無	(1・2・3級)有 通所にかかる交通費の助成。 月額、定期代上限	無	1級=上水道 2級=上水道 他の手帳も持っている方 3級=無	事業所ゴミ収集手数料減免。精神障害1級かつ非課税世帯の家庭ごみ収集手数料減免。		
		精神疾患の治療で通院した医療費の1部助成(自己負担原則1割)精神疾患の治療で継続的に通院が必要な方	(1級)有 健康保険対象の自己負担分(高額医療費・高額療養費や附加給付分を除く)を助成。ただし入院は対象外。(2級・3級)無	(1級)月額4,000円 (2級)月額4,000円(児)月額3,000円(者)所得制限あり (3級)無							
	三浦市	無	三浦市重度心身障害者医療費助成制度	無	無	無	障害者社会福祉施設等通所交通費等補助事業	無			
			1級有 通院医療費を助成 65歳未満で1級の手帳を取得した方 2・3級 無		1・2・3級 有 通所交通費の3分の2を支給。 (ただし、自己負担が3,000円を超える場合は、通所交通費から3,000円を控除した額を支給。 対象者：一定の社会福祉施設等へ通所する障害者						
	葉山町	無	葉山町心身障害者医療費助成	葉山町在宅心身障害者手当	無	無	通所交通費の助成	タクシー券の交付/自動車燃料費助成	(1級)上下水道 (2級)下水道 (3級)無		
			(1級)保険診療自己負担分助成。65歳未満手帳取得者	(1級)25,000円/年 20歳未満 (2級)15,000円/年 65歳未満手帳取得者 (3級)10,000円/年 65歳未満手帳取得者			(1級、2級、3級)有 町が認める場所に通所する場合で自宅から施設までもっとも経済的な通常の経路で往復に要した交通機関の利用に関する実費額を支給。	(1級)有 1枚600円のタクシー券を年間24枚交付。(自動車燃料費補助とどちらか一方) (2級、3級)無			

市町村名	自立支援医療助成	医療補助 (重度医療等)	福祉手当等	手帳診断料助成	交通費助成		上下水道基本料金の減免	市町村単独実施の補助・助成	その他の福祉サービス
					施設通所等	その他 (タクシー・ガソリン等)			
湘南東部	藤沢市	無	障がい者等医療費助成	藤沢市障がい者福祉手当	無	藤沢市障がい者施設等通所交通費助成	藤沢市在宅福祉タクシー利用助成	1級 上下有 下水道は、障がい者が使用者の場合は75%、使用者の同居の親族の場合は50%の減額。(2級も同様) 2級 下有 精神2級+身体3級 又は精神2級+療育B1又はB2も下水道減免対象。 3級 無	
	茅ヶ崎市	有	重度障害者医療費の助成	茅ヶ崎市重度障害者福祉手当	有	茅ヶ崎市在宅重度障害者福祉タクシー利用助成	茅ヶ崎市障害児者施設通所交通費	無 県制度あり(市単独事業なし)	
			(1級)保険診療分の自己負担額が無料 ※平成31年1月より、65歳以上で新たに手帳を取得された方は対象外となります。	(1級) 2,500円/月 (2級) 1,500円/月 重度障害者医療費助成と同じ		1級、2級 下肢、体幹、視覚、内部障害が対象	(1級・2級・3級) ●公共交通機関 1か月の「単価×回数」と「定期券」の安い方 ●自転車、自家用車、バイク 100円/日(往復) 対象となる障害福祉サービス等の支給・利用決定を受けた方で、左記の方法で通所する方(生活保護受給者は、別途要件あり)		
藤沢市	無	1級・2級 有 保険診療の自己負担分の助成 3級 無	1級・2級 有 月額4,000円 *2・8月にそれぞれ前月分までをまとめて支給。 市内在住で20歳未満、または個人市町村民税が課税されていない20歳以上65歳未満の方。一部支給制限あり。 3級 無	無	1級・2級・3級有 通所のための交通費 ・交通機関運賃相当額。 往復×通所日数 上限は1ヶ月の定期代 ・自動車等の交通用具利用者は、距離によって定められた金額を支給。 ・市内に住所を有し、かつ市内に居住している者 ・本市の援護の実施者であって、他の自治体の施設に入居している者(生活保護受給者を除く)	1級 有 月あたり2400円分 又は時間制運賃利用30分相当 2枚のタクシー利用券 市内に住所を有し、在宅の方 2・3級 無			
寒川町	無	1級のみ 保険診療の自己負担分	重度障害者等医療費助成事業	無	無	寒川町障害者施設通所交通費助成	寒川町福祉タクシー利用助成	1級=有 上水道のみ 2級=有 上水道のみ *精神2級 かつ療育B1、B2または身体3級の2つ以上該当する者 3級=無	

市町村名	自立支援医療助成	医療補助 (重度医療等)	福祉手当等	手帳診断料助成	交通費助成		上下水道基本料金の減免	市町村単独実施の補助・助成	その他の福祉サービス	
					施設通所等	その他 (タクシー・ガソリン等)				
湘南西部	平塚市	無	<p>医療補助 (重度医療等)</p> <p>(1級) 有 保険診療の自己負担分 (高額療養費限度額の範囲) (2級・3級) 無</p>	<p>福祉手当等</p> <p>平塚市心身障害者福祉手当</p> <p>(1・2級) 有 3,000円・資格核当の年齢が65歳未満 ・施設入所等は不可 (3級) 無</p>	無	<p>施設通所等</p> <p>平塚市障害福祉サービス事業所等通所交通費助成</p> <p>(1級・2級・3級) 有 対象者の住居と事業所等との往復に要した運賃 (最も経済的かつ合理的な経路及び方法) (交通用具 (自転車を除く。)) 利用者は所定の額)</p> <p>市の支給決定により就労移行支援等の障害福祉サービス等を受けている18歳以上 (事業所等から交通費の支給を受けている者及び事業所等の送迎を受けている者を除く)</p>	<p>その他 (タクシー・ガソリン等)</p> <p>平塚市在宅重度障がい者タクシー利用助成</p> <p>(1級) 有 最大600円×3枚×月数分の利用助成券 (年度単位) 施設入所者、自動車税または軽自動車税の減免を受けている者は不可</p> <p>(2級・3級) 無</p>	<p>上下水道基本料金の減免</p> <p>(1級) 上下有 (2級) 下有 (3級) 無</p> <p>基本料金相当額が減免。 障がい者が在宅している世帯 (入院不可) が対象。 上水道については、精神障害者保健福祉手帳2級の方で、身体障害者手帳3級又は中軽度の知的障がい者 (療育手帳B1・B2) を所持している場合も対象。</p>		
	秦野市	無	<p>医療補助 (重度医療等)</p> <p>秦野市重度障害者医療費助成</p> <p>(1級) 有 健康保険対象の医療の自己負担分 ・所得制限あり (2・3級) 無</p>	<p>福祉手当等</p> <p>在宅障害者福祉手当</p> <p>(1級) 年額 35,000円 (2級) 年額 30,000円 ・1年以上市内に居住している ・施設等に入所、精神科の病院に6か月以上入院している場合は対象外 (3級) 無</p>	無	<p>施設通所等</p> <p>秦野市障害者施設等通所交通費助成</p> <p>(1・2・3級) 有 定期券額を上限に最も経済的な経路で要する費用 生活保護受給者は対象外</p>	<p>その他 (タクシー・ガソリン等)</p> <p>福祉タクシー利用券・障害者自動車燃料費助成</p> <p>(1級) 有 月額2000円 特別障害者手当受給者 月額3000円 (福祉タクシー利用券のみ) ※自動車税又は軽自動車税が減免の場合は半額 (2・3) 無 生活保護受給者、施設入所者は対象外</p>	<p>上下水道基本料金の減免</p> <p>(1・2級) 有 上下水道 減免 同一住所者 (水栓使用者) 全員 (別世帯員含む) が所得割を賦課されていないこと (3級) 無</p>		
	伊勢原市	無	<p>医療補助 (重度医療等)</p> <p>重度障害者医療費助成</p> <p>(1級) 有 保健対象医療費の自己負担分 (通院のみ) ・年齢制限・所得制限あり (2・3級) 無</p>	<p>福祉手当等</p> <p>障がい者福祉手当</p> <p>(1級) 年額 25,000円 (2級) 年額 17,000円 ・市内住居者 (施設入所者を除く) (3級) 無</p>	無	<p>施設通所等</p> <p>通所交通費助成</p> <p>(1・2・3級) 有</p>	<p>その他 (タクシー・ガソリン等)</p> <p>交通費助成 タクシー</p> <p>(1級) 有 福祉タクシー券交付。4月交付500円券48枚、100円券30枚、申請月により交付枚数が異なる。 ・市内在住者 (施設入所者を除く) (2・3級) 無</p>	<p>上下水道基本料金の減免</p> <p>(1級) 有 上下水道 減免 ・下水道は浄化槽・くみ取り便所は対象外 (2・3級) 無</p>		

市町村名	自立支援医療助成	医療補助 (重度医療等)	福祉手当等	手帳診断料助成	交通費助成		上下水道基本料金の減免	市町村単独実施の補助・助成	その他の福祉サービス
					施設通所等	その他 (タクシー・ガソリン等)			
湘南西部	大磯町	大磯町自立支援医療費の一部負担金に係る助成要綱	大磯町障害者の医療費の助成に関する条例	無	無	大磯町心身障害者施設通所交通費助成要綱	大磯町在宅障害者タクシー利用料金助成事業実施要綱		
		自立支援医療の100分の10の額の内10分の3に相当する額を助成する。精神障害者保健福祉手帳3級の認定及び精神通院医療を受けている者。	(1級・2級) 社会保険、国民健康保険の法令の規定によって対象者又は被保険者もしくは組合員が負担すべき額を助成。精神保健福祉手帳所持者(65歳以上新規の方、所得制限を超えている方は対象外)			無	(1,2,3級) 交通費全額助成。障害福祉サービスを提供する施設に通所している方		
	二宮町	障害者医療費助成制度	障害者医療費助成制度	在宅障害者福祉手当	無	障害者施設通所交通費一部助成	在宅重度障害者タクシー利用料金助成	無	
		健康保険対象の自己負担分を助成	健康保険対象の自己負担分を助成			(1,2,3級) 障害者総合支援法に規定する通所施設、障害者地域作業所に通所する方に定期券の半額(日数によっては変更あり)を助成。	(1,2級) 1枚につき500円以内が免除となるタクシー券を月4枚交付。 (3級) 無		
		精神障害者保健福祉手帳1,2級(平成24年10月1日以降に65歳以上で手帳を取得した方を除く)(3級) 無	精神障害者保健福祉手帳1,2級(平成24年10月1日以降に65歳以上で手帳を取得した方を除く)(3級) 無	1級 年間7000円 2級 年間5000円 3級 年間3500円 本人または配偶者が課税されている方は除く。平成24年10月1日以降65歳以上で手帳を取得した方は除く					

市町村名		自立支援医療助成	医療補助 (重度医療等)	福祉手当等	手帳診断料助成	交通費助成		上下水道基本料金の減免	市町村単独実施の補助・助成	その他の福祉サービス
						施設通所等	その他 (タクシー・ガソリン等)			
県央	厚木市	無	厚木市 心身障害者医療費助成 (1級) 保険適用医療費の自己負担額を助成 (入院のみ) 所得制限有 年齢制限有	厚木市 心身障害者福祉手当 (1級) 在宅 年額36,000円 所得制限有 (2級) 在宅 年額26,000円 所得制限有	無	厚木障害者施設通所交通費の一部助成 (1・2・3級) 月額交通費の3分の2の額施設に通所し、作業活動等(工賃等を伴うものに限る)を行っていること等	厚木市福祉タクシー事業 (1級) 1枚400円、1箇月6枚を申請月から年度末	(1級) (2級) (3級) } 無		
	大和市	無	心身障害者医療費助成 (1級) 健康保険診療のうち自己負担分を助成。 ※65歳以上で新たに障害認定された方、生活保護は対象外。所得制限有り。	(1・2級) 月額3000円。 ※障害年金、他手当受給者、施設入所中の方は対象外。所得制限有り	無	大和市援護施設等通所訓練費 (1～3級) 福祉サービスの支給決定をうけ通所をしている方が対象	交通費助成・タクシー (1級) 自動車税の減免、自動車燃料費の助成を受けていない方。福祉施設入所の場合は対象外。			
	海老名市	無	障がい者医療費助成制度 (1・2級) 有 保健対象医療費の自己負担分を全額助成(保険診療分以外は対象外) ・65歳未満の手帳取得者(生保除く) (3級) 無	海老名市障がい者福祉手当 (1級) 36,000円 (2級) 12,000円 ・当該年度の7月1日に市に居住かつ市民税非課税世帯(生保含む) (3級) 無	無	施設通所交通費の助成 (1・2・3級) 有 実費または一月の定期運賃の安い方(ただし、市外の場合は9割支給) ・交通機関を利用して社会福祉施設に通所していること	福祉タクシー券の交付 (1・2級) 有 月2,000円分、申請時期に残期間の分を一括交付 ・手帳の提示 (3級) 無	(1級) 有 上水道のみ減免 (2級) ・精神手帳2級か身体障害手帳3級か療育手帳Bのうち2以上に該当する世帯、上水道のみ減免 (3級) 無	精神障害者福祉手帳1級を取得している方がいる市民税非課税世帯に世帯人数1人あたり10㍑袋110枚(年間)に相当する指定ごみ収集袋を交付しています。	無

市町村名	自立支援医療助成	医療補助 (重度医療等)	福祉手当等	手帳診断料助成	交通費助成		上下水道基本料金の減免	市町村単独実施の補助・助成	その他の福祉サービス	
					施設通所等	その他 (タクシー・ガソリン等)				
県央	座間市	座間市精神障害者通院医療費助成事業	心身障害者医療費援助制度	座間市心身障害者手当	無	障がい者施設通所交通費助成	座間市在宅重度障害者福祉タクシー等助成事業	(1級) 有 上下水道 減免 ・非課税世帯 ※生活保護を受給、または病院や社会福祉施設へ入院、入所している場合は対象外 (2・3級) 無	なし	・ふれあい収集(1級)・粗大ごみ収集手数料減免 ・座間市在宅精神障害者バス回数券支給事業：申請時に有効期限内の精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の交付を受けており、座間市に住民票がある者(施設入居者対象外)。※バス回数券については福祉タクシー(自動車燃料給油)利用券及びタクシー券との併給はできません。どちらか1つを選択となります。
		自立支援医療費(精神科通院)の自己負担分(1割)助成	(1級) 有 ・精神障害者保健福祉手帳1級を交付された時点で65歳未満の方	(1級)年15,000円・基準日(4月1日)時点で、精神障害者福祉手帳1級を取得し、65歳未満、1年以上市内に在住、在宅、非課税世帯かつ生活保護を受けていない、他手当を受給していないこと	無	(1・2・3級) 有 ・施設等が無料で提供する自動車等により通所する場合、施設から交通費が支給されている場合、生活保護を受けている場合は除く。	1か月500円2枚。申請月より年度末まで期限内の精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の交付を受けており、座間市に住民票がある者。 ※施設入居者は対象外 福祉タクシー(自動車燃料給油)利用券 ※バス回数券との併給不可			
		市内に居住する精神障害者保健福祉手帳(1級又は2級)及び自立支援医療受給者証の交付を受けている者	(2・3級) 無	(2・3級) 無	無					
綾瀬市	無	重度障害者医療費助成	綾瀬市障害者愛護手当			施設通所交通費の助成	タクシー運賃及び自動車燃料費の助成	無	無	・コミュニティバス運賃の割引・ゴミの個別収集(条件あり)
		(1級) 有 保険医療を受診する際の医療費に対する助成(65歳以上で新規案件に該当した方は対象外) ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持	(1級)11,000円/年 ・精神障害者福祉手帳1級を所持 (2級)6,000円/年 ・精神障害者福祉手帳2級を所持	(2級) 無 (3級) 無	無	(1・2・3級) 通所にかかる電車・バス代又はガソリン代(片道5km未満は150円/日、5km以上は250円/日) ・市内在住で障害者総合支援法に基づく施設に通所すること	(1級) タクシー券又はガソリン券20,000円分を支給 (2級) タクシー券20,000円分を支給 (3級) 無			

市町村名		自立支援医療助成	医療補助 (重度医療等)	福祉手当等	手帳診断料助成	交通費助成		上下水道基本料金の減免	市町村単独実施の補助・助成	その他の福祉サービス
						施設通所等	その他 (タクシー・ガソリン等)			
県央	愛川町	無	障害者医療費助成事業 (1級) 通院・入院にかかる医療費 所得制限及び年齢制限に該当しない者	在宅障害者福祉手当支給事業 (1級) 35,000円/年 (2級) 20,000円/年 (3級) 7,000円/年 所得制限に該当せず、かつ長期入院・施設入所していない者	無	障害者通所交通費助成事業 (1級・2級・3級) 鉄道・運賃の2/3、または、自家用車の使用距離に応じた日額に通所日数を乗じた日額 他事業所等から通所交通費の助成を受けることができない者	在宅重度障害者タクシー・自動車燃料費助成 1級 有 年額(18,000円)自動車税の減免を受けているものは半額 所得制限に該当しない者 2・3級 無	(1級) 上水道のみ 非課税世帯等		
	清川村	無	重度障害者医療費助成 (1級) 保険診療分医療費の自己負担分の助成(入院含む) 年齢・所得制限なし (2・3級) 無	(1級) 30,000円/年 (2級) 25,000円/年 (3級) 15,000円/年 1年以上村内在住	無	(1・2・3級) 電車・バスの実費額の2/3 通所施設の証明等	障害者安心・おでかけタクシー利用助成事業 (1級) 500円券を年間48枚交付 (2・3級) 無	無		
県西	小田原市	無	重度障害者医療助成制度	小田原市中心身障害児福祉手当		障害者施設等通所者交通費助成事業	福祉タクシー利用券			
			(1級) 保険医療機関等で受診した場合に、保険診療の自己負担分(通院医療のみ)を助成。市内に住所を有していること。社会保険・国民保険・後期高齢者医療に加入していること。※施設入所者で国民健康保険又は後期高齢者医療に加入しているかたは、入所前の前住所地で申請いただく場合あり 2・3級 無	(1・2級) 市内に住所を有する20歳未満の障がい児の保護者に支給。月額2,000円(生活困窮者へは月額1,000円の加算有) 申請時に保護者が1年以上小田原市に在住している。国の障害児福祉手当を受給していない。		(1・2・3級) 通所交通費実費(県内のみ)を3か月に1回給付 生活介護、自立訓練、就労系サービス、地域活動支援センター利用者	有			

市町村名		自立支援医療助成	医療補助 (重度医療等)	福祉手当等	手帳診断料助成	交通費助成		上下水道基本料金の減免	市町村単独実施の補助・助成	その他の福祉サービス
						施設通所等	その他 (タクシー・ガソリン等)			
県西	南足柄市	無	南足柄市重度障害者医療費助成	南足柄市重度障害者等福祉年金	障害者診断書作成料助成事業	南足柄市障害者通所交通費助成	南足柄市在宅重度障害者福祉タクシー券	上下水道基本料金の減免		
			(1級) 保険適用医療の自己負担分の助成 ※入院対象外 要件：所得制限 (2級・3級) なし	(1級) 12000円/年 要件：県在宅障害者手当と同一：他障害と重複、市内1年以上在居65歳以下 (2級・3級) なし	(1～3級) 上限2000円 要件：非課税世帯	(1～3級) 公共交通機関の場合、半額が助成対象。(その他規程有り) 要件：福祉タクシー券制度、燃料費助成との併用不可	(1級) 初乗り分チケット3枚/月 (2級・3級) なし	(1級) 上下 (2級・3級) なし		
	中井町	無	重度障害者医療費助成事業	無	無	有(障害者(児)施設通所交通費助成事業)	有(重度障害者タクシー券助成事業)	無		
			(1級) 保険診療の自己負担助成 (要件) 通院医療費のみ ※所得制限あり (2級・3級) なし			(1～3級) 通所事業所までのバス・電車運賃の半額を助成。自家用車の場合は片道距離×20円×通所日数を支給。 要件：障がい福祉サービス事業所へ通所していること。	(1・2級) 町と協定を結んでいる事業者のタクシーで利用できる500円券を年間24枚交付。 要件：自動車燃料費の助成を受けていないこと (3級) なし			
	大井町	無	重度障害者医療費助成	無	無	障害者施設通所費助成	在宅重度障害者タクシー利用助成	無		
			(1級) 保険診療の自己負担分を助成、通院医療費のみ助成対象 (要件) 年齢制限有 (2級・3級) なし			(1～3級) 通所交通費の2分の1を補助	(1級) 初乗り運賃相当額の助成 月2枚年間最大24枚交付 (要件) 在宅のみ (2級・3級) なし			

市町村名		自立支援 医療助成	医療補助 (重度医療等)	福祉手当等	手帳診断 料助成	交通費助成		上下水道基本料金 の 減免	市町村単独実 施の補助・ 助成	その他の 福祉 サービス
						施設通所等	その他 (タクシー・ガソリン等)			
県 西	松田町	無	重度障害者医療費助成制度	無	無	知的障害者及び精神障害者施設通所者交通費助成事業	まちなり福祉バス在宅重度障害者等福祉タクシー利用助成事業	無		
			(1級)通院のみ助成 要件：65歳未満の新規対象者。所得制限有り			(1～3級) (公共交通機関)最安運賃×通所日数×1/2 (自家用車)距離に応じた金額×通所日数÷施設開所日数×1/2 (施設車両利用者)自己負担分全額 要件：施設に通所している在宅の精神・知的障害者	(1～3級)(まちなり福祉バス)富士急湘南バスの町内通行区間のみ7,340円/年 (在宅重度障害者等福祉タクシー)初乗り運賃を補助する券を2枚/月配布 要件：(まちなり福祉バス)1～3級該当(タクシー)1級のみ該当			
	山北町	無	有	無	無	山北町通所交通費助成制度	山北町障害者タクシー助成	無		
			(1級)入院医療は対象外 要件：所得制限、年齢制限あり (2級・3級)なし			(1～3級)原則、かかった交通費の二分の一を助成。 要件：障害福祉サービスの訓練等給付を利用するもの	(1・2級)年間24,000円分 (3級)なし			

市町村名		自立支援医療助成	医療補助 (重度医療等)	福祉手当等	手帳診断料助成	交通費助成		上下水道基本料金の減免	市町村単独実施の補助・助成	その他の福祉サービス
						施設通所等	その他 (タクシー・ガソリン等)			
県西	開成町	無	有	無	無	無	有	無		
			(1級) 通院のみ、保険適用分の自己負担を助成 (要件) 年齢制限・所得制限 (2級・3級) なし			(1・2級) タクシー初乗り運賃 要件：所得制限 (3級) なし				
	箱根町	無	箱根町重度障害者医療費助成要綱	無	無	箱根町障がい者等施設通所者交通費扶助費交付要綱	箱根町在宅重度障がい者等福祉タクシー利用券及び自動車燃料費助成券交付要綱	(1級) 上下地域により異なる		町立総合保健福祉センターのプール利用料の免除：手帳提示により無料
			(1級) 医療機関で保険診療を受ける場合、保険対象の自己負担分を助成(通院のみ)			(1～3級) 実費分(電車・バス) 町の定める額(車) 総合支援法に規定する施設への通所(就労継続A型除く)	(1級) タクシー券500円が60枚または、燃料券1,000円が14枚			
	真鶴町	無	重度障害者医療費助成	無	無	有	(1級) タクシー券500円が24枚	無		
(1級) 通院のみ										
湯河原町	無	重度障害者医療費助成	無	無	湯河原町精神障害者等福祉的就労支援事業	無	無			
		(1級) 保険利用診療の外来受診分を全額助成			1級、2級、3級 有 詳細はお問い合わせください					

市町村名	虐待防止センター				一時保護場所	担当コアメンバー	通報から受理までの流れ	発生状況 (2022年度/2023年9月末)					普及啓発活動	虐待への課題意見	
	運営		対応時間	専用電話有無				通報件数	養護者による	従事者福祉施設による	その他	受理合計件数			
担当部署	行政	委託													
政令市	相模原市 養護者による虐待：各高齢・障害者相談課、各保健福祉課 施設従事者による虐待：福祉基盤課 使用者による虐待：高齢・障害福祉課	●		24時間	無	無	管理職、地区担当ケースワーカー、虐待防止担当者など	①通報受理→②対応方針の協議→③事実確認、訪問調査等→④援助方針の決定 →⑤（養護者による虐待の場合） 障害者の保護、障害者及び養護者への支援 →⑤（施設従事者による虐待の場合） 各法の規定による権限行使 →⑤（使用者による虐待の場合） 都道府県へ通知 ※③は必要に応じて実施	124	91	30	3	124	通報義務や、市の通報・相談窓口を周知するとともに、虐待が疑われる具体的な内容等を掲載したパンフレットを作成、配布している。	児童虐待と異なり、虐待対応専従職員が不在で、また、相談件数等も多いわけではないため、虐待対応における経験が不足している。
横須賀・三浦	横須賀市 民生局福祉こども部障害福祉課障害サービス第1係	●		8:30 ～ 17:15	無	委託している。既存の障害福祉サービスの短期入所枠の活用 専用電話設置 無	課長、ケースワーク担当係長(3名)、虐待担当者、地区担当ケースワーカー	通報受理→受理会議→事実確認→虐待としての判断 →虐待なしと判断:終結 →虐待認定:虐待ケースとして対応継続→終結	42	24	17	1	42	・年1回、地域の事業所向けに講演会を開催している。 ・虐待防止チラシを作成し、掲示、配布している。 ・雇用奨励金を支払っている事業所に対し、雇用者による虐待についてチラシを配布している。	緊急的に保護しなければならないケースが出た時に、本人に合った施設がない、利用出来る施設が空いていないなど、どこで保護するかという課題がある。

市町村名	虐待防止センター				一時保護場所	担当コアメンバー	通報から受理までの流れ	発生状況 (2022年度/2023年9月末)					普及啓発活動	虐待への課題意見	
	運営		対応時間	専用電話有無				通報件数	養護者による	従事福祉に施設による	その他	受理合計件数			
担当部署	行政	委託													
横須賀・三浦	鎌倉市 健康福祉部障害福祉課	●		24時間 土日祝、早朝及び夜間は守衛につながる	無	委託している 市内及び近隣市事業所 対応時間：事業所の運営時間による 専用電話：無	課長、係長、担当2名（ケースワーカー） 対応可能なメンバー4～5名で行っている	通報受理→受付記録の作成→コアメンバー会議→事実確認、訪問調査、立入調査→ケース会議（必要に応じ、障害者の保護等）	17	3	5	9	0	パンフレットの配布等	虐待の有無の判断が困難な事例が多い。弁護士等に相談しても弁護士の見解によっても虐待の有無の判断が異なる場合もあり、市町村での対応の難しさを感じている。専門的な知識や早急な対応が求められるが、異動が多いため、職員の質の向上も難しい。
	逗子市 逗子市障害者虐待防止センター	●		8:30～17:00	無	無	障がい福祉課職員（課長・係長・ケースワーカー）	通報受理→受付（記録の作成）→コアメンバーによる対応方針の協議→事実確認、訪問調査（安否確認）→ケース会議の開催→立入調査（安否確認）、ケース会議→内容により支援、保護→モニタリング	9	2	0	0	2		
									7	6	1	0	0		
									12	3	0	0	3		

市町村名		虐待防止センター			一時保護場所	担当コアメンバー	通報から受理までの流れ	発生状況 (2022年度/2023年9月末)					普及啓発活動	虐待への課題意見	
		運営		対応時間				専用電話有無	通報件数	養護者による	従事者による	福祉施設による			その他
担当部署		行政	委託												
横須賀・三浦	三浦市 保健福祉部福祉課（市役所開庁時間外は宿直職員から担当職員へ連絡が入る）	●		24時間	無	市で設置している一時保護施設はないため、ケースごとに虐待防止センターで一時保護場所を探す等の対応をしている。	障害者虐待担当職員、相談支援事業所職員、その他関係する他部署（子ども関係や生保等）職員、その他ケースごとに参加が必要と思われる方	通報受理 →基本的に神奈川県のマニュアルに沿って通報を受理している。 通報受理→対応方針の協議《コアメンバー》→事実確認、訪問調査（安否確認）→対応方針の協議《コアメンバー》（再開）→個別ケース会議の開催 →立入調査（安否確認）、個別ケース会議の開催 →障害者の保護/障害者への支援/擁護者への支援/成年後見制度利用開始の審判請求 →モニタリング→虐待対応の終結	13	1	0	0	13	市ホームページへの掲載等	
	葉山町 福祉課障害福祉係	●		8:30 ～ 17:00	無	無	福祉課職員及び関連部署職員	通報受理→緊急性の判断（コアメンバー）→事実確認・訪問調査→ケース検討会議の開催 →保護	2	0	2	0	2		
								1	0	0	0	1			

市町村名	虐待防止センター				一時保護場所	担当コアメンバー	通報から受理までの流れ	発生状況 (2022年度/2023年9月末)					普及啓発活動	虐待への課題意見	
	運営		対応時間	専用電話有無				通報件数	養護者による	従事福祉施設による	その他	受理合計件数			
担当部署	行政	委託													
湘南東部	藤沢市 藤沢市障がい者支援課	●		18 7: 3 10 5)	無	設置していない(必要な場合は都度調整)専用電話の設置 無	管理職2名(保健師含む)、上級主査、主査、虐待相談員3名(社会福祉士、介護福祉士)	通報受理→コア会議→障がい者の安全確認、虐待事実の確認→コア会議にて虐待認定、対応策の検討→虐待解消のための介入→コア会議にて虐待の解消を確認	49	27	20	0	21	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所から個別に依頼を受け虐待防止研修を実施。 ・虐待防止啓発のためのリーフレットを作成、市内事業所へ配布予定。 ・基本的な障がい者虐待防止に係る研修を実施。 	緊急保護施設等の確保、他市の虐待防止センターとの連携体制、虐待防止に向けた啓発の更なる充実を図る。
									75	52	23	0	37		
									39	28	11	0	17		
湘南東部	茅ヶ崎市 福祉部障害福祉課	●			無	委託 社会福祉法人 翔の会 専用電話 無	管理職、障がい者虐待担当職員、通報・相談受付者、通報・相談者の地区担当ケースワーカー	通報受理→コアメンバー会議→事実確認(全体像の把握・立ち入り調査等)→コアメンバー会議(再開)→虐待の有無の判断→県への報告、個別ケース会議の実施、ケースワーカー等による継続的な相談支援・ケアマネジメント支援	20	12	7	1	20	<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市自立支援協議会にて、年度の虐待件数や虐待防止センターの対応について報告をしている。 ・障害者虐待防止のパンフレットを窓口に設置し配布している。 ・各事業所連絡会等に対して、障害者虐待防止のための事業所訪問や研修等を実施する。 	
湘南東部	寒川町 福祉部 健康福祉部福祉課障がい福祉担当	●		24	無	委託 社会福祉法人 翔の会 24時間対応専用電話 無	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部局管理職 ・障害福祉担当職員 	通報受理→通報内容の共有、初期判断事実確認のための協議→事実確認、情報収集→コアメンバー会議(虐待の有無、緊急性の判断、当面の対応決定)	10	7	2	1	10	町のホームページ、障がい福祉ガイドブックに掲載、リーフレットの全戸配布。	法律の趣旨や目的の認知が不十分なため、今後も継続した啓発活動が必要となる。
									9	9					

市町村名		虐待防止センター			一時保護場所	担当コアメンバー	通報から受理までの流れ	発生状況 (2022年度/2023年9月末)					普及啓発活動	虐待への課題意見	
		運営		対応時間				専用電話有無	通報件数	養護者による	従事者福祉による	その他			受理合計件数
担当部署		行政	委託												
湘南西部	平塚市 福祉部障がい福祉課	●		24（閉庁時間中は守衛室対応）	無	なし	障がい福祉課長、課長代理、担当長、障がい福祉担当者（社会福祉士、保健師等）、地域生活支援担当者	通報受理→コア会議→事実確認→コア会議（虐待有無の判定）→援助の展開→コア会議（再アセスメント）→終結	44	19	25		44	関係機関との会議や窓口等でチラシ等の配布により啓発を行っている。施設従事者向けに研修等も行っている。	虐待者等から分離した場合の移送費や保護先の確保、人員体制の確保などの課題がある。
									23	10	12	1	23		
湘南西部	秦野市	●		24	有	社会福祉法人 常成福祉会 ライツはたの 通報時間：24時間	障害福祉課長、課長代理、虐待担当者、地区担当ケースワーカー、虐待防止センター職員、基幹相談支援センター職員等	通報受理→コアメンバー会議（管理職・虐待担当者・虐待防止センター）にて初動対応の協議及び緊急性の判断→事実確認（被虐待者、虐待者、職員に対し、現地調査または聞き取り調査）→虐待の有無の判断→再発防止に向けた支援方針の決定	36	21	15	0	36	ホームページ掲載、パンフレット配布、民生委員・事業所等に対して研修会を実施するなどして周知	<ul style="list-style-type: none"> 養護者虐待では、他機関との迅速な連携や引継ぎ、家族支援が必要な困難ケースの増加など、専門性のある対応が課題となっています。 施設従事者虐待では、通報者や被害者が特定できない（特定されては困る）匿名による通報や通報者本人の訴えの信ぴょう性の評価に悩み、事実確認の難しさがあります。 障害者のグループホームが急増し、支援の質が求められています。障害者虐待防止や権利擁護に関する意識づけや取りくみ状況の確認が課題となっています。
									26	21	4	0	25		

市町村名	虐待防止センター				一時保護場所	担当コアメンバー	通報から受理までの流れ	発生状況 (2022年度/2023年9月末)					普及啓発活動	虐待への課題意見
	運営		対応時間	専用電話有無				通報件数	養護者による	従事者福祉による	その他	受理合計件数		
担当部署	行政	委託												
湘南西部	伊勢原市 保健福祉部 障がい福祉課	●		24	無	障がい福祉課長、虐待担当職員、担当ケースワーカー、相談支援事業所職員	通報受理→初動会議→緊急作業会議→対応→評価→モニタリング→閉止 ※モニタリング→緊急作業会議のサイクル	11	4	6	1	11	・障害者週間に合わせ、市役所ロビーに啓発コーナーを設置し、啓発物品を配布 ・関係事業所職員等を対象とした障がい者虐待防止研修会の実施	
	大磯町 福祉課障がい福祉係	●福祉課障がい福祉係		24	有	福祉課障がい福祉係24時間対応専用電話あり	・障害福祉主管課管理職 ・障がい福祉係 ・受付受理者 ・委託相談支援事業所 ・その他	通報受理→障害者虐待防止等のスキーム参照	0	0	0	0		0
	二宮町 福祉保険課 福祉・障がい支援班員	●福祉保険課福祉・障がい者支援班		18 7: 3 10 5	無		・福祉保険課長 ・福祉・障がい者支援班員	通報受理→会議→事実確認→再会議→個別サービス会議	0				0	地域の見守りの目になるような、民生委員等に趣旨の説明を行っている。

市町村名	虐待防止センター				一時保護場所	担当コアメンバー	通報から受理までの流れ	発生状況 (2022年度/2023年9月末)					普及啓発活動	虐待への課題意見
	運営		対応時間	専用電話有無				通報件数	養護者による	従事者による	福祉施設による	その他		
担当部署	行政	委託												
県央	厚木市 厚木市権利擁護支援センター 社会福祉法人厚木市社会福祉協議会		●	※8時：30分～17時：15分	有	障がい福祉課長、各係長、担当ケースワーカー、虐待防止担当者	通報受理 → コアメンバー会議 → 情報収集・事実確認 → 対応の協議 → ケアカンファレンス → コアメンバー会議	22	11	11	0	22	虐待防止啓発ポスターの関係機関への掲示、自治会回覧、厚木市社会福祉協議会の広報氏、ホームページでの周知等	虐待通報後、迅速に被虐待者の安全を確認及び確保するために、課内の体制及び役割分担を明確にし、適切に対応していきたい。また、虐待の早期発見のためには、近隣住民や施設職員による通報が重要となってくるため、どのような行為が虐待に当たるのか、講演会やポスター等により、引き続き周知啓発を図って行きたい。
	太和市		●	24	有	委託 社会福祉法人県央福祉会 対応時間 事前に要調整 専用電話の設置無	障がい福祉課長、自立支援係長・障害者虐待防止センターセンター長、相談員・障がい福祉課虐待防止事業担当	通報受理 → 市障がい福祉課へ報告 → コアメンバー会議（原則48時間以内） → 支援方針決定（調査、分離、保護） → 虐待認定 → 終結	22	6	16	0		

市町村名	虐待防止センター				一時保護場所	担当コアメンバー	通報から受理までの流れ	発生状況 (2022年度/2023年9月末)					普及啓発活動	虐待への課題意見	
	運営		対応時間	専用電話有無				通報件数	養護者による	従事者による	その他	受理合計件数			
担当部署	行政	委託													
県央	海老名市 保健福祉部障害がい福祉課	●		24	無	委託先：海老名市障害者支援センターあきば 専用電話：無	障がい福祉課虐待担当職員、被虐待者担当職員、管理職、相談支援事業所、その他の関係する職員等	通報受理→コア会議開催、調査訪問、面談等、分離（必要時）、県への報告（必要時）	23	0	0	0	0	事業所向け虐待防止研修について、基幹相談支援センターでの実施を検討している	虐待発生時には迅速な対応が必要と考えるが、現在の職員数では困難な場合があります。虐待発生要因によっては介入が困難な場合があります。また多様化するケースへの対応が経験の浅い職員にとっては難しいこともあります。
	座間市 福祉部 障がい福祉課	●		365日 24h	有	福祉事務所長、課長、係長、CW、保健師、相談支援事業所（※）※必要に応じて。	通報受理→初動ケース会議→訪問調査・事実確認→ケース会議→立入調査→モニタリング会議・障害者虐待の終結	13	9	3	0	13	広報、ホームページ、チラシ等		
	綾瀬市 綾瀬市役所 福祉部 障がい福祉課	●		24	無	課長、総括副主幹（係長級）、ケースワーカー、保健師、基幹相談センター職員	通報受理→コアメンバー会議（緊急性・調査の有無決定）→事実確認・訪問調査→コアメンバー会議→支援方針決定（虐待認定など）	6	4	2	0	6		ホームページで周知啓発	
	愛川町 愛川町役場 民生部 福祉支援課	●			有	愛川町福祉支援課 障害福祉班所属職員	通報受理→コアメンバー招集→コアメンバー会議→事実確認→コアメンバー会議→個別ケース会議→モニタリング→アセスメント→虐待対応終結	4	4			4	広報、窓口での周知、障がい者週間に伴い、庁舎内にコーナーを設置するなどの普及啓発活動を行っている。各事業所に「市町村障害者虐待防止センター担当職員等コース」研修の受講を勧奨し、積極的な働きかけ、周知を行っている。		入居先及び保護場所の確保が課題となっている。
							8	8			8				

市町村名		虐待防止センター				一時保護場所	担当コアメンバー	通報から受理までの流れ	発生状況 (2022年度/2023年9月末)					普及啓発活動	虐待への課題意見
		運営		対応時間	専用電話有無				通報件数	養護者による	従事者福祉による	その他	受理合計件数		
担当部署		行政	委託												
県央	清川村 保健福祉課	●		開庁時	無		課長・保健師・担当者	通報受理 → コア会議 → 事実確認 → 対策会議	0	0	0	0	0	窓口等においてチラシを配布	
									1	1	0	0	0		
県西	小田原市	● 障がい福祉課		24時間	無		課長、係長、ケースワーカー	通報受理 → コアメンバー会議 → 事実確認 → ケース会議 → 支援 → モニタリング	25	17	17	1	3	市のホームページに「障がい者虐待防止について」のページを作成し、通報や相談できる窓口を案内している。	
									20	12	8	0	3		

市町村名	虐待防止センター				一時保護場所	担当コアメンバー	通報から受理までの流れ	発生状況 (2022年度/2023年9月末)					普及啓発活動	虐待への課題意見
	運営		対応時間	専用電話有無				通報件数	養護者による	従事者による	その他	受理合計件数		
担当部署	行政	委託			24	無	福祉課長 障害福祉班長 通報受付職員 障害福祉班職員						通報受理→①コアメンバー会議→事実確認→②コアメンバー会議→個別ケース会議	3
			県西	南足柄市				●福祉健康部福祉課		24	無	委託 ※県西地区2市8町と社会福祉法人で協定締結。緊急時に必要な便宜・供与。		
中井町	●福祉課			24時間	無	居室確保については、県西地区2市8町と社会福祉法人(6法人・7施設)と協定締結。法人は緊急時に必要な便宜の供与に努める。	障害福祉所管課長 社会福祉士 障害保健福祉担当職員	通報受理→コアメンバー会議→状況に応じた対応	2	2	0	0	2	広報等での啓発活動を行っている。
大井町	●福祉課			24時間	無	福祉課長、福祉課職員	通報受理→コアメンバー会議→(以後、県のマニュアルに準じる)	1	0	0	0	0	ポスター掲示	
松田町	●福祉課			24時間	無	福祉課職員、関係機関等	通報受理→課内情報共有→事実確認→判断(緊急性、分離の必要性、虐待有無等)→個別事由による対応	1	0	0	0	1	個別ケースの対応時に関係機関と供することで意識づけを行っている。	事実確認が難しいケース(精神的虐待)への対応
山北町	●福祉課福祉推進班			基本平日8時30分~17時15分。土日等緊急時は対応します	無	市町村で設置 福祉課基本平日8時30分~17時15分。ただし、土日等緊急時は対応します。	虐待対応担当職員(保健師、社会福祉士、福祉課長)	通報受理 →町による状況確認等、県のマニュアル通り。	0	0	0	0	0	町広報及びへ自立支援協議会権利擁護部会の連携により、ポスター掲示。
関成町	●福祉介護課福祉班			開庁時夜間・休日は警備室	無		課長・班長・町担当者	通報受理→事実確認→コアメンバー会議→虐待認定の判断 ※県のマニュアル通り対応	2	1	1	0	2	広報にて普及期発。障害者等虐待防止部会にて研修会の開催を検討。
								0	0	0	0	0		

市町村名		虐待防止センター			一時保護場所	担当コアメンバー	通報から受理までの流れ	発生状況 (2022年度/2023年9月末)					普及啓発活動	虐待への課題意見	
		運営		対応時間				専用電話有無	通報件数	養護者による	従事者による 福祉施設による	その他			受理合計件数
担当部署		行政	委託												
県西	箱根町	●		8時30分～17時15分	無	県西圏域で締結した「被虐待被害者の緊急一時保護に関する協定」により対応	障がい担当と福祉課管理職	通報受理 → コア会議 → 安全確認、事実確認	0	0	0	0	0	広報等で周知	
	真鶴町	●		24時間	無	委託している6法人7施設(2市8町圏域内)※2市8町で委託	福祉課長、係長、町民支援係	通報受理→県のマニュアル通り	0	0	0	0	0	ポスターやリーフレットの配架など。	
	湯河原町	●		役場開庁時	無	担当部署・委託事業者の名称	社会福祉課長、社会福祉副課長、障がい福祉係長、障がい福祉係	通報受理 → 県のマニュアル通り	0						

■ 精神障害者地域生活支援センター型

横浜市 市独自の制度による事業

※精神障害者地域作業所型の補助対象者は、原則として横浜市内居住の精神障害者とする

補助事業名	内 容	委託補助額
※国のⅢ型とは異なる事業です。 横浜市 地域活動支援センター 事業精神障害者地域作業所型	運営基本費 上限1,585,000円/月	補助金総額 1,360百万円 (62か所)
	借地・借家費 上限425,000円/月	
	自主製品開発・製作支援助成費 上限120,000円/年	
	365日開所助成費 1か所1,350,000円	
	水道料金助成費 最大36,000円	
	処遇改善助成費 9,000円×月数×人数(最大2人)	
	設置費・移転費 1か所3,000千円	

川崎市

型	補助事業名		金額	内容	
B	運営費補助金	B型	12,500,000円	定員（実利用人数）15名以上（12人以上）常勤職委員配置数3名（1名）	
C		C型	10,500,000円	定員（実利用人数）10名以上（8人以上）常勤職委員配置数2名（1名）	
D		D型	9,500,000円	定員（実利用人数）5名以上（4人以上）常勤職委員配置数2名（1名）	
型	家賃等賃借料補助金	B型	家賃等賃借料×12月	上限 2,000,000円	
		C型		上限 1,800,000円	・使用料及び賃借料（事業の用に供する施設に係るもの）
		D型		上限 1,600,000円	
	新規設置費補助金		2,000,000円	・需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、高次請負費等	
加算	目標工賃達成加算		1,000,000円	前年度実績で通所者平均工賃が津額15,000円を達成した場合に加算	
	就労移行支援加算		一人1,000,000円（二人まで）	雇用形態に関わらず最低賃金以上の雇用契約を条件として6ヶ月以上継続雇用された通所者がおり、指導職員が継続的に支援を行った倍に加算	
	重度障害者支援加算		一人100,000円（12ヶ月）一人 50,000円（6ヶ月）	重度障害者（身体・精神手帳1・2級、療育手帳A1・A2、身障3級かつ療育手帳B1、発達障害の診断を受けた方）の受け入れ	
	支援体制強化加算①		1,000,000円	サービス管理者等の要件満たし、個別支援計画の策定を行った場合	
	支援体制強化加算②		一人500,000円（二人まで）	常勤の有国家資格者配置（社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員）	
	個別給付移行支援加算		4,000,000円	個別給付事業に移行する場合、移行前2年間基準額に加算する	

相模原市

型	補助事業名	内容
Ⅲ	相模原市地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供・社会との交流の促進・日常生活の支援 運営費8,250,000円（年額、利用者の人数に応じて決定）＋重度加算＋家賃加算 相模原市内の事業所が対象

■ 精神障害者地域活動支援センター（Ⅲ型・作業所移行）市町村独自補助事業内容

助成事業名		内 容	備考	
横須賀・三浦	鎌倉市	障害者地域活動支援センターⅢ型事業委託	送迎車両管理費（上限60万円）、家賃助成（上限120万円） 委託・補助額 10,200,000円	8事業所に委託
	横須賀市	地域活動支援センター・障害者地域作業所運営費等補助金	地域活動支援センターに対する運営費の補助（6か所） 特別奨励補助金（職員の処遇改善） 家賃等補助金 健康診断料補助金	（その他）
	三浦市	三浦市地域活動支援センターⅢ型運営費	事務事業費（利用者数 15人以上） 5,500,000 事務事業費（利用者数 10人以上15人未満） 4,500,000 家賃扶助額 家賃の1/2 ただし、1月の家賃の上限が13万円を超える場合は1月当たりの上限額は6万5千円。	事務運営費と家賃扶助額を地域生活支援事業費補助金の機能強化事業費と神奈川県各市町村障害者福祉事業費補助金の地域活動センター事業補助を合わせて年2回に分けて運営費として支給。
湘南東部	藤沢市	藤沢市地域活動支援センターⅢ型事業	基礎的事業 6,000,000円 家賃加算補助 1,800,000円	
		藤沢市地域活動支援センターⅢ型事業「通所促進事業」	通所促進補助 通所実績日数1日当たり300円	
	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市障害者地域活動支援センター事業実施委託	家賃補助	委託・補助額 15,504千円 2023(令和5)年度 予算額

助成事業名		内 容	備考
湘南東部	寒川町 寒川町地域活動支援センター事業及び地域活動支援センター機能強化事業	センター基礎的事業の全部または一部について、次のいずれにも該当する事業所を運営する者（法人格を有するものに限り）に移譲することができる。 1. 法第79条第2項に規定する地域活動支援センターとしての届出がされている事業所。 2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）に規定する基準を満たす事業所。	【センター基礎的事業】 ・職員雇用費等 ¥6,000,000程度 ・施設の賃借に係る経費 賃借料（月額）× 1/2 × 12月 *賃借料は¥200,000円 限度 【センター機能強化事業】 ¥1,500,000
湘南西部	平塚市 専門職員配置（加算分のみ）	神奈川県各市町村障害副足推進事業補助金の専門配置職員補助（50万円）※に10万円加算対象としているもの 保健師、看護師及び准看護師、理学療法士及び作業療法士等の配置に対する補助 30万円	補助対象費用が50万円を超えている3事業所に対して、加算して補助
	秦野市 事業委託	日中活動ほか 委託・補助金 8,000,000円	知的障害者が対象
県央	海老名市 障害者地域作業所等の運営費補助	毎年4月1日現在で近隣市町のⅢ型事業所に通う市民の人数を基準として補助を行う協定を結んでいます。 委託・補助額 1,596,000円	年度末支払い
	座間市 地域活動支援センター運営補助金	運営費（基礎的事業） 委託・補助額 6,000,000円×3=18,000,000円	
	綾瀬市 精神障害者地域活動支援センター補助金	就労困難な精神障がい者を対象に、就労につながる作業訓練の場の提供と通所者の個別相談に応じ、安定した地域生活が送れるよう支援を実施する。 委託・補助金 12,219,000円	
	愛川町 基礎的事業 利用者への交通費助成	鉄道・バス運賃の2/3、または、自家用車の使用距離に応じた日額に通所日数を乗じた額 委託・補助額 6,000,000円	
県西	小田原市 小田原市地域活動支援センター事業費助成金	・家事補助加算 事業所の家賃及び事業用地（送迎用車両等の駐車場代を含む。）の賃貸料に係る補助	委託補助額 月額 20,000円を 上限とする。
	真鶴町 真鶴町地域活動支援センター運営費補助金	町内の地域活動支援センターへ運営費等を補助している。	委託補助額 6,609,000円

2023年度精神障害者地域活動支援
(地域生活支援) センターに対する
市町村単補助事業

精神障害者地域生活支援センター型（国Ⅰ型）相談支援委託

◆ 地域生活支援センター 市町村独自補助事業内容等

市町村名	内容	補助額
横浜市 精神障害者 生活支援センター	指定管理料 9か所	指定管理料総額 677百万円
※国のⅠ型とは異なる事業です	運営費補助金 9か所	補助金総額 618百万円

市町村名	項目	内容	
川崎市	地域活動支援センターA型	運営費補助金	20,000,000円（職員配置：常勤人数4名（3名） *常勤1名は有国家資格者（社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員・保健師・看護師・作業療法士等）
		家賃等賃借料補助金	・使用料及び賃借料(事業の用に供する施設に係るもの) ・施設整備のための公的融資（市長が認めたものに限る）の償還金 （上記の額と対象経費を比較し、少ない方を補助対象金額とする）上限3,000,000円（家賃等賃借料×12か月）
		夜間電話相談事業補助金	夜間電話相談事業を実施した場合の実績に基づく（事業対象者は利用者またはその家族とする） 上限1,500,000円（5,000円/日×実施日数）
		新規設置費補助金	需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費等 2,000,000円
		移転費補助金	需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費等 移転費ジョジョ金の適用に関しては事前に相談を要する。 2,000,000円
		加算	重度障害者支援加算
	支援体制強化加算	一人年額 500,000円（二人まで） 職員配置基準を超えて常勤で医療、福祉に関する国家資格等を配置した場合に加算	

市町村名	項目	内 容	
相模原市	精神障害者地域活動支援事業	地域で生活する精神障害者の生活支援、相談等を行い、社会復帰と自立、社会参加を促進する地域活動支援センターの運営を支援するもの。	67,651,000円（委託2ヶ所）
	地域活動支援センター施設管理運営費	指定管理経費	57,952,000円（指定管理2ヶ所）
鎌倉市	障害者地域活動支援センターI型事業委託	市単独の補助内容なし 2事業者	
藤沢市	藤沢市地域活動支援センターI型事業	人件費 4,593,000円	
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市障害者地域活動支援センター事業実施委託	2,400千円 2023（令和5）年度予算額	
平塚市	専門職員配置（加算分のみ）	神奈川県各市町村障害者福祉推進事業補助金の専門職員配置（50万円）※に10万円加算対象としているもの 保健師、看護師及び准看護師、理学療法士及び作業療法士等の配置に対する補助 10万円 補助対象費用が50万円を超えている1事業所に対して、加算して補助	
秦野市	事業委託	相談支援・ピアサポート事業・普及啓発・フリースペースの運営・その他 委託・補助額 11,900,000円 ※精神障害者が対象	
大和市	大和市地域活動支援センター運営事業委託	市町村単独の補助内容なし 委託補助額23,023,000円	
海老名市	地域活動支援センター事業	・機能強化事業・地域交流事業・地域拠点事業・制度のはざま事業・その他基礎的事業 委託・補助額 25,170,000円	
座間市	地域活動支援センター運営補助金	運営費（基礎的事業） 委託・補助額 6,000,000円×1=6,000,000円	

市町村名		項 目	内 容
綾瀬市		精神障害者地域活動支援センター 運営事業	在宅の精神障がい者が安心して地域生活が送れるようにするためのプログラム活動(調理、運動、制作)、相談支援、共有スペースなどを提供し、居場所作りとリハビリなどの自立に向けての支援を実施する。 委託補助額：20,103,072円
共同委託事業	南足柄市	地域活動支援センター事業・ 相談支援事業・共同委託事業	基礎的事業・強化機能事業・地域交流事業。地域拠点事業ほか（足柄上地区1市5町の共同実施・2017年12月1日より） 総合的な相談支援事業・相談支援センター機能強化事業・居宅入居等支援事業（足柄上地区1市5町の共同実施・2017年12月1日より） 委託料を各町負担金として事務局へ支出 地域活動支援センター事業・相談支援事業運営委託
	中井町		
	大井町		
	松田町		
	開成町		
	山北町		

生活介護その他

〈生活介護〉

横浜市

補助事業名	内容	備考
整備体制支援事業	体制に係る国加算に3割上乘せ	
重度重複障害者支援事業	知的A1・身体1級の利用者の利用に応じて補助。	

川崎市

補助事業名	内容	備考
定率加算	給付費等（加算を除く）に5%を乗じた額	生活介護、短期入所、施設入所支援、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練、就労継続支援B型
行動障害加算	障害支援区分3以上で、かつ認定調査項目のうち行動関連項目（9項目）の合計点数が6点以上の行動障害のある利用者を受け入れた場合に加算（1日につき3,720円）	生活介護、短期入所、施設入所支援、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練、就労継続支援B型
重複障害加算	知的障害者であり、かつ身体障害者手帳1級または2級を所持している利用者を受け入れた場合に加算（1日につき2,970円）	生活介護、短期入所、施設入所支援、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型
重度障害加算	重複障害加算の対象者で、身体障害者手帳1級（上下肢障害、体幹機能障害及び運動機能障害に限る。）を所持し、障害支援区分5及び6の利用者を受け入れた場合に加算（1日につき1,650円）	生活介護、短期入所、施設入所支援、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練、就労継続支援B型
医療支援加算	看護師を常勤換算で一人以上配置している施設が経管栄養や気管切開の処置等の医療的ケアが、常時必要な利用者を受け入れた場合に加算（1日につき3,310円）	生活介護、施設入所支援、機能訓練

送迎加算	日常的に通所困難な者で、送迎サービス利用登録している利用者について加算（分類に応じて加算）	療養介護、生活介護、施設入所支援、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練、就労継続支援B型
入浴加算	入浴サービスの提供が利用計画に位置づけられている利用者について加算（1日につき400円）	生活介護・機能訓練
療養介護加算	市内施設における療養介護事業の利用者	療養介護
超重症者・準超重症者加算	市内施設における療養介護事業の利用者で医療スコア10点以上の利用者	療養介護
単独型短期入所加算	市内単独型短期入所事業所（経営の安定に要する費用に対して本市の補助金が交付されている事業所を除く）で利用者を受け入れた場合1日につき3200円	短期入所
初期加算	短期入所事業所の新設備から1年間に限り、利用者を受け入れた場合に加算 1日につき1200円	短期入所
地域移行支援加算	退所をした後に地域生活をするに至った入居者。1月につき308,616円	障害者支援施設
健康管理加算Ⅰ	看護師を常勤換算で1人以上配置して、利用者の健康管理を行っている施設・事業所の全利用者に対して加算（兼務の場合は、主たる勤務地となる施設・事業所のみ算定）	生活介護、施設入所支援、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練
健康管理加算Ⅱ	看護師を常勤換算で2人以上配置するか、1人以上配置かつ医療支援加算対象者が2人以上の事業所において、利用者の健康管理を行っている施設・事業所の定員区分に応じて、全利用者に加算。	生活介護、施設入所支援、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練、就労継続支援B型
栄養管理加算	栄養士を常勤換算で一人以上配置して、利用者の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っている施設・事業所の全利用者に対して加算（兼務の場合は、主たる勤務地となる施設・事業所のみ算定）（1日につき300円）	生活介護、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練、就労継続支援B型
食事指導加算	生活支援員による食事中の見守りや指導を行う体制を整えている施設・事業所の全利用者に対して加算食事の提供を受けていることを前提とする	生活介護、施設入所支援、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練、就労継続支援B型

日用品費加算	療育介護及び施設入所（児童福祉法から転換した施設に限る）に入所する20歳未満の利用者の処遇に要する日用品ピノ実費負担分について、3,000円（1月につき）を上限に加算。	療養介護 施設入所（ただし、児童福祉法から転換した施設に限る。）
サポートプラン作成支援費	利用（予定）者が、セルフプラン実施者である場合に適宜作成にあたって必要な支援を行った場合に加算する。（1回につき5,500円）	生活介護、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護
災害時個別避難計画作成費	災害時の障害者の避難やアンプ確認等を目的として、災害時の避難に関する計画を作成した場合。（1回につき7,000円）	生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援

相模原市

補助事業名	内 容	備 考
民間障害福祉施設等運営費助成事業	障害者に対するサービスの向上及び地域に不足する事業等を促進し、指定障害福祉サービス事業者が、質の高いサービスを障害者に提供できるよう、介護給付費又は訓練等給付費に加算して事業者に助成する。各加算の内容、要件等は以下のとおり。	相模原市内の事業所に限る
処遇困難者加算	障害程度区分が4以上または50歳以上で障害程度区分が3である利用者を受け入れた場合に加算（1日あたり29単位）	重度障害者加算及び重症心身障害者加算対象者は算定できない
重度障害者加算Ⅰ	障害程度区分が3以上で、認定調査項目のうち、行動関連項目の合計が9点中8点以上かつ、下記判定項目のいずれにおいても「毎日支援」に該当する利用者を受け入れた場合に加算（1日あたり297単位） ・自らを傷付ける行為 ・他人を傷付ける行為	
重度障害者加算Ⅱ	障害程度区分が3以上で、認定調査項目のうち、行動関連項目の合計が9点中6点以上の利用者を受け入れた場合に加算（1日あたり60単位）	
重症心身障害者加算	児童相談所が重症心身障害者と認定した利用者を受け入れた場合に加算（1日につき582単位）	

送迎加算	民間施設等が送迎サービスをする場合に加算 ○介護給付費等による送迎加算（Ⅰ）の該当民間施設等（片道1人あたり23単位） ○介護給付費等による送迎加算（Ⅱ）の該当民間施設等を除く（片道1人あたり23単位） ○介護給付費等による送迎加算の該当民間施設等を除く（片道1人あたり23単位）	同一敷地内の施設入所支援を利用する者を除く
機能訓練加算	作業療法士、理学療法士、あん摩マッサージ指圧師、機能訓練士または言語聴覚士等のうち必要な職員を配置し、利用者(身体障害者に限る)に対し機能訓練を行った場合に加算（1日につき144単位）	
入浴加算	入浴サービスの提供をした場合に加算（1日につき22単位）	施設入所支援、共同生活援助を利用する者を除く
医療従事者加算	常勤職員の開所日1日の勤務時間に年間開所日数を乗じたものを1とした場合の専門職員の配置が次のとおりの割合である場合に加算 (1)医師の年間延べ勤務時間が0.5以上の場合、または看護師の年間延べ勤務時間が1以上の場合（1日につき144単位） (2)看護師の年間延べ勤務時間が0.8以上の場合（1日につき72単位） (3)看護師の年間延べ勤務時間が0.6以上の場合（1日につき37単位）	利用者が30名以下の事業に限る
栄養管理体制加算	栄養士を常勤換算1以上配置する場合に加算（1日につき33単位）	施設入所支援に関して同加算を算定する者を除く
就労移行支援体制加算	介護給付費等の就労移行支援体制加算を算定している場合に加算（1日につき16単位）	

横須賀市

補助事業名	内 容	備 考
指定障害福祉サービス処遇費 扶助	<p>[目的] 指定障害福祉サービスを行う事業所における利用者の処遇に要する費用の扶助を行う。</p> <p>[対象事業所] 横須賀市内の生活介護等事業所</p> <p>[対象者] 横須賀市の障害福祉サービス受給者証の交付を受けた人で、市内の生活介護事業所に通所している人</p> <p>[サービスの詳細] 送迎サービス 片道270円または130円 入浴サービス 720円/日 利用者負担額 無料</p>	
民間社会福祉施設従事職員育 成費補助金	<p>[事業の概要] 横須賀市内の障害福祉サービス事業所のうち、下記の対象事業所に対して、週30時間を超える職員の賞与に要する経費を補助する。</p> <p>[対象事業所] 生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型</p> <p>[補助対象経費および基準額] 横須賀市の障害福祉サービス受給者証の交付を受けた人で、市内の生活介護事業所に通所している人 ・前期：17,000円×対象職員数 ・後期：23,000円×対象職員数</p>	

逗子市

補助事業名	内 容	備 考
民間障がい者福祉施設整備等 促進事業	民間障がい者福祉施設の通所者が安全、快適に作業等に取り組めるように職員の待遇改善及び施設の経営の健全化を図るため、当該事業者への運営費補助を行うもの。	

愛川町

補助事業名	内容	備考
愛川町指定生活介護事業所運営費助成事業	利用者に対し、指定生活介護を行った場合、単独加算として算定することができる（単独加算、送迎加算）	

2023年度神奈川県障害者 地域生活サポート事業

■神奈川県障害者地域生活サポート事業実施状況

上段	●=実施
下段	実施対象事業所数

市町村名		地域生活移行促進			在宅支援				地域社会参加支援		就労等支援	地域生活個別支援					決算予算			
		域G 生活 移行 △等 推地 進	自 立 生 活 訓 練 等 支 援	成 人 サ ー ビ ス 移 行 促 進	単 独 型 短 期 入 所 促 進	短 期 入 所 利 用 促 進	医 療 的 ケ ア 訪 問 支 援	シ ス テ ム 在 宅 障 害 者 緊 急 通 報	地 域 交 流 支 援	地 域 防 災 拠 点	通 所 体 験	改 善 支 援 環 境	特 別 援 護 支 援	重 度 重 複 障 害 者 個 別 支 援	行 動 障 害 者 支 援	医 療 的 ケ ア 支 援	遷 延 性 意 識 障 害 者 個 別 支 援	2022年決算額(円)	2023年予算額(円)	
政令	横浜市												●	●	●	●		21,566,500円		
														9	6	1	1		26,656,000円	
横須賀・三浦	横須賀市												●	●	●	●		59,795,000円		
														19	17	4	3		74,184,000円	
	鎌倉市				●				●					●		●			12,659,900円	
					1				1					1		1			15,335,000円	
	逗子市				●	●					●			●					1,072,330円	
					3	1					3			1					1,241,000円	
	三浦市													●					108,000円	
														1					144,000円	
葉山町					●									●			●		635,800円	
					1									2		1			698,000円	
湘南東部	藤沢市	●	●			●	●	●		●	●		●		●				37,266,562円	
		2	0			1	0	0		6	50			8		6			57,903,030円	
	茅ヶ崎市				●	●			●	●			●		●				46,220,416円	
					3	1			2	4				18		7			53,027,580円	
	寒川町				●				●				●	●	●				7,977,000円	
					1				1							2				10,237,000円

市町村名		地域生活移行促進			在宅支援				地域社会参加支援		就労等支援	地域生活個別支援						決算予算	
		域Gホー ム等推 進	自立生活 訓練 等支援	成人サ ービス 移行促 進	単 独型短 期入所 促進	短期入 所利用 促進	医療的ケ ア 訪問支 援	在宅障 害者 緊急通 報シ ステム	地 域交 流支 援	地 域防 災拠 点	通 所体 験	改 善生 活環 境支 援	特 別援 護支 援	重 度重 複障 害者 個別 支援	行 動障 害者 支 援	医 療的 ケア 支 援	遷 延性 意識 障害 者個 別支 援	2022年決算額(円)	
																		2023年予算額(円)	
湘南西部	平塚市				●	●			●	●	●			●	●	●	●	61,684,000円	
					1	2								10	4	4	3	74,847,109円	
	秦野市	●			●	●			●	●	●	●		●	●	●		13,120,000	
		1			2	1			4	6	3	1		8	3	2		17,922,000	
湘南西部	伊勢原市	●				●			●	●	●	●		●	●	●		5,326,000	
		1				1			1	2	3	1		7	1	4		8,251,000	
	大磯町				●											●		16,000円	
					1													180,000円	
	二宮町					●			●										0円
						1			1										187,000円
県央	厚木市	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	24330568円	
		2		0	3		1	0	4	9	8	1	0	11	3	1	0	32542310円	
	大和市			●	●	●		●		●		●				●		25864913円	
																		31181250円	
	海老名市								●	●		●		●				20714000円	
									1	1		3		12				22332000円	
	座間市				●							●						12896420円	
																		17400000円	
	綾瀬市					●			●	●		●						11051177円	
						2			2	3		2						13120080円	
	愛川町				●							●						1530422円	
					1							1						3156357円	

市町村名		地域生活移行促進			在宅支援				地域社会参加支援		就労等支援	地域生活個別支援						決算予算			
		域G 生ホ 活一 移△ 行等 推地 進	自立 生等 活支 訓援 練	成 移人 行サ 行一 進ピ ス	単 独型 短所 期促 進	短 期入 所利 用	医 療的 ケア 訪問 支援	在 宅障 害者 緊急 通報 シス テム	地 域交 流支 援	地 域防 災拠 点	通 所体 験	改 善生 活環 境支 援	特 別援 護支 援	重 度重 複障 害者 個別 支援	行 動障 害者 支援	医 療的 ケア 支援	遷 延性 意識 障害 者個 別支 援	2022年決算額(円)	2023年予算額(円)		
県央	清川村								●									0円			
									1										0円		
県西	小田原市				●									●				22319400円			
						1									18				32124000円		
	南足柄市					●				●				●	●				4724000円		
										2				5	10				18908400円		
	中井町																				
	大井町					●									●	●			0円		
						1									3	0				1630000円	
	松田町														●				0円		
															2					739200円	
	山北町																				
	関成町					●									●				0円		
						1														3651200円	
箱根町					●													0円			
					1														0円		
真鶴町																					
湯河原町					●													0円			
						令和5年度 から実施													750000円		

2023年度神奈川県障害者 障害者グループホーム運営事業

■障害者グループホーム運営事業実施状況

上段	●=実施
下段	実施対象事業所数

市町村名		設置費		運営費			居住支援費	個別支援費					体制整備促進費			決算予算			
		新築・改修	初度調弁	基本分	支初 援期 加受 算入	事上 限加 算管 理	移 行 者 家 賃 支 援 費	特 別 養 護 支 援 費	重 度 重 複 支 援 費	行 動 障 害 者 支 援 費	医 療 的 ケ ア 支 援 費	者 個 別 支 援 費	遷 延 性 意 識 障 害	グ ル ー プ ホ ー ム 介 護 支 援 費	配 常 勤 促 進 費	体 制 利 用 促 進 費	2022 事 業 決 算 額 (円)	2023 事 業 予 算 額 (円)	
横須賀・三浦	横須賀市	●		●	●	●											37,630,936円		
		9		45	45	45												31,635,768円	
	鎌倉市	●	●	●	●										●			13,578,000円	
		0	1	30	16										1			13,935,000円	
	逗子市	●	●	●	●	●												3,195,361円	
		0	0	18	7	0												3,254,532円	
	三浦市			●	●										●			4,132,767円	
				17	7										1			5,858,874円	
葉山町		●	●	●				●	●								6,893,860円		
		1	5	2				1	1								7,923,000円		
湘南東部	藤沢市	●	●	●	●	●	●							●			56,347,166円		
		0	0	58	22	2	20							28			80,235,818円		
	茅ヶ崎市	●	●	●	●		●								●			22,951,291円	
		0	0	44	16		15								0			32,442,562円	
	寒川町			●	●													3,822,000円	
																	3,116,000円		
西湘南部	平塚市	●	●	●	●												25,728,000円		
		1		65	23												43,068,662円		

市町村名		設置費		運営費			居住支援費	個別支援費					体制整備促進費			決算予算		
		新築・改修	初度調弁	基本分	支初 援期 加受 算入	事上 務限 加管 算理	移 行 者 家 賃 支 援 費	特 別 養 護 支 援 費	重 度 重 複 障 害 者 支 援 費	行 動 障 害 者 支 援 費	医 療 的 ケ ア 支 援 費	者 個 別 支 援 費	遷 延 性 意 識 障 害	グ ル ー プ ホ ー ム 介 護 支 援 費	配 常 勤 支 援 員 促 進 費	体 制 利 用 促 進 費	2022 事 業 決 算 額 (円)	2023 事 業 予 算 額 (円)
湘南西部	秦野市		●	●	●		●		●	●				●		2456000円		
			2				1		2	1					3		4660000円	
	伊勢原市			●	●		●							●		8097000円		
				33	14		13							6		8078000円		
	大磯町			●	●												1,307,000円	
				7	0												3,000,000円	
二宮町			●	●												1,390,000円		
			14	2												2,405,000円		
県央	厚木市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	21820000円		
		0	3	39	14	0	1	0	1	1	0	0		9	3	19015000円		
	大和市		●	●	●	●	●							●		22146565円		
																	27153942円	
	海老名市		●	●	●	●	●		●						●	28245000円		
						0			1								32010000円	
	座間市	●	●	●	●		●										5119086円	
																	6000000円	
	綾瀬市			●	●		●										3883226円	
				22	16		2										3479709円	
愛川町			●	●	●											2390108円		
			13	3	1											1781250円		
清川村			●															
			1															

市町村名		設置費		運営費			居住支援費	個別支援費					体制整備促進費			決算予算			
		新築・改修	初度調弁	基本分	支援期 初加入算	上限 事務加算	移行者 家賃 支援費	特別 養護 支援費	重 度 重 複 障 害 者 個 別 支 援 費	行 動 障 害 者 支 援 費	医 療 的 ケ ア 支 援 費	者 個 別 支 援 費	遷 延 性 意 識 障 害	グ ル ー プ ホ ー ム 介 護 支 援 費	配 常 勤 支 援 員 促 進 費	体 制 利 用 促 進 費	2022 事業決算額 (円)	2023 事業予算額 (円)	
県西	小田原市	●	●	●	●		●										12358630円		
		1	2	60			7											14862900円	
	南足柄市		●	●	●	●												2793549円	
			0	13	4	0												2497000円	
	中井町			●	●													790865円	
				7	3													1037000円	
	大井町		●	●	●	●												1037000円	
			1	2	1	0												964000円	
	松田町			●	●													549311円	
				0 (支援区 分、地域 区分等に 応じて助 成)	7													1564592円	
	山北町			●	●					●								465072円	
				3	0					0								2945000円	
	開成町			●	●	●												0円	
																		1134000円	
	箱根町			●	●	●												2531322円	
				4	0	0												3300000円	
	真鶴町			●	●	●												317100円	
				2	0	0												286518円	
	湯河原町			●	●	●												2501000円	
																		2724000円	

2023年度障害者地域活動支援センター
事業費補助（メニュー事業）

■神奈川県障害者地域活動支援センター事業（メニュー事業）費補助事業実施状況（政令市・中核市は非該当事業）

●＝実施 数字は実施対象事業所数

市町村名	実施 ●印	地域拠点事業			フレキシブル事業										運営基盤 安定化 事業	備考
		地域ネット ワーク事業	地域交流事 業	地域拠点事 業	専門職配置 事業	制度のはざ ま対応事業	重度障害者 対応事業	インターン シップ等事 業	自立訓練事 業	一時利用事 業	時間延長事 業	休日開所事 業	ピアサポー ト事業	会計事務委 託料等		
横須賀・三浦	鎌倉市	●	8	9	8	7	3	8	4	3	7	6	7	3	8	
	逗子市	●	0	3	3	2	2	3	0	0	0	0	0	0	1	
	三浦市	●	1	3	1	3	1	3	1	0	0	2	3	1	3	
	葉山町	●	1	1	1	1	1	1			1		1	1		
湘南東部	藤沢市	●	5	5	5	1	0	4	5	0	0	0	0	0	4	
	茅ヶ崎市	●	7	7	7	3	3	6	5	0	5	3	4	3	7	
	寒川町	●	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
湘南西部	平塚市	●	11	12	15	7	0	19	0	0	0	0	0	0	16	
	秦野市	●	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
	伊勢原市	●	2	2	2	2	0	2	0	0	0	0	2	0	2	
	大磯町															
	二宮町															

市町村名	実施 ●印	地域拠点事業			フレキシブル事業									運営基盤 安定化 事業	備考	
		地域ネット ワーク事業	地域交流事 業	地域拠点事 業	専門職配置 事業	制度のばざ ま対応事業	重度障害者 対応事業	インター シップ等事 業	自立訓練事 業	一時利用事 業	時間延長事 業	休日開所事 業	ピアサポー ト事業	会計事務委 託料等		
県 央	厚木市	●	5	5	5	3	1	5	1	1	0	5	4	0	5	
	大和市	●	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	
	海老名市	●	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	座間市	●	4	4	4	2	1	3	1	0	1	1	3	2	3	
	綾瀬市	●	2	2	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	2	
	愛川町	●	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
	清川村															
県 西	小田原市	●	6	7	7	2	4	6	3	1	3	0	5	0	7	令和5年度4 月時点での今 年度実施予定 数
	南足柄市	●	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	
	中井町															
	大井町															
	松田町															
	山北町															
	開成町															
	箱根町	●	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	真鶴町	●	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	1	
	湯河原町															

2023年度神奈川県精神障害者
グループホームに対する補助事業

◆ 精神障害者を主たる対象とするグループホーム設置市町村状況

市町村名	共同生活援助			市町村名	共同生活援助			市町村名	共同生活援助					
	介護サービス 包括型	外部サービス 利用型	日中サービス 支援型		介護サービス 包括型	外部サービス 利用型	日中サービス 支援型		介護サービス 包括型	外部サービス 利用型	日中サービス 支援型			
政令市	横浜	135	0	0	湘南西部	平塚市	24	0	2	県西	小田原市	19	0	0
	川崎市	41	2	2		秦野市	26	0	3		南足柄市	2	0	2
	相模原市	45	0	8		伊勢原市	9	0	1		中井町	0	0	0
横須賀・三浦	横須賀市	29	0	0		大磯町	0	0	0		大井町	0	0	0
	鎌倉市	10	0	0		二宮町	4				松田町	0	0	0
	逗子市	1	0	0	厚木市	9	0	1	山北町		0	0	0	
	三浦市	1	0	0	大和市	19	0	2	開成町		0	0	0	
	葉山町	1	0	0	海老名市	2	0	0	箱根町		0	0	0	
湘南東部	藤沢市	44	0	9	県央	座間市	13	0	1		真鶴町	0	0	0
	茅ヶ崎市	18	0	1		綾瀬市	1	0	0		湯河原町	0	0	0
	寒川町	4	0	0		愛川町	3							
						清川村								

◆ 横浜市（横浜市障害者グループホーム設置費等補助）

設置費補助金(1)（※1）

補助項目	補助上限額(円)	算定方法	補助対象
初度調弁費	500,000	当該経費の実支出額と補助上限額のうち、少ない方の額	入居者が共用する家具・家電、什器、入居者の支援に資する備品等 ※2
整備費 ※3 （スプリンクラーなし）	3,000,000		権利取得費、家屋改造費
整備費 ※3 （スプリンクラーあり）	4,000,000		権利取得費、家屋改造費、スプリンクラー設置費

○設置費補助金(2)（※1）（既存の賃貸物件のうち、国庫補助金の補助対象となった場合のみ。国の内示後に申請）

補助項目	補助上限額(円)	算定方法	補助対象
初度調弁費	500,000	法人が実支出額の1/4以上を負担した場合には、実支出額から法人の負担額を差し引いた額と補助上限額のうち、少ない方の額	入居者が共用する家具・什器、入居者の支援に資する備品等 ※2
権利取得費	1,000,000		権利取得費
施設整備費 ※3 （スプリンクラーなし）	3,000,000		国庫補助金の対象となる施設整備費
施設整備費 ※3 （スプリンクラーあり）	4,000,000		国庫補助金の対象となる施設整備費、スプリンクラー設置費

○設置費補助金(3)（※1）

補助項目	補助上限額(円)	算定方法	補助対象
初度調弁費	500,000	法人が実支出額の1/4以上を負担した場合には、実支出額から法人の負担額を差し引いた額と補助上限額のうち、少ない方の額	入居者が共用する家具・家電、什器、入居者の支援に資する備品等 ※2
施設整備費	9,000,000		国庫補助金の対象となる施設整備費

○設置費補助金(4)（※1）（1）（法人所有物件のうち、国庫補助金（改修）の補助対象となった場合のみ。国の内示後に申請）

補助項目	補助上限額(円)	算定方法	補助対象
初度調弁費	500,000	法人が実支出額の1/4以上を負担した場合には、実支出額から法人の負担額を差し引いた額と補助上限額のうち、少ない方の額	入居者が共用する家具・什器、入居者の支援に資する備品等 ※2
施設整備費	4,000,000		国庫補助金の対象となる施設整備費

※1：設置費補助金の申請は、補助事業1件ごとに、設置費補助金(1)、(2)、(3)又は(4)のうち、いずれか一つのみ可能。

※2：1品目（単価）3,000円（税込）未満のものを除く。

※3：整備費および施設整備費は、スプリンクラーなし又はスプリンクラーあり（事業者がスプリンクラーを設置する場合に限る。）のうち、いずれか一つのみ対象。

○改修費補助金

補助金	補助上限額 (円)	算定方法	補助対象
改修費補助金	2,000,000	当該経費の実支出額と補助上限額のうち、少ない方の額	障害者グループホームの共用部分（※4）におけるバリアフリー工事費（※5）

※4：共用部分には、入居者の居室及び事業者の専用スペースは含まないものとする。

※5：1件300,000円未満のものを除く。

◆ 横浜市（横浜市障害者グループホーム単独加算支給）

項目	基準額	算定方法	対象
運営基本費	1人月額（総合支援法の介護給付費・訓練等給付費に加算）：単価は下記単価表のとおり	単価×入居者数ただし、月の途中で入退去があった場合は、日割計算とする。 なお、当該月の初日の障害支援区分を、その基準とする。	職員雇用費、旅費、役務費、需用費、その他入居者の援助に要する経費
サービス管理費	1人月額 5,000円	単価×入居者数 なお、サービス管理費については日割計算を行わないものとする。	総合支援法の介護給付費・訓練等給付費の基本報酬が、個別支援計画未作成減算の対象とならない月

○ 運営基本費単価表（ホームの定員及び援助体制によって単価を設定）

援助体制	障害支援区分	4人定員	5人定員	6人定員	7人定員	8人定員	9人定員	10人定員
平日運営	区分1以下	14,000円	18,000円	22,000円	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円
	区分2	2,000円	1,000円	16,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
	区分3	0円	3,000円	9,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
	区分4	0円	0円	1,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
365日運営	区分1以下	27,000円	22,000円	25,000円	19,000円	19,000円	19,000円	19,000円
	区分2	14,000円	12,000円	18,000円	16,000円	16,000円	16,000円	16,000円
	区分3	5,000円	4,000円	9,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
	区分4	0円	0円	1,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円

この表における「入居者」とは、総合支援法第19条第3項、附則第4条及び第18条第2項に基づき支給決定を行う市町村（以下「援護の実施機関」という。）が横浜市である者とする。

別表2（第3条第1項）

項目	基準額	算定方法	対象
建物借上加算	1人月額：上限額内の額下記単価表のとおり	上限額内の額×入居者数（月の初日時点）上限額内の額は、月額家賃の1/2を定員で除した額（10円未満切捨て）と上限額を比べて少ない方の額。なお、建物借上加算については日割計算を行わないものとする。	事業者が障害者グループホームの建物を賃借するために要する経費
水道料金加算	1人月額 1,300円	単価×入居者数（月の初日時点）なお、水道料金加算については日割計算を行わないものとする。ただし、余剰金が発生する場合はこの限り	障害者グループホームの水道料金に要する経費

別表3（第3条第1項）

項目	基準額	算定方法	対象
介護支援加算	1人月額：単価は下記単価表のとおり	単価×入居者数（月の初日時点）なお、介護支援加算については日割計算を行わないものとする。ただし、余剰金が発生する場合はこの限りでない。	区分2以上の入居者が入居中の障害者グループホームにおける利用者の支援に要する人件費

○建物借上加算単価表（ホームの定員及び区域によって上限額を設定）

		4人定員	5人定員	6人定員	7人定員	8人定員	9人定員	10人定員
市街化区域	上限額	44,250円	35,400円	29,500円	25,280円	36,870円	32,770円	29,500円
市街化調整区域	上限額	37,500円	30,000円	25,000円	21,420円	31,250円	27,770円	25,000円

※市街化調整区域の単価は、平成18年度以降に設置したホームに適用する。本体住居とサテライト型住居の区域が異なる場合は、本体住居の区域の単価を適用する。

←この表における「入居者」とは「横浜市が援護の実施機関である者」又は「横浜市以外の自治体が援護の実施機関である者で、当該自治体から家賃に係る助成金等を受給していないもの」とする。

○介護支援加算単価表（ホームの定員及び援助体制によって単価を設定）

支援体制	4人定員	5人定員	6人定員	7人定員	8人定員	9人定員	10人定員
夜勤又は宿直体制のあるホーム	24,170円	19,340円	16,110円	13,810円	12,080円	10,740円	9,670円
夜勤又は宿直体制のないホーム	18,000円	14,400円	12,000円	10,280円	9,000円	8,000円	7,200円

■ 横浜市外障害者グループホーム単独加算支給

項目	基準額	算定方法	対象
運営費加算	市外障害者グループホームを管轄する自治体（※）の基準による。	市外障害者グループホームを管轄する自治体（※）の基準による。	市外障害者グループホームを管轄する自治体（※）の基準では、市外入居者が対象外となる加算等のうち、本市が給付を必要と認めるもの
家賃助成加算	市外障害者グループホームを管轄する自治体の基準による。	市外障害者グループホームを管轄する自治体の基準による。	市外障害者グループホームを管轄する自治体の基準では、援護の実施機関が当該自治体でないことにより、市外入居者が支給の対象外となる家賃の助成加

※自治体は、東京都、川崎市、相模原市又は神奈川県内の自治体に限る。

※特定障害者特別給付費のみの算定月は、対象外とする。

運営費補助金（指定障害者グループホーム）

補助項目	補助基準		算定方法	補助対象
建物借上補助	市街化区域	市街化調整区域	1ホーム（本体住居及びサテライト型住居を含む。）あたりの月額賃料の1/2を定員で除した額（10円未満切捨て）と補助基準額を比べて、少ない方の額を補助額とする。	利用契約（体験利用を除く。）が無い居室（サテライト型住居含む。）の賃料
	29,500 ～ 44,250 （ホームの定員によって設定）	25,000 ～ 375,000 （ホームの定員によって設定）		
サテライト型住居に係る家賃助成	35,400		利用者がサテライト型住居を利用している期間中、当該利用者の為に確保している本体住居の空室の「月額賃料」と補助基準額のうち、少ない方の額を補助額とする。	当該利用者がサテライト型住居を利用開始した月の翌月から3年以内の本体住居の空室の賃料
要介護支援費	夜勤又は宿直体制のあるホーム	緊急連絡体制のないホーム	補助基準額を補助額とする。	障害支援区分2以上の入居者が入居中のホームにおいて、利用契約（体験利用を除く。）がない居室（サテライト型住居含む。）に係る人件費
	9,670 ～ 24,170 （ホームの定員によって設定）	7,200 ～ 18,000 （ホームの定員によって設定）		

運営費補助金（運営委員会型グループホーム）

補助項目	補助基準		補助基準額	算定方法	補助対象
運営基本費	入居者1人あたり（月額）	基本文	別表参照	単価×月初日入居者数	職員雇用費、旅費、役務費、需用費、その他入居者の援助に要する経費
		介助加算	66,000		
家賃助成	1ホームあたり（月額）	市街化区域の場合	177,000	月額家賃または土地賃借料の1/2と補助基準額のうち、少ない方の額	事業所における家賃賃借料または土地賃借料 ※市街化調整区域の上限額減額は、平成18年度以降設置分に限る。
		市街化調整区域の場合	150,000		
水道料金補助	入居者1人あたり（月額）		1,300	補助基準額×月の初日（1日）時点の入居者数	他地方自治体の水道料金補助を受領している市外入居者を除く、本市運営基本費及び家賃補助を受領している入居者
バックアップ事務費	1ホームあたり（月額）		25,000	月の初日（1日）時点の設置状況による	運営主体がホーム職員を支援するための経費
法廷移行支援準備金	1運営委員会あたり（1回限り）		100,000	補助基準額の通り	指定障害者グループホームへの移行に向けサービス管理責任者研修費用等の経費
法廷移行事務人件費	1運営委員会あたり（指定障害者グループホームへの移行時に限り）		2,800,000 106	移行時に係る代替職員費用と補助基準額のうち、少ない方の額	指定障害者グループホームへの移行に係る事務手続き等の代替職員費用等

運営費補助金（運営委員会型グループホーム）

補助項目	補助基準		補助基準額	算定方法	補助対象
体験入居費	1人1泊あたり	基本型	3,230	単価×利用泊数 (1回は30泊を限度)	体験入居のために要する経費 (食費等個人負担経費を除く)
		介助型	5,430		

別表 運営基本費単価表（円）（ホームの定員及び援助体制によって単価を設定）

運営体制	定員ごとの月額単価（円）			
	4人	5人	6人	7人
平日運営	81,800	75,200	70,800	67,600
平日運営及び夜間宿直体制あり	91,600	83,000	77,300	73,200
365日運営	92,200	84,400	79,300	75,600
365日運営及び夜間宿直体制あり	118,200	96,900	88,900	83,800

別表 重度化対応障害者グループホーム運営費補助金

補助項目	補助基準額(年額)	算定方法	補助対象経費
交流室等 借上補助	5,460,000 円	申請額と補助基準額のうち、少ない 方の額を補助額とする。	交流室等の 賃料
指導員 雇用補助	5,576,400 円	申請額と補助基準額のうち、少ない 方の額を補助額とする。	指導員の賃 金
看護師 雇用補助	5,668,800 円	申請額と補助基準額のうち、少ない 方の額を補助額とする。	看護師の賃 金

別表 高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金

補助項目	補助基準額(年額)	算定方法	補助対象経費
看護師 雇用補助	5,668,800 円	申請額と補助基準額のうち、少ない方の額を補助額とする。	看護師の賃金
栄養士 雇用補助	2,136,000 円	申請額と補助基準額のうち、少ない方の額を補助額とする。	栄養士の賃金
調理員 雇用補助	3,504,000 円	申請額と補助基準額のうち、少ない方の額を補助額とする。	調理員の賃金
介護福祉士 雇用補助	3,804,000 円	申請額と補助基準額のうち、少ない方の額を補助額とする。	介護福祉士の賃金

◆ 川崎市

補助対象経費		補助基準額		
川崎市障害者グループホーム新築・改修等事業補助金		新築：1建物あたり、1,000万円を上限とし、実支出額に4分の3を乗じて得た額と比較して少ない額。バリアフリー化等の特殊工事に係る工事費・工事請負費及び工事事務費。 改修：1共同生活住居あたり、600万円（ただし、エレベーター等の設置を行う場合は、200万円を上乗せし、800万円を上限とする。）を上限とし、実支出額に4分の3を乗じて得た額と比較して少ない額。既存物件（賃貸物件を含む）における工事を伴うバリアフリー化改修及び消防設備のうち、その工事に係る工事費・工事請負費及び工事事務費。		
障害者共同生活援助敷金等事業補助券		1定員あたり、133,000円を上限とし、実支出額と比較して少ない額。 敷金・礼金・仲介手数料を対象とする。		
運営費	家賃等補助	1 共同生活住居 当月月額110,000円×月		
	初期加算	新規入居者 一人1月当たり36,480円（1年間に限る）		
	賠償責任保険料補助	1 共同生活住居 当月月額3,000円		
	世話人体制確保加算	・一人1月あたり		
		対象者	1人あたり月額単価	
		区分6	¥31,312	
		区分5	¥30,400	
		区分4	¥29,488	
		区分3	¥24,624	
		区分2	¥20,672	
	I（世話人1：利用者6）	¥17,328		
	夜間体制加算	夜間に世話人等を配置した場合 区分5以上 2,000円/人		
	土日等日中支援加算	日中通所先が開所していない場合、ホームで世話人を配置した場合2～4時間未満の支援 1,250円 4時間以上 2,500円 対象者区分4以上		
	行動障害加算	区分3以上で、かつ認定調査項目（9項目）の合計点数が6以上の行動障害のある利用者を受け入れた場合に加算。 1日に付き2,200円		
重複障害加算	知的障害者でありかつ身体障害者手帳1・2級を所持している利用者を受け入れた場合一人当たり日額2,000円			
重度障害者加算	重度障害者加算の対象者で身体障害者手帳1級を所持し、程度区分5・6の利用者を受け入れた場合に加算 1日に付き1,650円			
地域移行加算Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設等に入所していた障害者であって、退所をしてから6か月以内の入居者 ・矯正施設を退所した障害者であって、6か月以内の入居者 ・病院に1年以上入院していた障害者であって、6か月以内の入居者 <p style="text-align: right;">1,650円/日</p>			
地域移行加算Ⅱ	退所をした後に在宅で地域生活をするに至った入居者 308,616円 /月			
サポートプラン作成支援費	利用（予定）者のサポートプラン作成にかかる支援を行った場合 5,500円/1回			

◆ 相模原市

補助事業名	内 容
民間障害福祉施設等運営費助成制度	<p>障害者に対するサービスの向上及び地域に不足する事業等を促進し、指定障害福祉サービス事業者が、質の高いサービスを障害者に提供できるよう、介護給付費又は訓練等給付費に加算して事業者に助成する。各加算の内容、要件等は以下のとおり。</p> <p>○重度障害者加算Ⅰ 障害程度区分が3以上で、認定調査項目のうち、行動関連項目の合計が9点中8点以上かつ、下記判定項目のいずれにおいても「毎日支援」に該当する利用者を受け入れた場合に加算（1人1日あたり304単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らを傷付ける行為 ・他人を傷付ける行為 <p>○重度障害者加算Ⅱ 障害程度区分が3以上で、認定調査項目のうち、行動関連項目の合計が9点中6点以上の利用者を受け入れた場合に加算（1人1日あたり62単位）</p>
共同生活援助等住居事業家賃助成金	<p>市から支給決定を受け、障害者グループホームに入居している方が対象。</p> <p>【市町村民課税世帯】助成額＝個人が負担すべきその月の家賃額×1/2 ※助成限度額は月額3万円</p> <p>【市町村民税非課税世帯（生活保護受給世帯を除く）】助成額＝（個人が負担すべきその月の家賃額－補足給付費（10,000円））×1/2 ※助成限度額は月額25,000円</p> <p>【生活保護受給世帯】助成額＝個人が負担すべきその月の家賃額－補足給付費（1万円）－生活保護の住宅扶助費</p> <p>※「個人が負担すべきその月の家賃額」が60,000円を超えるときは、60,000円として算出する。</p>

◆グループホーム 市町村独自補助事業内容

市町村名	補助事業名	内 容	
横須賀・三浦	指定グループホーム 入居生活費扶助	<p>【対象】 市内に居住する者のうち、法第19条第1項の規定により共同生活援助に係る訓練等給付費の支給決定を受けたものが入居する指定グループホームとする。</p> <p>【扶助費】 基本分と加算分からなる。 基本分は、対象者の障害支援区分とグループホームの世話人の配置によって1月あたりの額を定める。 加算分は、初期受入支援加算と上限額管理事務加算からなり、それぞれ1月あたりの額を定める。</p>	
	横須賀市 グループホーム設置 運営補助金	<p>【補助対象者】 市内に定員4名以上のグループホームを設置、運営する事業者。市外のグループホームは、本市が支給決定を行った者が入居し、グループホームが所在する市町村の補助制度がある場合に限る。</p> <p>【補助対象経費】 家賃または地代 ※補助額は入居者の家賃負担分に充てる</p> <p>【補助額】 1 市内グループホーム (1)家賃等の月額×1/2（上限10万円）×家賃等を支払った月額 ※市外の支給決定者が入居している場合は、当該額÷定員×市外入居者数を減額 (2)契約更新料の1/2（上限12万円） 2 市外グループホーム 「家賃等の月額×1/2（上限10万円）÷定員×本市支給決定入居者×家賃等を支払った月額」または「当該所在市町村の補助基準等による補助金額」のいずれか低い額</p>	
	鎌倉市	鎌倉市障害者グループホーム家賃助成	<p>鎌倉市がグループホームの支給決定をして現に入居している利用者で家賃を滞納していない者（一部の利用者を除く）に対し、家賃を助成。 助成金額（月額）＝（入居者が支払う家賃金額 － 特定障害者給付費10,000円）×1/2（8,000円上限）</p>
	逗子市	民間障がい者福祉施設整備等促進事業	<p>共同生活援助施設に入居する障がい者の自立生活を促進するため、グループホームの家賃の一部を助成する。 対象者は逗子市が援護している者で市内外のグループホームに入居する者。助成する金額は次のとおり。</p> <p>①市民税課税世帯 家賃月額に2分の1を乗じた額で20,000円を限度とする。100円未満の端数は切り捨て。</p> <p>②市民税非課税世帯 家賃月額から法の助成額を引いた額で15,000円を限度とする。100円未満の端数は切り捨て。</p> <p>③生活保護受給世帯 生活保護住宅扶助の上限を超えた家賃月額に2分の1を乗じた額で、15,000円を上限とする。100円未満は切り捨て</p>
葉山町	家賃補助	<p>上乘せ市単助成している 国補足給付10,000円＋（10,000）円</p>	

市町村名		補助事業名	内 容
湘南東部	藤沢市	藤沢市障がい者グループホーム等家賃助成金支給事業	グループホーム等に入居する障がい者の自立を促進することを目的として、家賃を助成する
	茅ヶ崎市	グループホーム等利用者家賃補助	上乗せ市単助成している 国補足給付10,000円+ (10,000) 円
湘南西部	平塚市	平塚市障がい者グループホーム家賃助成	<ul style="list-style-type: none"> ・特定障害者特別給付費（補足給付）支給対象者 家賃月額1/2から補足給付を引いた額で、上限10,000円/月 ・特定障害者特別給付費（補足給付）非支給対象者 家賃月額1/2で、上限15,000円/月 ・障がい者施設又は精神科医療機関に1年以上入所又は入院していた者が退所又は退院してグループホームに入居する場合 家賃月額1/2で、1年に限り、補足給付支給対象者は上限25,000円/月、補足給付非支給対象者は上限30,000円/月
	秦野市	秦野市障害者グループホーム家賃助成	<p>本市援護者、家賃を滞納していない者 ※ただし、生活保護受給者、課税対象者、地域生活サポート事業（グループホーム利用者地域支援事業）対象者を除く</p> <p>グループホームの家賃月額（入居する機関が1か月に満たない場合は、月額をその月の日数で除して得た額に入居日数を乗じて得た額）から特定障害者特別給付費を控除した額の2分の1を支給 ただし、月額10,000円を上限とする 偶数月の5日までにグループホーム長から提出される入居者状況報告書を確認後、提出のあった月の月末までに申請者の口座に振り込み</p>
県央	厚木市	厚木市障害者グループホーム家賃助成	市の援護によりグループホームに入居する者（地域生活サポート事業におけるグループホーム利用者地域支援事業の対象者及び体験的な利用者、生活保護受給者を除く。）が負担すべきグループホームの家賃（食費、光熱水費、日用品費、共益費等を除く。）に対し、月額20,000円を限度に助成。ただし、入居者が市民税非課税世帯に属する者であって、障害者自立支援法第34条に基づく特定障害者特別給付費として、月額10,000円の補足給付費の支給を受ける場合においては、月額10,000円を限度とする。
	大和市	家賃補助	申請に基づき入居者1名につき月額20,000円を限度（生活保護受給者は除く）
	海老名市	海老名市グループホーム等家賃助成支給事業	グループホーム等の家賃に対し下記の額を上限として助成金を支給 補足給付対象外者：20,000円/月 補足給付対象者：17,500円/月
	座間市	座間市グループホーム家賃助成事業	入居者が負担すべきグループホーム等の家賃（管理費・共益費は除く）を一人につき月20,000円限度として助成。ただし、入居者が法に基づく家賃助成制度の対象者である時は、一人につき10,000円を限度とする。月の途中に入退去した場合は、その日数で日割り計算とする。生活保護受給者は対象外

県 央	清川村	清川村障がい者グループホーム家賃助成金交付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定障害者特別給付費（補足給付）支給対象者 家賃月額$\frac{1}{2}$から補足給付を引いた額で、上限10,000円/月 ・特定障害者特別給付費（補足給付）支給対象でない者 家賃月額$\frac{1}{2}$で、上限20,000円/月
県 西	中井町	家賃補助	国補足給付10,000円に加え、家賃相当の $\frac{1}{2}$ ただし月額上限10,000円

◆グループホーム 国の制度家賃補助事業と市単補助内容

市町村名		国制度	上乗せ市単助成		市町村名		国制度	上乗せ市単助成		市町村名		国制度	上乗せ市単助成			
		のみ	有●	金額(円) / 月			のみ	有●	金額(円) / 月			のみ	有●	金額(円) / 月		
政令市	横浜市			建物借上加算/ホームの定員及び区域によって上限額を設定 家賃助成加算/自治体基準 建物借上補助/1ホーム(本体住居及びサテライト型住居を含む。)あたりの月額賃料の1/2を定員で除した額(10円未満切捨て)と補助基準額を比べて、少ない方の額を補助額とする。	湘南西部	平塚市		●	国補足給付10,000円 + (上限10,000)円 ※障害者施設又は精神科医療機関に1年以上入所又は入院していた者が退所又は退院してグループホームに入居する場合で、1年に限る	県西	小田原市		●	地域移行者に対して、月額30,000円を上限とした補助を実施 通常利用者に対して、月額10,000円を上限とした補助を実施		
	川崎市	(その他) 家賃、償還金返済、その他家屋確保及び契約に必要な諸経費(共益費、更新料、火災保険料)110,000円/月 賠償責任保険の加入に要する経費 3,000円/年		●		国補足給付10,000円 + (上限20,000円から国補足給付額をひいた金額)円 ※生活保護受給者は対象外	南足柄市	●				中井町		●	家賃相当の1/2 (ただし月額上限10000円)	
	相模原市		●	国補足給付+所得区分に応じた家賃負担の1/2を助成		大磯町		●	国補足給付10,000円 + (10,000)円		大井町	●				
	横須賀市	●				二宮町	●				厚木市		●	国補足給付10,000円 + (10,000)円	松田町	●
横須賀・三浦	鎌倉市		●	国補足給付10,000円 + (上限8,000)円		大和市		●	国補足給付10,000円 + (10,000)円		山北町	●				
	逗子市		●	国補足給付10,000円 + (非課税 上限15,000課税 上限20,000)円		海老名市		●	国補足給付10,000円 + 17,500円		開成町	●				
	三浦市	●			座間市		●	国補足給付10,000円 + 10,000円	箱根町		●					
	葉山町		●	国補足給付10,000円 + (10,000円)	綾瀬市		●	国補足給付10,000円 + (家賃月額半額※上限1万円)円	真鶴町		●					
					愛川町		●	家賃月額上限4万円に1/2を乗じた額 - 特定障害者特別給付費	湯河原町		●					
					清川村	●			藤沢市		10,000円 *生活保護の場合	●	国補足給付10,000円 + (上限10,000)円 * (家賃 - 補足給付) ÷ 2の金額			
								茅ヶ崎市		●	国補足給付10,000円 + (市単10,000円)					
								寒川町	●							

2023年度就労支援事業に対する 市町村単補助事業

横浜市

◆就労移行支援事業

助成事業名	内容	備考
体制整備支援事業	体制に係る国加算に3割上乘せ	

◆就労B型

助成事業名	内容	備考
体制整備支援事業	体制に係る国加算に3割上乘せ	

川崎市

◆就労移行支援事業 ◆就労継続支援A型 ◆就労継続支援B型

補助事業名	内容	備考
定率加算	給付費等（加算を除く）に5%を乗じた額	移行・B型
行動障害加算	障害程度区分3以上で、かつ認定調査項目のうち行動関連項目（9項目）の合計点数が6点以上の行動障害のある利用者を受け入れた場合に加算（1日につき3,720円）	B型
重複障害加算	知的障害者であり、かつ身体障害者手帳1級または2級を所持している利用者を受け入れた場合に加算（1日につき2,970円）	移行・B型
重度障害加算	重複障害加算の対象者で、身体障害者手帳1級（上下肢障害、体幹機能障害及び運動機能障害に限る。）を所持し、障害程度区分5及び6の利用者を受け入れた場合に加算（1日につき1,650円）	B型
送迎加算	日常的に通所困難な者で、送迎サービス利用登録している利用者について加算（分類に応じて加算）	B型
健康管理加算Ⅰ	看護師を常勤換算で1人以上配置して、利用者の健康管理を行っている施設・事業所の定員区分に応じ全利用者に対して加算（兼務の場合は、主たる勤務地となる施設・事業所のみ算定）	B型
健康管理加算Ⅱ	看護師を常勤換算で2人以上配置するか、1人以上配置かつ医療支援加算対象者が2人以上の事業所において、利用者の健康管理を行っている施設・事業所定員区分に応じて全利用者に対して加算	B型
栄養管理加算	栄養士を常勤換算で一人以上配置して、利用者の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っている施設・事業所の全利用者に対して加算（兼務の場合は、主たる勤務地となる施設・事業所のみ算定）（1日につき300円）	B型
食事指導加算	生活支援員による食事中の見守りや指導を行う体制を整えている施設・事業所の全利用者に対して加算 食事の提供を受けていることが前提（1日につき200円）	B型
就労移行支援負担軽減加算	就労移行支援事業を利用する場合に、月額負担額が0円となるよう加算する。	移行
就労継続支援負担軽減加算	就労継続支援B型事業所を利用する場合に、月額負担額が0円となるよう加算する。	B型
サポートプラン作成支援費	利用（予定）者が、セルフプラン実施者である場合に適宜作成にあたって必要な支援を行った場合に加算する。（1回につき5,500円）	移行・A型・B型
災害時個別避難計画作成費	災害時の障害者の避難やアンプ確認等を目的として、災害時の避難に関する計画を作成した場合。（1回につき7,000円）	移行・A型・B型 定着

相模原市
◆就労移行支援事業

補助事業名	内 容	備 考
民間障害福祉施設等運営費助成事業	障害者に対するサービスの向上及び地域に不足する事業等を促進し、指定障害福祉サービス事業者が、質の高いサービスを障害者に提供できるよう、介護給付費又は訓練等給付費に加算して事業者に助成する。各加算の内容、要件等は以下のとおり。	相模原市内の事業所に限る
処遇困難者加算	身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A1及びA2、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の利用者を受け入れた場合に加算（1日につき29単位）	
重症心身障害者加算	児童相談所が重症心身障害者と認定した利用者を受け入れた場合に加算（1日につき582単位）	
送迎加算	民間施設等が送迎サービスをする場合に加算 ○介護給付費等による送迎加算（Ⅰ）の該当民間施設等（片道1人あたり13単位） ○介護給付費等による送迎加算（Ⅱ）の該当民間施設等を除く（片道1人あたり13単位） ○介護給付費等による送迎加算の該当民間施設等を除く（片道1人あたり13単位）	同一敷地内の施設入所支援を利用する者を除く
機能訓練加算	作業療法士、理学療法士、あん摩マッサージ指圧師、機能訓練士または言語聴覚士等のうち必要な職員を配置し、利用者(身体障害者に限る)に対し機能訓練を行った場合に加算（1日につき144単位）	
栄養管理体制加算	栄養士を常勤換算1以上配置する場合に加算（1日につき33単位）	施設入所支援に関して同加算を算定する者を除く
就労移行支援体制加算	介護給付費等の基本報酬の定着率に応じて、下記の区分に該当する場合に加算 ○5割以上の場合（1日につき33単位） ○4割以上5割未満の場合（1日につき22単位） ○3割以上4割未満の場合（1日につき11単位）	

◆就労継続A型

補助事業名	内 容	備 考
民間障害福祉施設等運営費助成事業	障害者に対するサービスの向上及び地域に不足する事業等を促進し、指定障害福祉サービス事業者が、質の高いサービスを障害者に提供できるよう、介護給付費又は訓練等給付費に加算して事業者に助成する。各加算の内容、要件等は以下のとおり。	相模原市内の事業所に限る
処遇困難者加算	身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A1及びA2、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の利用者を受け入れた場合に加算（1日につき29単位）	
重症心身障害者加算	児童相談所が重症心身障害者と認定した利用者を受け入れた場合に加算（1日につき582単位）	
送迎加算	民間施設等が送迎サービスをする場合に加算 ○介護給付費等による送迎加算（Ⅰ）の該当民間施設等（片道1人あたり13単位） ○介護給付費等による送迎加算（Ⅱ）の該当民間施設等を除く（片道1人あたり13単位） ○介護給付費等による送迎加算の該当民間施設等を除く（片道1人あたり13単位）	同一敷地内の施設入所支援を利用する者を除く
機能訓練加算	作業療法士、理学療法士、あん摩マッサージ指圧師、機能訓練士または言語聴覚士等のうち必要な職員を配置し、利用者(身体障害者に限る)に対し機能訓練を行った場合に加算（1日につき144単位）	
栄養管理体制加算	栄養士を常勤換算1以上配置する場合に加算（1日につき33単位）	施設入所支援に関して同加算を算定する者を除く
就労移行支援体制加算	介護給付費等の就労移行支援体制加算を算定している場合に加算（1日につき16単位）	

◆就労継続B型

補助事業名	内 容	備 考
民間障害福祉施設等運営費 助成事業	障害者に対するサービスの向上及び地域に不足する事業等を促進し、指定障害福祉サービス事業者が、質の高いサービスを障害者に提供できるよう、介護給付費又は訓練等給付費に加算して事業者に助成する。各加算の内容、要件等は以下のとおり。	相模原市内の事業所に限る
処遇困難者加算	身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A1及びA2、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の利用者を受け入れた場合に加算（1日につき29単位）	
重症心身障害者加算	児童相談所が重症心身障害者と認定した利用者を受け入れた場合に加算（1日につき582単位）	
送迎加算	民間施設等が送迎サービスをする場合に加算 ○介護給付費等による送迎加算（Ⅰ）の該当民間施設等（片道1人あたり13単位） ○介護給付費等による送迎加算（Ⅱ）の該当民間施設等を除く（片道1人あたり13単位） ○介護給付費等による送迎加算の該当民間施設等を除く（片道1人あたり13単位）	同一敷地内の施設入所支援を利用する者を除く
機能訓練加算	作業療法士、理学療法士、あん摩マッサージ指圧師、機能訓練士または言語聴覚士等のうち必要な職員を配置し、利用者（身体障害者に限る）に対し機能訓練を行った場合に加算（1日につき144単位）	
栄養管理体制加算	栄養士を常勤換算1以上配置する場合に加算（1日につき33単位）	施設入所支援に関して同加算を算定する者を除く
就労移行支援体制加算	介護給付費等の就労移行支援体制加算を算定している場合に加算（1日につき16単位）	
工賃向上加算	前年度から前3年間における平均工賃が、前々年度の全国平均を上回っている場合（1日につき25単位）	

他市町村

◆就労移行・継続A型・継続B型

市町村名	補助事業名	内容	備考
横須賀市 〈その他〉市町村独自でなされている補助事業や制度	民間社会福祉施設従事職員育成費補助金	<p>[事業の概要] 横須賀市内の障害福祉サービス事業所のうち、下記の対象事業所に対して、週30時間を超える職員の賞与に要する経費を補助する。</p> <p>[対象事業所] 生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型</p> <p>[補助対象経費および基準額] 横須賀市の障害福祉サービス受給者証の交付を受けた人で、市内の生活介護事業所に通所している人 ・前期：17,000円×対象職員数 ・後期：23,000円×対象職員数</p>	
	障害者職場定着支援事業補助金	一般就労した障害者に職場定着支援を実施する障害福祉サービス事業所等に対する補助	
	障害者相談サポートセンター事業	人件費、運営費等（2か所） 補助額：60,872,000円	
鎌倉市	鎌倉市障害者就労移行支援金	<p>鎌倉市内に住所があり、次に掲げる要件をすべて満たしている障害のある人に対し、10万円（1人1回限り）を給付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市から就労移行支援または就労継続支援の給付を受けていた期間が連続して3か月以上。 ・就労移行支援または就労継続支援から一般就労に移行するための空白期間が3か月以内。 ・一般就労期間が同一の事業所で連続して6か月以上。 ・生活保護を受給していない。 ・市税等を滞納していない。 	就労継続支援A型・B型も同様
	鎌倉市障害者雇用奨励金	雇用した知的障害者または精神障害者1人につき月額7,500円を支給。（1日4時間以上、1月16日以上勤務した月のみ支給。）	就労継続支援A型対象
	鎌倉市障害者訓練等給付事業所家賃助成	小規模事業所から移行した事業所を対象として、1施設に対し1か月あたり家賃等の月額の2/3の額（ただし、100,000円を限度とする）を助成	小規模事業所から移行した事業所のみ 就労移行支援・就労継続支援A型も同様

鎌倉市	鎌倉市障害者雇用奨励金	中小企業が雇用した知的障害者または精神障害者1人につき月額20,000円を中小企業に対し支給。（1日4時間以上、1月16日以上勤務した月のみ支給。）	
	障害者就労支援事業所開設補助金	市内に就労移行支援事業所または就労継続支援事業所を開設する法人に対し、1事業所につき、工事費等の経費の2/3以内の額（ただし1,000,000円を限度とする。）を助成	
逗子市	知的障害者等雇用促進事業	<p>在宅の知的障がい者又は精神障がい者（以下「知的障がい者等」）の雇用を促進し、就労の定着を図るために就労継続支援A型を実施する事業主に対して報償金を支給する者。</p> <p>〈対象事業主〉 市内に住所を有する知的障がい者等を3か月以上雇用する市内外の就労継続支援A型を実施する事業主で次の要件を満たすもの。</p> <p>（1）勤務について原則1日4時間以上かつ10日以上であること。 （2）雇用契約を結んでいること。 （3）報償金は知的障がい者等の給与に充当すること。 （4）神奈川県最低賃金相当額を確保すること。</p> <p>〈支給金額〉 雇用した知的障がい者等一人につき月額30,000円を四半期毎に支給する。</p>	
海老名市	海老名市障害者福祉サービス事業所家賃助成金交付事業（就労B型対象）	地域作業所から法内移行を実施した指定障がい福祉サービス事業所に対して、月10万円を上限として家賃補助を行います。	
座間市 〈その他〉市町村独自でなされたい補助事業や制度	①地域生活支援拠点事業に係る緊急対応加算（短期入所）	①介護者や介護者家族の急病等による本人保護目的等で短期入所事業所が緊急の利用を受け入れた際に請求できる加算。 1日50,000円（1回の利用につき3日が上限）	
	②地域生活支援拠点事業に係る緊急対応加算（居宅介護）	②介護者や介護者家族の急病等による本人保護目的等で居宅介護事業所が緊急の利用を受け入れた際に請求できる加算。 24時間60,000円（1回の利用につき3日が上限）	

保健福祉に関する
サービスその他

■障害者優先調達推進法状況

単位：円

市町村名		調達目標額の有無	2022年度事業決算額	2023年度事業予算額	市町村名		調達目標額の有無	2022年度事業決算額	2023年度事業予算額	
政令市	横浜市	有	431,096,188円	前年度の調達実績(431,096,188円)を上回る額	県央	厚木市	有	9,018,877円	9,300,000円	
	川崎市	有	50,000,000円	57,500,000円		大和市	無			
	相模原市	有	3828428円	6239657円		海老名市	有	6,737,072円	前年度以上	
横須賀・三浦	横須賀市	有	5,299,944円	5,860,000円以上		座間市	無			
	鎌倉市	有	4,160,344円	3,500,000円		綾瀬市	有	921,809円	前年度実績以上	
	逗子市	有	7,180,089円	7,000,000円		愛川町	無			
	三浦市	有	1,154,040円	1,154,040円		清川村	無			
	葉山町	無				県西	小田原市	有	1,416,000円	1,400,000円
湘南東部	藤沢市	有	10,550,019円	11,605,000円			南足柄市	有	41134円	
	茅ヶ崎市	有	2,600,000円	3,100,000円			中井町	無	21000円	357000円
	寒川町	有	2,709,616円	2,700,000円	大井町		無			
湘南西部	平塚市	有	9,342,355円	前年度の実績額以上	松田町		無			
	秦野市	有	98040円	前年度決算額以上	山北町		無			
	伊勢原市	有	421000円	前年度実績額を上回る	開成町		有	228151円	287000円	
	大磯町	有	1,419,281円	850,000円	箱根町		無			
	二宮町	有	904,857円	前年度の実績を上回ることを目標とする。	真鶴町		無			
					湯河原町		有	100000円	100000円	

■障害者差別解消法について

市町村名	協議会設置の有無	取り組み	備考
神奈川県	設置している		
政令市	横浜市	設置している <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消支援地域協議会を開催している。 ・障害者差別の相談に関する調整委員会を設置し、紛争解決の仕組みを整えている。 ・本市全体で障害者差別解消について理解し取組を進めるため、庁内推進会議を開催している。 	
	川崎市	設置している <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットやチラシを作成し、区役所や関係機関等にて配布 ・市ホームページにて、制度概要や相談窓口、上記パンフレット等を周知 ・障害福祉関係事業者へ開設前説明会や集団指導の場において説明 ・その他、民間事業者向けの周知や市職員向け研修などにより、法の理解促進を図っている。 	
	相模原市	設置している 障害者差別解消法の施行後、障害者差別解消支援地域協議会を設置したほか、相模原市障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を策定している。また法律の周知のためにパンフレット等を作成し、市のイベント等で配布するほか、障害者週間に合わせた「心の輪を広げる体験作文」の展示とホームページへの掲載、津久井やまゆり園事件の日（7月26日）に合わせた図書館の資料展示、外部講師を招いての職員向け研修を実施している。	
横須賀・三浦	横須賀市	設置を検討している	
	鎌倉市	設置している 「鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱」を令和元年6月28日に施行し、協議会を開催している。	
	逗子市	設置している 逗子市障がい者差別解消支援地域連絡会を設置。地域における関係機関等のネットワークを構築し事例収集を行い地域の差別解消への取り組みを行っている。	
	三浦市	設置している 三浦市障害者自立支援協議会の部会として、差別解消法部会を設置している。	
	葉山町	設置している 自立支援協議会に設置している。	
湘南東部	設置している	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者差別に関する相談・事例及び対応について ・障がい理解促進のための取組について 	

市町村名		協議会設置の有無	取り組み	備考
湘南東部	茅ヶ崎市	設置している	<p>令和3年5月の法改正に伴い、企業に対する障がいのある方への合理的配慮が義務化されたことから、この周知に向けて次の取り組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月3～9日の「障害者週間」に合わせて、障がい者の就労を支援する店舗とコラボし、コーヒーの割引とともにチラシを配布し理解促進につなげた。 ・「みんなにやさしいお店ちがさき」ステッカーを作成し、市内店舗等に配布した。 ・差別解消に係る講演会を実施予定 	
	寒川町	設置している	<ul style="list-style-type: none"> ・H27年度以降 職員向けの研修を毎年実施 ・H29.4.1 寒川町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を制定 ・啓発活動として、広報・町ホームページ・自治会の回覧・寒川総合図書館での企画展示のぼり旗を作成し、イベントで活用などを必要に応じて実施。 	
湘南西部	平塚市	設置している	<p>(障害者差別解消支援地域協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湘南西部障害保健福祉圏域の3市2町(平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町)にて、「湘南西部圏域障害者差別解消支援地域協議会」を設置(取組状況) ・障害者差別実態把握のためのアンケート(当事者及び事業者) ・職員対応要領の作成 ・職員研修 ・事例収集 他 	
	秦野市	設置している	湘南西部保健福祉圏域の平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町の3市2町が共同で設置している。地域協議会、ワーキングチームを実施して、各市町で普及啓発活動に取り組んでいる。	
	伊勢原市	設置している	<ul style="list-style-type: none"> ・湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会を圏域の市町(平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町)で設置(H28) ・湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会設置・運営指針を策定(H28) ・伊勢原市における障害を理由とする差別の解消を推進に関する対応要領、伊勢原市職員対応要領に係る留意事項策定(H28) ・全職員への対応要領に関する周知 ・市新採用職員研修の実施 ・湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会で研修会、フォーラムの開催 	
	大磯町	設置をしている	湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会として、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町で共同設置している。	
	二宮町	設置している	湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援協議会として、平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町にて共同設置。	

市町村名		協議会設置の有無	取り組み	備考
県 央	厚木市	設置を検討していない	障害者総合支援法に規定する厚木市障害者協議会を活用している。	
	大和市	設置を検討していない		
	海老名市	設置している	自立支援協議会の下部組織として設置し、定期的に協議会を開催しています。	
	座間市	設置している	地域自立支援協議会内に障がい者差別解消支援協議会の役割及び機能を持たせた権利擁護部会を設置した。	
	綾瀬市	設置を検討していない		
	愛川町	設置を検討している	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者協議会を活用する方向で検討している。 障害対応要領及び相談窓口対応における配慮マニュアルを策定し、全庁的に周知、取り組みを行っている。 	
	清川村	設置している		
県 西	小田原市	設置している	<p>実施している取り組み内容</p> <p>《協議会》</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関等が対応した相談に係る事例の共有 障害者差別に関する相談体制の整備 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発 <p>《職員向け》</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する小田原市対応要領の策定 新人職員向けに障害者差別解消法と合理的配慮についての研修を実施 <p>《市民向け》</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別相談への対応 合理的配慮の提供をするための費用の助成 	
	南足柄市	設置を検討していない		
	中井町	設置している	足柄上地区1市5町と共同設置	

市町村名	協議会設置の有無	取り組み	備考
県西	大井町	設置を検討していない	
	松田町	設置を検討していない	
	山北町	設置を検討していない	
	開成町	設置を検討していない	
	箱根町	設置している	小田原市・足柄下郡圏域で設置
	真鶴町	設置している	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会にて障害者差別解消法への理解促進、事例共有、普及啓発に取り組んでいる。
	湯河原町	設置している	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町自立支援協議会権利擁護部会

■市町村独自の物価高騰対策の助成について

市町村名		あり・無	補助・助成 内容
政令市	横浜市	有	障害福祉施設等物価高騰支援金の交付（障害者就労支援センター）
	川崎市	無	
	相模原市	有	障害福祉サービス事業所等を運営する法人から申請を受けて、運営するサービスの区分に応じた支援金を給付しています。
横須賀・三浦	横須賀市	有	市内に所在がある事業所に対して、要綱で定める金額の補助金を交付。
	鎌倉市	有	鎌倉市社会福祉施設等物価高騰対応支援金
	逗子市	無	
	三浦市	無	
	葉山町	有	国の交付金を活用して、障害福祉サービス事業所に対して光熱水費の補助を交付した。
湘南東部	藤沢市	有	令和5年度藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金
	茅ヶ崎市	無	
	寒川町	無	
湘南西部	平塚市	無	
	秦野市	無	
	伊勢原市	有	・新型コロナウイルス感染症、原油価格、物価高騰の影響を受けている市内の障がい者施設等への運営支援として、障がい者施設物価高騰支援給付金の支給
	大磯町	無	
	二宮町	無	

市町村名		あり・無	補助・助成 内容
県央	厚木市	足	交付金の交付（予定）
	大和市	無	
	海老名市	無	
	座間市	無	
	綾瀬市	無	
	愛川町	有	物価高騰対策事業として、町内にある病院1施設、診療所27施設、薬局16施設、福祉系施設60施設に町民の健康と福祉の保持・増進のために事業を継続している施設に支援金を交付した。
	清川村	有	清川村医療機関等物価高騰対策支援交付金
県西	小田原市	無	
	南足柄市	有	福祉事業所等物価高騰対策支援給付金（国の交付金を活用し、令和5年度の実施）
	中井町	無	
	大井町	無	
	松田町	有	運営費助成金支給
	山北町	無	
	開成町	無	
	箱根町	無	
	真鶴町	無	
	湯河原町	無	

各市町村の精神障害者への主な施策・制度（抜粋）

各市町村ホームページ・県障害児者のための制度案内参照による内容も記載

※〇級の表示は、精神保健福祉手帳の等級を表記

市町村名	事業名	内容
政令市 横浜市	福祉特別乗車券の交付	市内を運行する民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付。（1～3級）、市内に住所を有する70歳未満の手帳所持者。市営バス、市営地下鉄、
	障害者世帯住み替え住宅家賃助成	建て替え等による立ち退き要求を受けた障害者に対して、入居当初必要となる保証料を助成する。
	民間住宅あんしん入居事業	家賃等の支払い能力があるにもかかわらず、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅へ入居が困難な方に対し、協力保証会社を利用した家賃保証等の入居支援を行う。 制度対象：精神保健福祉手帳所持、市内に6か月以上在住または市内精神障害者施設か精神科病院に6ヶ月以上入所、入院している等
	民間住宅あんしん入居事業利用者への入居保証料助成	民間住宅あんしん入居事業を利用される障害者に対し、入居当初必要となる保証料を助成することで、退院・退所促進を図る。
	市営住宅への入居優遇	（1・2級）：当選倍率優遇、（1～3級）：単身入居を認める。
	横浜市精神障害者地域生活推進事業	障害者総合支援法の要件を満たさない入院中の精神障害者等の地域移行・地域生活を継続させるための支援を行った場合に助成する。
	移行支援に係る借地・借家費補助金交付事業	地域作業所、小規模通所授産施設、地域活動支援センター精神障害者地域作業所型等を3年以上実施した事業所が、法定事業所に移行した場合に助成する。月額5万円までは全額、5万円を超える部分は3/4を助成する。（助成限度月額42万5千円）
	精神障害者入院医療援護金助成事業	「精神保健及び障害者福祉に関する法律」に基づき精神科病院又は、一般病院の精神科に入院している精神障害者。 月10,000円の援護金を助成（所得制限あり） （1）市内に住居登録があること （2）入院の形態が医療保護入院もしくは任意入院であること （3）入院患者と同一世帯員全員の市民税所得割額を合計した額が104,000円以下であること （4）同一病院に月20日以上入院していること （5）医療費自己負担が月10,000円以上であること。
	自立生活アシスタント派遣事業	単身等で生活する者が地域生活を継続するために、「自立生活アシスタント」を派遣して、具体的な生活の場面での助言やコミュニケーション支援を行います (1)訪問・電話等による相談・助言（衣食住・健康管理・消費生活・余暇活動の支援など） (2)コミュニケーション支援（対人関係調整・関係機関との連絡調整の支援など）
	横浜市障害者施設等通所者交通費助成事業	障がい者が施設通所に要する交通費及び送迎介助者が送迎に要する交通費について、その一部を助成 対象：市内に居住する15歳以上の通所者で、公共交通機関や自家用四輪自動車を利用している方。
	ガイドボランティア	日常生活に必要な買い物、通所・通学などで外出する場合に、ガイドボランティアが付き添います。
	家庭ごみふれあい収集 粗大ごみの持ち出し収集	（1～3級）ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら家庭ごみをごみ集積場所（粗大ごみは指定場所）まで持ち出すことができない「ひとり暮らしの方」
	粗大ごみ処理手数料の免除	（1級の方がいる世帯）粗大ごみの処理手数料を年間4個分まで免除します。粗大ごみとして収集しない（粗大ごみ処理手数料の減免に該当しない）機器があります。
	中央図書館の図書配送貸出	横浜市に在住在勤・希望する図書・雑誌を自宅まで配送。一人6冊まで。1カ月貸出。登録制
自動車運転免許取得費用の補助	（1～3級）各都道府県公安委員会が指定した自動車教習所で免許を取得する場合に、技能教習に要する費用の3分の2を補助します。ただし補助額は100,000円以内です。	

市町村名	事業名	内容
横浜市	自転車駐車場の整理手数料の免除	(1～3級) 横浜市営の有料自転車駐車場の手数料が免除されます。
	駐車禁止除外指定車の指定	(1級) 対象者が現に使用・利用中の車両で、「駐車禁止除外指定車(歩行困難者使用中)の標章を掲出している場合には、次の場所で駐車できる。除外標章は、対象者本人に対して交付。道路標識などで駐車が禁止されている場所、パーキングメーター、パーキングチケット設置区間(県によっては除外されていないところもある)
	上下水道基本料金の減免	(1級)(2級及び知能指数75以下または身体障害者手帳3級) 水道料金の基本料金相当額(月829円)と下水道使用料の基本額相当額(下水の区域により月661円又は26円)が免除されます。
政令市 川崎市	精神障害者入院医療援護金助成	精神病院(床)に入院している精神障害者のうち、一定の条件(市内住居・前年所得8万7千円以下)を満たすものに対し、月1万円の援護金を助成する。
	居住支援制度	保証人が見付からない障害者への入居機会の確保と安定した居住継続支援
	あんしん賃貸支援事業	民間賃貸住宅や協力店を紹介
	市営住宅公募時の優遇	(1・2級) 市営住宅募集時に優遇区分を設置。市営住宅に入居資格のある方。
	福祉手当(経過措置)	(1～3級) 月額14,600円の手当が5・8・11・2月に分けて障がい者の指定した口座に支払う。所得制限有。20歳以上の旧福祉手当受給者のうち障害を理由とする年金、及び特別障害者手当を受けていない方に昭和61年度以降、支給要件に該当する経過措置として福祉手当を支給。
	福祉バス運行事業	次の団体および施設の方々に、研修会、社会見学、スポーツおよびレクリエーションのため利用するとき。利用人員は20人以上45人以内(そのうち約半数が障害児者であること)とします。 (1) 障害児者福祉団体 (2) 障害児者福祉施設費用は、無料とします。ただし、有料道路通行料、駐車料、および宿泊の場合の乗務員の宿泊料は、利用者負担とし、1回の利用は原則として1泊2日以内とします。1団体が年度内(4月から翌年3月)に利用できる回数は2回までです(ただし、1泊2日の利用及び1回に2台のバスを利用した場合は、それぞれ利用回数を2回として計算。)
	災害時要援護者避難支援制度	災害時に、自力で避難することが困難で援護を必要とする方々の、災害時における避難を支援する制度です。名簿登録の申し込みをしていただき、登録後、区役所から地域の支援組織(町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員など)に名簿を提供します。支援組織の支援者が御自宅を訪問し、災害が起きた場合の情報伝達や避難方法及び必要な支援等について確認を行います。
	家具転倒防止金具の取り付け事業	震災発生時に起こりうる家具の転倒事故を防止するため、ひとり暮らし高齢者又はひとり暮らし障害者等が居住する家屋の家具への転倒防止金具の取り付けを無料で行う。
	災害時緊急連絡カード	災害時をはじめとした緊急時に自分の安全を守るために、「災害時緊急連絡カード」の作成をお勧めします。必要事項を記入し、身に付ける、家の分かりやすい場所に置く、又は、家族や親しい近所の方にあらかじめ渡すなどをおきましょう。緊急時の救護活動や治療のための重要な情報となるほか、万が一の時の安否確認にも役立ちます。
相模原市	障害福祉サービス負担上限月額軽減制度	障害福祉サービスの利用にかかる負担上限月額がある方のうち、所得税が非課税である場合等に負担上限月額の一部を助成し、利用者の負担を軽減する。

市町村名		事業名	内容		
横須賀・三浦	横須賀市	市立施設の使用料の減免	手帳の提示。利用施設によって全額減免または半額減免。体育館、プール、総合福祉会館、横須賀美術館等		
		精神障害者雇用奨励金	精神障害のある方を3か月以上雇用しようとする事業主に対して月額30,000円の奨励金支給（国による特定求職者雇用開発助成金等の適用がある場合は、国の助成制度が優先）		
		横須賀市重度障害者等福祉手当	重度障害者月額 5,000円、中度障害者月額 4,000円、ただし、65歳以上で初めて障害者の認定を受ける人については対象外		
	鎌倉市	鎌倉市障害者就労移行支援金	鎌倉市に住所があり次に満たしている要件をすべて満たしている障害のある人に対し、10蔓延（1人1回限り）を給付 <ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市から就労移行支援または就労継続支援の給付を受けていた期間が3か月以上 就労移行支援または就労継続支援から一般就労に移行するための空白期間が3か月以内 一般就労期間が同一の事業所で連続して6か月以上 生活保護をじゅきゅうしていない 市税等を滞納していない 	就労継続支援A型・B型も同様	
		鎌倉市障害者雇用奨励金	中小企業が雇用した知的障害者または精神障害者1人につき月額20,000円を中小企業に対し支給。（1日4時間以上、1月16日以上勤務した月のみ支給。）		
		障害者雇用報奨金支給制度	精神障害者保健福祉手帳所持者を雇用する事業主に対し雇用した障害者1人につき月額30,000円以内の奨励金を支給。就労継続A型事業所の場合は、月額7,500円以内を支給。（1日4時間以上、1月16日以上勤務した月のみ）		
		タクシー利用料金助成制度	（1級）500円の利用券を4枚/月（年間48枚）630円の利用券を3枚/月（年間36枚）	毎年度どれかを選択 但し所得制限有り	
		自動車燃料費助成事業	（1級）本人又は同居の家族が所有する自家用で、本人または同居の家族が運転する場合に限り、自動車燃料の一部を助成。1,500円の助成券を年間12枚交付。		
		福祉有償運送利用助成事業	（1級）300円の利用券を4枚/月（年間48枚）		
		心身障害者扶養共済制度と共済掛金の助成	障害者をもつ保護者（65歳未満）が加入し一定の掛け金を支払い、保護者に万一のことがあった場合に障害者に年金を支給する制度で、一定の要件を満たせば、加入者が支払う掛け金（基本分）を助成する。		
		障がい者就労支援事業所開設補助金	市内に就労移行支援事業所または少雨労継続支援事業所を開設する法人に対し、1事業所につき、工事費等の経費の2/3以内の額（ただし1,000,000円を限度とする。）を助成。		
		第一次産業連携促進補助金	第一次産業のうち、農業及び水産業に取り組む市内の福祉事業所に対し、農具購入費等の2/3以内の額（ただし500,000円を上限とする。）を助成。		
		市営住宅入居の優遇制度	市営住宅の入居申込資格があって、申込者または同居しようとする親族が、1～4級の身体障害、1～2級の精神障害者、又は同程度の障害と認められる知的障害者		

市町村名	事業名	内容	
湘南東部	藤沢市	市営住宅の入居優遇	当選率が通常より高めに設定
		文化施設、スポーツ施設等の減免	
		特定健康診査・がん検診の一部負担金の免除	1.2級 一部負担金が免除され無料
		一声ふれあい収集	生活ごみ（大型ごみ・特別大型ごみを除く）・資源を集積場所まで持ち出すことが困難で、家族等の協力が得られない精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方、市職員が玄関先等から週1回安否確認の声をかけながら収集
		公共自動車駐車場駐車料金の減免	1～3級
		市営有料自転車等駐車場利用料金の減免	1～3級 駐車料金の50%減額
	茅ヶ崎市	自立生活支援用具の支給	（1級） 火災警報器・自動消火器
		コミュニティバス乗車割引	（1・2・3級）者本人及び介護者（1名）半額 手帳の提示
		市営施設利用料免除	市内在住の障害者手帳を持っているご本人と付き添いの方1名個人利用料金免除
		茅ヶ崎美術館観覧料免除	市内在住の障害者手帳を持っているご本人と付き添いの方1名観覧料免除
		茅ヶ崎市障害者団体バス借上げ事業	障害者の団体がバスを借りて行う研修、レクリエーション、その他の社会活動への参加を目的として行う事業についてバスの賃借料と燃料費を補助します（1団体当たり年間3回）市内在住の障がい者及びその家族又は支援者で構成され、そのうち障がい者の割合が1/3以上である団体で、宿泊を伴わない事業。バスの賃借料と目的地までの往復に要する燃料費を合算して得た額と8万円を比較して、いずれか少ない額。
寒川町	更生訓練費	就労移行支援または自立訓練のサービス利用者（所得により自己負担額あり）	
湘南西部	秦野市	重度障害者医療費助成	（1級）保険診療における自己負担額を助成（入院も含む）。手帳当初交付時65歳未満、所得制限あり。
		秦野市在宅障害者福祉手当	（1級）年額 35,000円 （2級）年額 30,000円 ・1年以上市内に在住している。 ・施設等に入所、精神科の病院に6ヶ月以上入院している場合は対象外。
		障害児及び障害者施設等通所交通費助成	（1級、2級、3級）最も経済的な経路での金額を支給（1ヶ月の定期代が上限） ・福祉タクシー券や自動車燃料費助成との重複受給不可。また施設等から交通費を支給されている方は受給不可。生活保護受給者は対象外。
		在宅重度障害者等福祉タクシー事業	（1級）タクシー券500円×4枚/月（自動車税減免者は半数） ・交通費助成受給者、自動車燃料費受給者、生活保護受給者は対象外。
		上下水道基本料金の減免	（1級、2級）上下水道 市民税所得割非課税世帯のみ対象（生活保護受給世帯は除く）
	伊勢原市	重度障害者医療費助成	（1級）保険対象医療費の自己負担分（通院のみ） 年齢制限・所得制限あり
		福祉手当	（1級）年額25,000円 （2級）年額17,000円 市内居住者（施設入所を除く）
		上水道基本料金の減免	（1級）上下水道 減免（下水道は浄化槽・くみ取り便所は対象外）
		通所交通費助成 電車バス	（1級、2級、3級） 補助有
		交通費助成 タクシー	（1級）福祉タクシー券を交付。4月交付500円券48枚、100円券30枚、申請月により交付枚数が異なる。 ・市内居住者（施設入所を除く）

市町村名	事業名	内容	
県央	大和市	自動車燃料費助成	(1級) 1カ月2,000円を限度に、自分の所有する車を自ら運転する方に助成(1級のみ。医師の許可を得た場合に限る)
		紙オムツの支給	(1級) 紙おむつが必要な在宅の65歳未満に年間約500枚を支給(1級のみ、就学児以上)
	海老名市	障害者地域作業所等の運営費補助	毎年4月1日現在で近隣市町のⅢ型事業所に通う市民の人数を基準として補助を行う協定を結んでいる。 委託・補助額2,199,000円(年度末に支払い)
		重度障がい者医療費補助	(1級、2級) 保険対象医療費の自己負担分を全額助成(保険診療分以外は対象外) ・65才未満の手帳取得者・生活保護受給者は除く。
		福祉手当	(1級) 36,000円 (2級) 12,000円
		通所交通費助成・電車バス	(1級、2級、3級) 実費または一月の定期運賃の安い方(ただし、市外の場合は9割支給) ・交通機関を利用して社会福祉施設に通所していること
	座間市	交通費助成・タクシー	(1級、2級) 月2,000円分、申請時期に残期間の分を一括交付。 ・手帳の提示
		粗大ごみ収集手数料減免	・身体、精神、療育障害者手帳所持者世帯および座間市母子等福祉手当の受給世帯 ・その他市長が必要と認めた場合 年間5点
		ふれあい収集	1.介護保険法による要介護1～5の方 2.身体障害者手帳の障害1級～2級の方 3.精神障害者保険福祉手帳1級の方 4.障害年金の受給者で1級の方 5.その他、特に市長が認めた方
	綾瀬市	コミュニティバス運賃の割引	(1・2・3級) 手帳提示により、180円が100円に
		市民スポーツセンター利用料の減免	(1・2・3級) 利用料の半額免除 登録が必要
		放課後デイサービス支援事業	・放課後等デイサービス事業者に対し、職員の雇用に要する経費の一部を助成 ・医療的ケア児の受け入れのための消耗品等の購入
		日中一時支援事業	支給を受ける障害者が市町村民税非課税者、又は同一世帯のものが市町村民税非課税者、生保を受けている者
	県西	小田原市	訪問入浴サービス事業
食の自立支援事業			精神障害者保健福祉手帳1級所持の単身者等、1食 500円、4ヶ所(精神対象事業所数)
重度障がい者緊急通報システム事業			精神障害者保健福祉手帳1級所持の単身者等
障がい者就職支度金給付費			精神障害者保健福祉手帳 1, 2級所持者等(利用料:20,000円)
障害者自動車運転免許取得費助成事業			精神障害者保健福祉手帳所持者等(限度額:100,000円)
日中一時支援サービス事業費			精神障害者保健福祉手帳所持者等(収入に応じる)3ヶ所(精神対象事業所数)

市町村名	事業名	内容	
県西	南足柄市	重度障害者医療費助成	(1級) 保険適用医療の自己負担分の助成※入院対象外 要件: 所得制限
		南足柄市重度障害者等福祉年金	(1級) 12,000円/年 要件: 県在宅障害者手当と同一。他障害と重複、市内1年以上在居65歳以下
		南足柄市障害者診断書作成料助成事業	(1・2・3級) 障害者手帳を取得、更新または等級変更するときなどに添付する指定医師の診断書に要した診断料について、2000円を上限として助成します。上限2000円(市民税非課税世帯)
		通所交通費助成	(1・2・3級) 公共交通機関の場合、半額が助成対象。(その他規程有り) 要件: 福祉タクシー券制度、燃料費助成との併用不可
		重度障害者福祉タクシー券	(1級) 初乗り分チケット3枚/月
		上下水道基本料金の減免	(1級) 上下の基本料減免
	中井町	重度障害者医療費助成	(1級) 保険診療の自己負担助成 要件: 通院医療費のみ
		通所交通費助成	(1・2・3級) 通所事業所までのバス・電車運賃の半額を助成。自家用車の場合は距離に応じた額を補助。 要件: 障害福祉事業所に通所していること。
		交通費助成(タクシー)	(1・2級) 町と協定を結んでいる事業者のタクシーで利用できる500券を年に24枚交付。 要件: 自動車燃料費の助成を受けていないこと
	大井町	重度障害者医療費助成	(1級) 保険診療の自己負担分助成 通院医療のみ
		障害者施設通所交通費助成	(1・2・3級) 通所にかかる交通費の定期券額の二分の一
		交通費助成(タクシー)	初乗り運賃相当額の助成 月2枚年間最大24枚交付
	松田町	重度障害者医療費助成制度	(1級) 通院のみ助成。65歳未満の新規対象者。所得制限有り。
		知的障害者及び精神障害者施設通所者交通費助成事業	(1・2・3級) (公共交通機関) 最安運賃×通所日数×1/2・(自家用車) 距離に応じた金額×通所日数÷施設開所日数×1/2・(施設車両利用者) 自己負担分全額を助成。要件: 施設に通所している在宅の精神・知的障害者。
		まちなり福祉パス在宅重度障害者等福祉タクシー利用助成事業	(1・2・3級) (まちなり福祉パス) 富士急湘南バスの町内通行区間のみ7,340円/年(在宅重度障害者等福祉タクシー) 初乗り運賃を補助する券を2枚/月配布。要件: (まちなり福祉パス) 1~3級該当(タクシー) 1級のみ該当
	山北町	重度障害者医療費助成	(1級) 入院医療は対象外 要件: 所得制限、年齢制限あり
		障害者施設通所交通費助成	(1・2・3級) 通所交通費の半額補助 要件: 在宅のみ
		交通費助成(タクシー)	(1・2級) 年間24,000円分 要件: 在宅のみ
	開成町	重度障害者医療費助成	(1級) 保険診療の医療費の自己負担分を助成。※精神科入院の医療費は対象外。 要件: 所得制限有。65歳以降の重度等級取得は不可。
		交通費助成(タクシー)	(1・2級) 初乗り運賃分を年間36枚まで支給。 要件: 町で定める所得制限有。
	湯河原	福祉タクシー利用助成	令和5年度からタクシーの初乗り運賃分を障がい者手帳1級の方に、年間12枚助成

※ 市町村では、公共施設利用料金入場料等の割引や免除、市民税町民税の障害者減免、心身障害者扶養共済制度の受付等、上記記載外にも精神障害者へのサービス制度があります。調査内容に変更がある場合もあります。詳細については各市町村の担当窓口でお尋ね下さい。

神奈川県制度 (抜粋)

精神障害者入院医療介護金助成	精神病院(床)に入院している精神障害者のうち、一定の条件を満たすものに対し、月1万円の介護金助成	
在宅重度障害者等手当	在宅の「重度重複障害者等」(身体・知的・精神障害のうち2つ以上重度の障害者手帳所持者等)	
県営住宅への入居優遇	一般申込者より当選率を良くしている。	
県営住宅使用料減免	家賃の減免(要件有り)精神障害者も対象となる場合がある。	
県営水道の基本料金免除	(1級のいる世帯)基本料金及び基本料金に係る消費税相当額減免(利用要件有)	
タクシー運賃の割引	タクシー運賃が10%割引	
駐車禁止の規制対象からの除外	駐車禁止除外標章交付を受けた障害者が乗車している場合規制対象から除外(1級)自立支援医療給付者	
神奈川県福祉バス	障害者の方が、レクリエーションなどの団体活動に利用できます	
かながわともしびセンター障害者ITサロン	パソコンに関する情報提供、自主学習スペースの設置	
施設等の料金割引	県立公園・三溪園・横浜美術館・ズーラシア・等 無料もしくは割引	
かながわ権利擁護相談センター(あしすと)	専門相談(弁護士・成年後見制度等)地域の相談支援機関への支援	神奈川県社会福祉協議会
かながわ成年後見推進センター	成年後見制度一般相談 出張説明会・相談会	
日常生活自立支援事業	利用者との契約によりサービスの利用支援、金銭管理等 利用料有(各市町村社協)	
かながわ福祉サービス適正化委員会	福祉サービスの利用や内容などに関する苦情解決第三者機関	
障害者就業・生活支援センター	就労それに伴う日常生活上の支援 他 地域就労援助センター・精神障害者就労準備・社会適応訓練等	
障害者仕事サポート事業	神奈川県障害者就労相談センターでは、身近な地域での就労相談等に対応するため、地域相談コーナーを設	
	け「障害者しごとサポーター」を配置しています。一般企業等で働くことを希望する障害者の就職から職場定着までを、「障害者しごとサポーター」がさまざまな関係機関と連携しながら、支援します。	
■その他の制度やサービス(実施されている市町村や未実施市町村あり。社会福祉協議会や民間企業等のサービスも含む)		
生活福祉貸付資金	更生資金、福祉資金 (各市町村社会福祉協議会 利用条件あり)	
税金等の減免	所得税障害者控除・市民税・県民税の非課税・市民税・県民税の障害者控除・贈与税・相続税の障害者控除・自動車税の減免・自動車取得税の減免・軽自動車税の減免	
公共料金等の減免	水道料金等の減免・ふれあい案内(NTT電話番号案内料の免除)・マル優(少額貯金等利子非課税)制度・住宅金融公庫の融資・携帯電話使用料割引。NHK受信料(要件有)・J:COMNETハートフルパック(精神1級インターネットの割引)	
心身障害者扶養共済制度	障害者を持つ保護者の互助共済制度 (担当窓口は各市町村障害福祉担当課)	

神奈川県の福祉制度については、神奈川県保健福祉部障害福祉課で作成された「障害児者のための制度案内」をご参照ください
 インターネットホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syogaifukusi/tyousei/seidoannai/index.html>

市町村調査回答担当課

市町村名		担当部署名	TEL	FAX	市町村名		担当部署名	TEL	FAX	
政令市	横浜市	健康福祉局障害施策推進課	045-671-3603	045-671-3566	県央	厚木市	福祉部障がい福祉課	046-225-2225	046-224-0229	
	川崎市	精神保健課	044-200-3608	044-200-3932		大和市	健康福祉部障がい福祉課	046-260-5667	046-262-0999	
	相模原市	高齢・障害者福祉課	042-707-7055	042-753-4395		海老名市	障がい福祉課	046-235-4812	046-233-5731	
横須賀・三浦	横須賀市	民生局福祉部障害福祉課	046-822-9839 (聴覚障害のためFAXでお願いします)	046-825-6040		座間市	障がい福祉課	046-252-7132	046-252-7043	
	鎌倉市	健康福祉部障害福祉課	0467-61-3975	0467-25-1443		綾瀬市	福祉部 障がい福祉課	0467-70-5623	0467-70-5702	
	逗子市	福祉部障がい福祉課	046-873-1111	046-873-4520		愛川町	福祉支援課	046-285-6928	046-285-6010	
	三浦市	保健福祉部福祉課障害福祉グループ	046-882-1111	046-881-0148		清川村	保健福祉課福祉係	046-288-3861	046-288-2025	
	葉山町	福祉課	046-876-1111	046-876-1717		県西	小田原市	福祉健康部障がい福祉課	0465-33-1467	0465-33-1317
湘南東部	藤沢市	障がい福祉課	0466-50-3528	0466-25-7822			南足柄市	福祉健康部福祉課	0465-73-8047	0465-74-0545
	茅ヶ崎市	福祉部 障害福祉課	0467-82-1111	0467-82-5157			中井町	福祉課	0465-81-5548	0465-81-5657
	寒川町	福祉課 障がい福祉担当	0467-74-1111	0467-74-5613	大井町		介護福祉課	0465-83-8011	0465-83-8016	
湘南西部	平塚市	障がい福祉課	0463-21-8774	0463-21-1213	松田町		福祉課	0465-83-1226	0465-44-4685	
	秦野市	障害福祉課	0463-82-7616	0463-82-8020	山北町		福祉課	0465-75-3644	0465-79-2171	
	伊勢原市	障がい福祉課	0463-94-4721	0463-95-7612	開成町		保健福祉部福祉課	0465-84-0316	0465-85-3433	
	大磯町	福祉課 障がい福祉係	0463-73-4530	0463-73-1285	箱根町		福祉部福祉課	0460-85-7790	0460-85-81 24	
	二宮町	福祉保険課	0463-75-9289	0463-73-0134	真鶴町		福祉課町民支援課	0465-68-1131	0465-68-5119	
					湯河原町		社会福祉課	0465-63-2111	0465-63-2940	

※ ご協力いただきありがとうございました。

編集後記

神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会（以下、県精連）の要望調査委員会では、毎年神奈川県下33市町村に障害福祉サービスに関するアンケートを送り、回答をまとめこの市町村補助事業調査票を作成しております。

各市町村担当課の皆様にはお忙しい中、回答に多大なるご協力を頂き、誠にありがとうございます。
今年度のアンケート項目の中には、物価高騰対策に対する各市町村の助成に関しましても追加させていただきました。
同じ神奈川県でも補助事業への取り組み方は様々であることがこの調査票からも見て取れると思います。

県精連要望調査委員会は、神奈川県への要望活動を毎年行ってきました。

県精連は、「我が国の精神病者は実にこの病を受けたるの不幸の外（ほか）に、この国に生まれたるの不幸」、その地域に生まれた不幸を改善すべく活動してきました。

神奈川県に住む精神障がいを抱えた方が、どの地域に在住していても平等にサービスを受けることができ、安心した地域生活を送ることが出来るようにこれからも活動していきたいと思っております。

調査をまとめるにあたり、それぞれの項目において表記の違いがありますが、市町村の違いが見て取れるように頂いた回答のまま載せておりますことをご了承ください。

特定非営利活動法人 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会（略称：県精連）

〒254-0026 平塚市立中堂4-29 2F

TEL : 0463-79-9441

FAX : 0463-79-9443

URL : <http://www.kenseiren.sakura.ne.jp/>

Em : kenseiren@theia.ocn.ne.jp